

令和 7 年 12 月会議

津幡町議会会議録

令和 7 年 12 月 4 日再開

令和 7 年 12 月 11 日散会

津幡町議会

令和7年津幡町議会12月会議会議録

目 次

第1号（12月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午後1時30分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第68号～議案第88号）	3
1. 議案に対する質疑	10
1. 委員会付託	10
1. 散会（午後2時14分）	10

第2号（12月5日）

1. 出席議員、欠席議員	11
1. 説明のため出席した者	11
1. 職務のため出席した事務局職員	11
1. 議事日程（第2号）	12
1. 本日の会議に付した事件	12
1. 開議（午前10時00分）	13
1. 議事日程の報告	13
1. 会議時間の延長	13
1. 諸般の報告	13
1. 町政一般質問	13
6番 小町 実議員	13
14番 道下政博議員	18
1番 池野翔吾議員	23
11番 塩谷道子議員	28
2番 柴田洋一議員	31
1. 休憩（午前11時39分）	33
1. 再開（午後1時00分）	33
2番 柴田洋一議員	33
9番 西村 稔議員	37
5番 小倉一郎議員	44

13番 向 正則議員	49
1. 休 憩 (午後2時40分)	53
1. 再 開 (午後2時50分)	53
4番 中島敏勝議員	53
3番 東 克彦議員	65
7番 竹内竜也議員	72
1. 散 会 (午後4時56分)	79
第3号(12月11日)	
1. 出席議員、欠席議員	81
1. 説明のため出席した者	81
1. 職務のため出席した事務局職員	81
1. 議事日程(第3号)	82
1. 議事日程(第3号の2)	82
1. 本日の会議に付した事件	82
1. 開 議 (午後1時30分)	83
1. 議事日程の報告	83
1. 会議時間の延長	83
1. 諸般の報告	83
1. 議案上程(議案第68号～議案第88号、請願第10号～請願第12号)	83
1. 委員長報告	83
1. 委員長報告に対する質疑	85
1. 討 論	85
1. 採 決	90
1. 質問上程(質問第2号)	92
1. 質疑・討論の省略	92
1. 採 決	92
1. 議員派遣の件	93
1. 休 憩 (午後2時11分)	93
1. 再 開 (午後2時12分)	93
1. 議会議案上程(議会議案第3号)	93
1. 提案理由・質疑・討論の省略	93
1. 採 決	93
1. 閉議・散会 (午後2時14分)	94
1. 署名議員	95

令和7年12月4日（木）

○出席議員（16名）

議長	八十嶋 孝司	副議長	小町 実
1番	池野 翔吾	2番	柴田 洋一
3番	東 克彦	4番	中島 敏勝
5番	小倉 一郎	7番	竹内 竜也
9番	西村 稔	10番	酒井 義光
11番	塩谷 道子	12番	多賀 吉一
13番	向 正則	14番	道下 政博
15番	谷口 正一	16番	河上 孝夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	矢田 富郎	副町長	坂本 守
総務部長	酒井 英志	総務課長	田中 圭
企画課長	中嶋 徹郎	財政課長	杉田 純也
市民生活部長	宮崎 寿	生活環境課長	由雄 宏一
健康福祉部長	山嶋 幸	福祉課長	長陽子
産業建設部長	本多 延吉	都市建設課長	松岡 隆司
会計管理者 兼会計課長	田中 健一	消防長	高戸 勇一
消防次長	北嘉 明	教育長	吉田 克也
教育部長	北山 ゆかり	教育総務課長	本多 克則
河北中央病院事務長 兼事務課長	細山 英明		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美和	議会事務局次長	山本 慎太郎
総務課担当課長	有沢 雅子	総務課副主幹	山下 雅裕
監理課副主幹	佃田 直史	企画課係長	上谷 武

○議事日程（第1号）

令和7年12月4日（木）午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第68号～議案第88号）

（質疑・委員会付託）

議案第68号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

議案第69号 令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 令和7年度津幡町病院事業会計補正予算（第3号）

議案第71号 令和7年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第72号 令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第73号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 津幡町議会議員及び津幡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 津幡町総合交流型宿泊研修施設条例及び津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例の一部を改正する条例について

議案第79号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第80号 石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置について

議案第81号 津幡町高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例について

議案第82号 津幡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第83号 津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第84号 指定管理者の指定について

議案第85号 町道路線の認定について

議案第86号 財産の取得について

議案第87号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（5災219号準用河川笠野川河川災害復旧工事）

議案第88号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜再開・開議＞

○八十嶋孝司議長 ただいまから、令和 7 年津幡町議会12月会議を再開いたします。
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日再開の12月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から12月11日までの 8 日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

○八十嶋孝司議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
本12月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において16番 河上孝夫議員、1番 池野翔吾議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。
本12月会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。
次に、町長から地方自治法第180条第 2 項の規定による報告第11号 専決処分の報告について（請負契約の締結についての議決の一部変更について（津幡運動公園長寿命化対策工事（令和 7 年度テニスコート））の報告がございました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本日までに受理した請願第10号から請願第12号までは、津幡町議会会議規則第91条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による令和 7 年 9 月分及び10月分に関する例月出納検査、並びに地方自治法第199条第 9 項の規定による財政援助団体等監査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第 3 議案上程の件を議題とし、議案第68号から議案第88号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長　登壇〕

○矢田富郎町長　本日ここに、令和7年津幡町議会12月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和7年も残すところ12月のみとなりました。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震から、間もなく2年が経過いたします。甚大な被害となった奥能登地方を初めとして、復旧は、現在も引き続き急ピッチで進められております。しかしながら、本格的な復旧、復興には時間を要しているところでございます。

本町におきましては、最も被害が大きかった緑が丘区の町道緑が丘17号線の崩落に係る道路災害復旧工事が、今月中に完了する見込みとなりました。

町道崩落に伴い影響を受けた8世帯の方々につきましては、現時点においてもなお避難指示が発令中であり、石川県による長期避難世帯として認定されておりますが、本工事の完了により、速やかに避難指示及び長期避難世帯認定の解除となる予定でございます。

約2年間にわたり、御不便をおかけしておりましたが、避難されていた皆様を初め、国、県や工事関係者の皆様の御協力により、ようやく工事完了の御報告をさせていただることに感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、避難指示及び長期避難世帯の認定が解除されたとはいえ、すぐに以前のような生活に戻ることは簡単ではないと思われます。ここから新たな生活再建に向か、できる限り支援をしてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解、御協力をお願い申し上げる次第でございます。

一方で、能登半島地震により被災した下水道施設につきましては、災害査定の結果、町全体で約61億2,000万円の被害額となり、今後、約10年をかけて復旧工事を行う予定となっております。本格復旧まで長期となりますが、その間は、仮設での対応により極力、日常生活に支障がないよう努めますので、御理解、御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

さて、本年におきましても、全国では大きな自然災害が多数発生しております。

1月には、宮崎県沖の日向灘を震源とする最大震度5弱の地震が発生いたしました。この地震による被害は少なかったものの、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から発表され、南海トラフ巨大地震の前兆かと警戒されたものでございました。

6月から7月にかけて、鹿児島県のトカラ列島近海で震度5弱以上の地震が8回観測されております。11月25日には、熊本県阿蘇地方で震度5強の地震が発生し、その後余震も続きました。その他にも九州、中国地方での線状降水帯の発生や、伊豆諸島での台風など、ことし1年だけでも自然災害により多数の死傷者が出ております。

このような災害は、いつどこで発生するかわかりません。また、ことしの5月に石川県が公表した地震被害想定調査において本町は、従前よりも大きな被害が想定されております。職員に対して、今後も万が一の事態に備えて、常に危機感を持って業務に当たるよう指示をしているところでございます。

一方で、津幡町では、特にスポーツの分野において、全国的にも注目を浴びました。

まず、大相撲では、本町の広報特使である大の里関が快進撃を続けました。

昨年の11月場所で2度目の幕内最高優勝を果たし、大関昇進を決めた大の里関は、ことしに入

ってからもさらに強さを見せ、3月場所、5月場所と2場所連続での幕内最高優勝により、史上最速、初土俵からわずか13場所で横綱昇進となり、8年ぶりの日本出身横綱として注目を集め、大相撲人気復活の起爆剤となりました。本町といたしましても、6月29日にシグナス通りを中心に横綱昇進祝賀パレードを実施したところ、本町の人口とほぼ同じ3万7,000人の方が駆けつけました。また、同日には、本町3人目となる町民栄誉賞の贈呈もさせていただきました。

その後も9月場所では、自身5度目であり、横綱として初めての優勝を果たしました。先の11月場所では、最後まで優勝争いをしておりましたが、左肩の脱臼により千秋楽は休場を余儀なくされ、11勝4敗という成績でございました。これから長い相撲人生を考え、けがが完治するまでは静養し、次の初場所からは気持ちを切りかえ、再び強い横綱として臨んでいただければと思っておるところでございます。

また、本町出身の欧勝海関につきましては、昨年から引き続き十両として土俵に上がり、途中けがもあり、休場を余儀なくされたこともありましたが、着実に実力をつけ、11月場所では、ついに新入幕を果たしました。

その11月場所では、初日こそ新入幕を感じさせない力強い相撲で白星をあげましたが、その後は8連敗となってしまいました。しかしながら10日目からは6連勝と勝ち続け、負け越しはしたもののが最小限の黒星に抑えることができました。来場所は、何とか幕内に残留となるのではないかと予想されます。

この欧勝海関の幕内昇進報告会が、今月21日に町福祉センター大ホールにて開催されます。また、この報告会の際に、本町の広報特使としての委嘱状を交付する予定となっております。報告会では、欧勝海関から今後に向けた力強い言葉が聞けるものと期待をしており、初めて臨んだ幕内の経験を生かして、日々稽古を重ね、いつの日か横綱大の里関と優勝をかけて、本町出身の両力士が結びの一番で相撲をとることを夢見ているところでございます。

今後も両力士とも、けがには十分注意され、本町に明るい話題を提供してくれることを願い、精一杯応援したいと思っているところでございます。

次も、スポーツの話題となります。本年1月19日に本町の町民栄誉賞の第1号、第2号となった金城梨紗子さんと恒村友香子さんの旧姓川井姉妹についてでございます。

お二人の功績につきましては、オリンピックでの金メダル獲得など、既に御承知のとおりでございますが、ことしは妹の友香子さんにもお子様が誕生し、姉の梨紗子さんに次いで、母でも世界王者となることが期待されております。産後の復帰戦となった10月12日に静岡県で開催されましたフォーディズ杯全日本女子オープン選手権では、3位となりましたが、本人からは、次に向けて頑張ろうという気持ちでいっぱいとの言葉があり、現役を続ける意思を表明いたしました。

しかしながら、その前日に、梨紗子さんが現役引退を発表されました。現役選手としての活躍を今後見られなくなることは寂しくはありますが、今後は友香子さんのコーチなどを務めるということでございます。

オリンピックにおいて、姉妹で金という快挙は、今後も簡単に破られることのない金字塔でございます。本町の名を全国に広めていただいたお二人を誇りに思い、大変感謝し、今後のお二人の活躍に期待している次第でございます。

本町の文化スポーツ交流館は、その川井姉妹の功績をたたえ、その施設名がレッスルとなりました。ここで創設されましたキッズレスリングクラブ、サン・キッズ・レスリングでは多くの子

供たちが、日々練習に励んでおります。ここで育った子供たちが将来、再び本町からのオリンピックメダリストとなることを夢見ている次第でございます。

それでは、議会9月会議以降の町政の概況について御報告させていただきます。

10月12日、津幡町防災総合訓練を刈安小学校及び中条公園を会場に実施しました。

早朝から、消防団、各地区自主防災クラブなど、多数の関係機関から約400人の皆様に参加をいただき、刈安小学校では避難所開設・運営訓練を、中条公園では避難誘導訓練を初め、各種実動訓練を行い、緊急時・非常時に備えた個人の行動や住民同士の協力体制、そして各防災機関の連携などについて確認することができました。

今後もこうした訓練を重ね、自助、共助、公助それぞれの重要性を確認し、防災体制を充実させてまいりたいと思っております。

議会の皆様には、早朝からの巡回まことにありがとうございました。

11月3日、令和7年度津幡町表彰、津幡町教育委員会表彰の贈呈式を、文化会館シグナスホールにおいて挙行いたしました。

文化功労、特別功労スポーツ賞、スポーツ賞、芸術文化奨励賞、スポーツ奨励賞、教育奨励賞、合わせて5つの団体と173の方々に贈呈いたしました。

受賞者各位の御功績をたたえますとともに、今後も精進を重ねられ、さらなる御活躍を祈念申し上げる次第でございます。八十嶋議長には、御祝辞を頂戴し、また議員各位の御臨席を賜りましたことにありがとうございました。

11月23日、現在行われている駅伝の中では、東京箱根間往復大学駅伝競走大会に次いで古く、回数においては国内最多と言われる、第104回河北潟一周駅伝競走大会が、文化会館シグナスを発着点に、3部門、53チームの参加により開催されました。

ことしは、能登半島地震の影響により、中継所及びコースを一部変更して実施されましたが、各チームは、歴史と伝統ある河北潟コース6区間、25.7キロメートルを力強く走りぬき、全チームが無事ゴールを果たしました。

本大会に参加した選手の皆様の健闘をたたえますとともに、大会関係者の皆様には、大会の開催と運営に御尽力いただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

この伝統ある河北潟一周駅伝競走大会が、今後も末永く開催されますことを心から願っているところでございます。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第68号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第6号）について。

本補正是、歳入歳出それぞれ13億5,343万9,000円を増額するものでございます。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

町税では、現年課税分に係る個人町民税5,000万円を増額するものでございます。

分担金及び負担金では、農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費分担金や保育園保育料に係る民生費負担金などの増により、2,397万9,000円を増額するものでございます。

国庫支出金では、障害者自立支援給付事業や障害児発達支援給付事業等に係る民生費負担金、土木施設災害復旧事業に係る災害復旧費負担金、放課後児童健全育成事業や放課後児童クラブ施設整備事業等に係る民生費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る教育費補助金などの増により、6億5,259万3,000円を増額するものでございます。

県支出金では、地籍調査費に係る総務費負担金の減額はあるものの、障害者自立支援給付事業や障害児発達支援給付事業等に係る民生費負担金、集落営農活性化プロジェクト促進事業や農業機械再取得等支援事業等に係る農林水産業費補助金、農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費補助金などの増により、1億9,569万9,000円を増額するものでございます。

繰入金では、人材育成基金繰入金を減額する一方、財源調整による財政調整基金繰入金や能登半島地震復興基金繰入金などの増により、1億5,967万6,000円を増額するものでございます。

町債では、小学校空調設備整備事業の減による教育債の減額はあるものの、庁舎等整備事業に係る総務債や、農林及び土木施設災害復旧事業に係る災害復旧債などの増により、2億6,460万円を増額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、県負担金減額変更に伴う地籍調査事業費や実績見込みによる職員給等の減額はあるものの、庁舎東棟照明LED化改修工事費に係る庁舎等整備事業費や、令和8年4月24日任期満了の町長選挙の準備経費に係る町長選挙費などの増により、3,002万4,000円を増額するものでございます。

民生費では、実績見込みによる職員給等の減額はあるものの、扶助費として障害者自立支援給付費や、学童保育委託料に係る放課後児童健全育成事業費、子どものための教育保育給付費負担金等に係る認定こども園等運営費などの増により、2億5,118万3,000円を増額するものでございます。

農林水産業費では、実績見込みによる職員給等の減額はあるものの、能登半島地震により被災した農業用機械等の修理・再取得に対する補助金に係る農業機械再取得等支援事業費や、森林保全対策造林事業補助金に係る森林保全対策造林事業費などの増により、2,323万5,000円を増額するものでございます。

商工費では、宿泊施設利用補助金に係る観光宣伝推進費や実績見込みによる職員給等などの増により、2,703万7,000円を増額するものでございます。

教育費では、中条小学校空調設備整備工事等に係る小学校費学校施設整備費の減額はあるものの、部活動費補助金に係る中学校費放課後課外活動推進費、ナックルフォア艇修繕費に係る漕艇競技推進費や、実績見込みによる職員給などの増により、3,744万9,000円を増額するものでございます。

災害復旧費では、令和5年7月及び令和7年8月豪雨災害に係る農林水産施設及び公共土木施設の補助及び単独災害復旧事業費として、9億8,366万3,000円を増額するものでございます。

第2表債務負担行為は、石川県知事選挙及び津幡町長選挙ポスター掲示場費などの2つの事業について、表のとおり期間と限度額を定め、追加するものでございます。

第3表地方債補正は、庁舎等整備事業ほか5事業について、限度額を表のとおり変更し、また保育施設 災害復旧事業ほか5事業を追加するものでございます。

次に、**議案第69号** 令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正是、歳入歳出それぞれ2億5,317万2,000円を追加するもので、歳入においては、現年度分特別徴収保険料に係る介護保険料や、介護給付費交付金等に係る支払基金交付金の増額、歳出においては、実績見込みによる職員給等に係る地域支援事業費の減はあるものの、居宅介護サービス給付費等に係る保険給付費の増額が主なものでございます。

次に、**議案第70号** 令和7年度津幡町病院事業会計補正予算（第3号）について。

本補正は、資本的収入においては、建設改良費に係る企業債750万円の増額、資本的支出においては、医療機器購入費に係る建設改良費755万7,000円を増額するものでございます。

次に、**議案第71号** 令和7年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）について。

本補正は、収益的支出においては、職員給等に係る営業費用142万7,000円の増額、資本的支出においては、職員給等に係る建設改良費73万6,000円を増額するものでございます。

次に、**議案第72号** 令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本補正は、資本的収入においては、令和7年8月豪雨による災害復旧事業に係る国庫補助金など2億4,790万円の増額、資本的支出においては、災害復旧事業等に係る建設改良費2億4,795万2,000円を増額するものでございます。

次に、**議案第73号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、一般職の職員等の給料表を国に準じた給料表に改正し、初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025カ月分引き上げ、期末手当においては、令和7年12月の支給割合を1.275カ月分に、令和8年6月及び12月の支給割合をそれぞれ1.2625カ月分とし、勤勉手当においては、令和7年12月の支給割合を1.075カ月分に、令和8年6月及び12月の支給割合をそれぞれ1.0625カ月分とする改正を行うものでございます。

次に、**議案第74号** 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を0.05カ月分引上げ、1.775カ月分とし、令和8年6月及び12月の支給割合をそれぞれ0.025カ月分ずつ引き上げ、1.75カ月分とする改正を行うものでございます。

次に、**議案第75号** 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、議会議員の期末手当の支給月数を0.05カ月分引上げ、1.775カ月分とし、令和8年6月及び12月の支給割合をそれぞれ0.025カ月分ずつ引き上げ、1.75カ月分とする改正を行うものでございます。

次に、**議案第76号** 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、会計年度任用職員について国に準じた給料表に改正するものでございます。

次に、**議案第77号** 津幡町議会議員及び津幡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターに要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため、必要な改正を行うものでございます。

次に、**議案第78号** 津幡町総合交流型宿泊研修施設条例及び津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、本町が設置する公の施設である俱利伽羅塾及び河愛の里キンシューレの適正かつ安定

的な運営を確保するため、指定管理者が基準とする施設使用料の水準を見直し、近年の物価高騰に伴う、施設管理に係る電気料、燃料費などの直接経費や、人件費、資材費なども高騰していることから、利用形態に応じ指定管理者が利用料を徴収できるよう条例に定める上限料金を引き上げるため、必要な改正を行うものでございます。

なお、河愛の里キンシューレの利用料につきましては、利用形態に鑑み、指定管理者において、従前のままとなる予定でございます。

次に、**議案第79号** 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項について必要な改正を行うものでございます。

次に、**議案第80号** 石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置について。

本案は、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町で共同運用している消防通信指令事務について、令和8年4月1日から白山野々市広域事務組合を加え、新たに石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会として、共同で消防通信指令に関する事務を管理、執行する協議、運営を行うための協議会を設置するための規約を制定するものでございます。

次に、**議案第81号** 津幡町高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、本町が設置する公の施設であるウェルピア倉見の適正かつ安定的な運営を確保するため、指定管理者が基準とする施設使用料の水準を見直し、近年の物価高騰に伴う、施設管理に係る電気料、燃料費などの直接経費や人件費、資材費なども高騰していることから、利用形態に応じ指定管理者が利用料を徴収できるよう条例に定める上限料金を引き上げるため、必要な改正を行うものでございます。なお、あわせて減免規定も設け、最小限の引き上げとなる予定でございます。

次に、**議案第82号** 津幡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業に対応した新たな給付制度が創設され、令和8年度から開始されるため、本給付制度の本町における運営基準となる特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、必要な改正を行うものでございます。

次に、**議案第83号** 津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども・子育て支援法にもとづく乳児等通園支援事業が令和8年度から全国実施となることに伴い、国の定める基準に従った事業の設備・運営基準とするため、必要な改正を行うものでございます。

次に、**議案第84号** 指定管理者の指定について。

本案は、令和8年3月31日で指定管理期間が終了する津幡町総合体育館、津幡町テニスコート、津幡運動公園、津幡町艇庫につきまして、指定管理者選定委員会への諮問による答申を踏まえ、新たに令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、一般社団法人津幡町スポーツ協会を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、**議案第85号** 町道路線の認定について。

本案は、加賀爪口4番6地先を起点とし、加賀爪口12番7地先を終点とする道路を、町道加賀爪35号線として、道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

次に、**議案第86号 財産の取得について**。

本案は、津幡町立小学校3校・中学校2校に生徒用の端末機器Chomebook、1,688台を新たに購入するもので随意契約により、8,726万9,600円で三谷産業株式会社と現在仮契約を締結中であります、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、**議案第87号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について**。

本案は、5災219号準用河川笠野川河川災害復旧工事の請負契約の変更について、議会の議決をお願いするものでございます。

同工事は、制限付き一般競争入札により、令和6年7月18日付で大幸建設株式会社と1億5,070万円で請負契約を締結しておりましたが、復旧延長の左岸部延伸による、コンクリートブロック積工等の設計変更に伴い、契約の金額が1億20万3,400円増額の2億5,090万3,400円となったものでございます。

次に、**議案第88号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について**。

本案は、6災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事の請負契約の変更について、議会の議決をお願いするものでございます。

同工事は、随意契約により、令和6年9月11日付で、大幸建設株式会社と2億7,720万円で請負契約を締結しておりましたが、盛土工や地盤改良工等の設計変更に伴い、契約の金額が1,384万7,900円減額の2億6,335万2,100円となったものでございます。

以上の2件につきましては、現在、変更仮契約を締結中でありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

以上、本12月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を、御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第68号から議案第88号までは、配付しております議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時14分

令和7年12月5日（金）

○出席議員（16名）

議長	八十嶋 孝司	副議長	小町 実
1番	池野翔吾	2番	柴田洋一
3番	東克彦	4番	中島敏勝
5番	小倉一郎	7番	竹内竜也
9番	西村 稔	10番	酒井義光
11番	塩谷道子	12番	多賀吉一
13番	向正則	14番	道下政博
15番	谷口正一	16番	河上孝夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	酒井英志	総務課長	田中圭
企画課長	中嶋徹郎	財政課長	杉田純也
市民生活部長	宮崎寿	生活環境課長	由雄宏一
健康福祉部長	山嶋克幸	福祉課長	長陽子
健康推進課長	長田奈己	子育て支援課長	菅田邦雄
産業建設部長	本多延吉	都市建設課長	松岡隆司
上下水道課長	森敏光	会計管理者	田中健一
消防長	高戸勇一	兼会計課長	北嘉明
教育長	吉田克也	消防次長	北山ゆかり
教育総務課長	本多克則	教育部長	霜明晃
生涯教育課長	山崎明人	学校教育課長	細山英明
		河北中央病院事務長	
		兼事務課長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村美和	議会事務局次長	山本慎太郎
総務課担当課長	有沢雅子	総務課副主幹	山下雅裕
監理課副主幹	佃田直史	企画課係長	上谷武

○議事日程（第2号）

令和7年12月5日（金）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

＜町政一般質問＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。
質問時間内におさまるように、的確な質問をお願いします。
また、発言は議長の許可を得てから行ってください。
それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

6番 小町実議員。

〔6番 小町実議員 登壇〕

○6番 小町実議員 議席番号6番、小町実です。

おはようございます。本日は寒い中、多くの方々が傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。本日は2問の質問をさせていただきます。

まずは、町長選挙5期目の出馬を問うについて質問させていただきます。

この任期の4年間、津幡町においてはさまざまなことがありました。人々の生活様式が変わり大変苦しんだコロナ禍を乗り越え、屋内温水プールアザレアの完成、のるーと津幡の運行開始、また、令和5年7月の豪雨災害や令和6年1月の能登半島地震の災害対応、大の里の横綱昇進祝賀パレードなど数多くの出来事がありました。

矢田町長におかれましては、30年、50年後を見据えた、子の世代、孫の世代のためのまちづくりと、今を豊かに暮らすためのまちづくりを力強く推し進め、町の将来像にも掲げている、住んでみたい、ずっと住みたい、ふるさとつばたを目指し、各種施策に取り組んでいただき、津幡町の発展のために多大なる御尽力をいただき、ありがとうございます。

まずは、4期16年の町政運営の総括についてお伺いいたします。これまでおよそ16年間の町政運営を矢田町長が御自身としてどのように総括されているのか、成果とともに今後に向けた残された課題についてお示し願います。

第4代津幡町長の矢田剛さんは、昭和45年4月から津幡町長に就任以来、平成14年4月までの8期32年にわたり、御尽力をいただきました。町民の中には、矢田富郎町長の経験や実行力を高く評価し、もう一期、町政を担ってほしいという声も強くございます。私自身も町長の取り組みや業績には高い評価をしております。

またその上で、次期町長選挙に向けた町長御自身の進退判断について伺います。町民の間では、町長が続投を検討しておられるのか、また判断の時期がいつになるのかという点に注目が集まっています。

町長は現時点で、次期町長選への出馬についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。また、進退の最終判断を示す時期についても御説明願います。

仮に、町政の継承を意識される場合、どのような資質や姿勢を持つ人物が望ましいと考えておられるのか、またその人物像をお示しください。町長の進退判断は、本町の将来に大きく影響する重要な決断でもあります。さまざまな町民の思いを踏まえ、町長御自身は次期町長選についてどのような考え方なのか、現時点での可能な範囲でお答えください。

また、この12月会議では、ことし一年を振り返りということで漢字一文字でという問い合わせにも、時代や町の重大なことも踏まえて答えていただきました。ありがとうございます。大変失礼な質問かとも思い、ことしは悩みましたが、本年もぜひ、本年を振り返り、ことしの漢字をお願いいたします。

矢田町長、御答弁のほう、よろしくお願ひします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 小町議員の町長選挙5期目の出馬を問うとの御質問にお答えいたします。

まず、4期16年の総括ということでございますが、一言で申し上げますと、大変、幸せで多くの仕事をさせていただいた、そんな16年だったと思っております。

これも全て、副町長や教育長始め、職員の皆様のおかげであり、心から感謝しております。

また、議会の皆様からも時には激励もいただきながら御協力を賜りました。

いろいろな事業に御理解をいただきました、津幡町民の皆様にも大変感謝しております。

私が、初めて津幡町長に立候補させていただきましたのは、平成22年4月でございました。津幡町長に就任して以降、住んでよかったと実感できるまちづくり、そして町民の皆様の安全安心を最優先にしたまちづくりを信条として、津幡町の繁栄を願い、また町民の皆様の負託に応えるため、全力で町政発展に邁進してまいりました。

これまでの、4期16年を振り返りますと、まず本町の産業振興の中心を担う企業誘致推進の拠点となる工業団地が大坪地区で完成。既に新たな企業が進出しております。

さらに、隣接した東荒屋地区でも造成を進めているところでございます。

誘致事業といたしましては、金沢星稜大学スポーツキャンパスにつきましても、既に造成も終了し、今後開校した折には、町内に多くの若者が行き来し、特に周辺地域の活性化が期待されるところでございます。

子育て世代の支援といたしましては、子供医療費の無償化、小中学校の給食費をことし9月から中学生、来年4月からは小学生の無償化を実施できる運びとなりました。

また、幼少期から科学を身近に感じ、知的好奇心を育てる場として、こども科学館を文化会館

シグナス内に開設したところ、多くの子供たちが訪れております。

スポーツ関係におきましては、東京オリンピックで金メダルを獲得した川井姉妹の活躍、その活躍を未来につなげようと整備した、ジュニアレスリング教室では現在15人の子供たちが川井姉妹に續けと、将来のオリンピアンを目指して日々活動しております。

大相撲の世界では横綱大の里関、欧勝海関の二人の関取が本町出身として、大活躍しております。

取り組み前に、石川県河北郡津幡町出身のアナウンスが流れると感極まるものがあります。お二人の活躍は、スポーツの盛んな元気のあるまちとして、本町を日本中に発信してくれていると感じております。さらには、長年の要望でありました、屋内温水プールアザレアが令和5年4月に開業し、生涯スポーツや健康づくりの拠点として、オープン以来、活況を呈しております。そのほか、令和3年4月に開館した豊かな自然、里山の魅力を体感できる河合谷小中学校の跡地を生かした宿泊体験交流施設キンシューレは、町内外から多くの方に御利用いただいております。また、津幡駅東口の整備も進んでおり、新しい人の流れが創出され、交流人口定住人口の拡大につながることを期待しております。

このように、4期16年にわたるさまざまな施策は着実に成果を上げている一方で、未曾有の自然災害や経験したことのない感染症の脅威などもございました。

令和5年7月の線状降水帯による豪雨災害、令和6年1月の能登半島地震による自然災害の猛威がまさにその具体的な事例でございます。

幸いにも本町での人的被害は少なく、町民の皆様方の防災意識の高さと定期的に行っている防災訓練の賜物であったと感じております。また、令和3年1月に役場新庁舎が完成し、災害に強いまちづくりを進めている中であったことも幸いであったと思っております。

さて、5期目の津幡町長選挙に出馬するかどうかでありますが、私は、昭和58年1983年春、初めて石川県議会議員に当選し、来年春で政治活動丸43年になります。

33歳、若さで新風をキャッチフレーズに初挑戦した私も、今年9月には76歳となりました。

これまで多くの方々に支えられて今日を迎えました。

県議会議員時代には、当時は河北郡5町の皆様に、また県庁の皆様に、津幡町長になりましてからは、津幡町民の方々、副町長や教育長を初め、役場の職員にしっかりと支えられ、今日を迎えることができました。心から感謝をしております。

この間13回の選挙を戦いました。県議会議員選挙7回、町長選挙4回、そして、国政選挙2回であります。そのたびに、地元河北郡の方々には大きなお力添えをいただきました。

特に津幡町の皆様には、感謝しきれない気持ちでございます。また13回の選挙と一緒に戦い、時には私以上に体を動かし、傍らで支えてくれた妻には、本当に言葉では言いあらわせないくらい感謝しております。

その妻が何年も前から口癖のように言うのは、この仕事をいつやめるかわからないけれども、余力を持ってやめようよという言葉です。好きな旅行にも行きたいしね。

私も全く同じ思いでございます。

私は年齢でいうと、後期高齢者の仲間入りをしております。

日ごろから言っておりますが、年齢を重ねていきますと見た目には何ら問題はなくとも、見えないところで少しづつ衰えを感じてきております。

記憶力であったり、腰や膝の痛みなどもそうであります。

議員からは、高く評価しているとありがたい言葉をいただきましたが、体が5年前、10年前の自分についていけなくなっているのははつきりわかります。

したがって、さらに4年間というのは、役場の職員皆さんに、また津幡町民に迷惑をかけることになるであろうと思っております。

よって、来年春の町長選挙には、出馬しないことにしたいと思っております。

今後のことについて申し上げるならば、新しい公立河北中央病院の建設、津幡駅東口及び体験型観光交流公園の整備、さらには津幡駅・俱利伽羅駅間新駅の設置など、政策の達成状況はまだまだ道半ばであります。今後は、次の世代にその思いを託すことができる最良の選択だと感じております。これからは新たなリーダーが、皆様とともに津幡町の未来を築き、そして高らかに単独市制を目指すことを宣言できるようになることを心から願っております。

新たなリーダーについては、今この場で言及することは控えさせていただきたいと思います。

ただ、津幡町を愛し、津幡町の発展に尽力する情熱を持った方が、継承していただければと思っております。

町民の皆様には、4期16年にわたる長年の御支援と御理解をいただき、心より深く感謝を申し上げます。

今後におきましても、残りの任期を全力で取り組んでいく所存でございますので、引き続き津幡町の発展のために、皆様の御支援と御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、ことし1年を表す漢字ということでございますが、私は「輝（かがやく）」という字を選びました。

ことしは大相撲の大の里関が土俵の上で本当に輝いた年でございました。角界の頂点となる横綱への昇進、年間3度の優勝など、その活躍はまさしく輝かしい栄光に値するものでございます。

また、大の里関の出身ということで、本町が一気に輝く町となりました。

横綱昇進パレードなどで、全国から注目集めました。そして、何よりもこの横綱大の里関と入幕を果たした欧勝海関の活躍により、町民の皆様の顔が本当に輝いておりました。特に子供たちの輝く笑顔を見ていると、夢に向かって輝ける町にしたいと思います。

町政70周年の節目を迎え、30年、50年先もさらなる輝かしい未来へとつないでいきたいと思わせてくれました。

このようなことから、私はことし1年をあらわす漢字といたしまして、「輝（かがやく）」がふさわしいと思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 御回答ありがとうございます。

政治生活43年ということで、大変お疲れさまでした。長きにわたり津幡町のために御尽力いただいたことを心から感謝申し上げます。5期目には出馬されないという御判断をいただきましたが、これまでの取り組みや実績は町の大きな財産であり、地域の未来を支える礎となるものでございます。新しい体制へ移る中でも、ぜひお力添えをいただき、町制がよりよい方向に進むようお力を貸していただくよう思っております。私自身も町民のために、これまで以上に努めてまいります。

本日も、多くの傍聴者がお見えに来られ、大変ありがとうございました。

また、矢田町長とともに町の発展のために、県政・国政のために一緒に汗をかかれました後援会、また町民の皆様のことを思うと、大変感謝でいっぱいございます。

今回の答弁、これだけの多くの方が気にされていたと思うと、町制、いや県政にとっても重要な報告になったと思います。

また、最後の漢字一文字につきしましても、ことしは「輝（かがやく）」ということで、思い出になる漢字の一文字になるかと思っております。

それでは、続きまして、2問目の質問に移らさせていただきます。

商業施設や高等学校などに移動期日前投票所を設けることについてお伺いいたします。

近年、選挙への関心が薄れていくことや投票率が低下となり得る中、投票率の向上のためにもできることとして、投票しやすい環境づくりを進めていただきたいと思っております。特に若年層の投票離れが若干あります。本町においても同様の課題が見られ、町政に対する関心や参加意欲の低下が懸念されるところでございます。先の参議院議員選挙での津幡町の投票率は60.71%でした。

石川県内平均としましては58.69%で、平均より上ではあるものの、まだまだ40%の方が投票をされておりません。

来年の3月には石川県知事選挙、4月には津幡町町長選挙が行われる予定となっております。山間地や過疎地での高齢者や若者の投票率向上の施策として、商業施設や例えば津幡高校、石川高専などに期日前投票所として設置してはいかがでしょうか。近年、全国的に商業施設、駅、また道の駅など、短期間に移動期日前投票所を設置する自治体がふえております。買い物ついでに立ち寄られる環境は、働く世代や子育て世代、若者の投票率の底上げに寄与しているものと報告しております。本町においても、大型商業施設や地域の購買拠点となる店舗が複数あり、住民の動線を踏まえた上でも設置の効果が期待できると思います。

また、期日前投票所を高校に設置することは、18歳を迎える選挙権を得た高校生にとっても投票の機会を確保することにつながることだと思います。学校と連携は将来の政治参加にもつながる重要な取り組みでもあります。選挙や議員活動などにも興味や関心を持っていただき、議員のなり手不足を防ぐ一つの施策かもしれません。

移動期日前投票所とは、投票箱や選挙機材を積んだ大型車両が地域を巡回し、その車内などを有権者が投票できる仕組みです。これは投票所へ行くという従来の考え方から、投票所が来るという逆転の発想で、特に過疎地や交通手段が限られている高齢者の方々にとって、投票の機会を確保するため導入されております。また、商業施設や大学、コミュニティ施設などの身近な場所に投票所が来ることによって、これまで投票に行きにくかった方が投票しやすくなります。

金沢市では、移動期日前投票所の取り組みといたしまして、大学などに設置した事例などがありました。令和3年、衆議院選挙において若年層の啓発を目的として、路線バス事業者の協力を得まして、路線バスが車内に投票できる移動期日前投票所を設け、市内6カ所の大学を巡回し558票が投じられました。投票率向上を目指す新たな取り組みといたしまして、商業施設、高等学校などを活用した移動期日前投票所の導入の検討をお願いいたします。

総務課長、選挙管理委員会書記長であります、田中課長の御答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中圭総務課長 登壇〕

○田中圭総務課長 移動期日前投票所の導入を検討せよとの御質問にお答えいたします。

移動期日前投票所は、投票所に出向きにくい方でも身近な場所で投票できることから、投票の利便性の向上と投票参加の裾野拡大が期待できます。特に、移動手段の確保が難しい方や若年層に対する啓発や投票を喚起する点で、有効な方策とされております。

本町においても、投票日当日の町営バス無料化やSNS等各種広報媒体による選挙情報の発信など、選挙啓発に取り組んでいるところですが、全国的傾向と同様に、主に若年層の投票率の低さが課題となっております。そうした中で、近年は期日前投票所を利用する有権者が増加しており、今後もその割合は高く推移すると予想されます。そのため、移動期日前投票所は投票の利便性をさらに高めることができると期待できる手法の一つであると考えております。

移動期日前投票所の導入に当たりましては、投票管理者や立会人、投票所係員、車両運転手などの人員確保、必要な人員や機材を輸送でき、投票所として利用できる空間を持つ車の調達、選挙人名簿の対照に係る通信環境やシステムの検討、情報セキュリティ体制の構築等の課題も考えられますが、既に導入している自治体の運営方法や効果を参考に、場所の選定や費用負担についても十分に精査し、本町での導入の可能性を検討してまいります。

また、学校と連携した選挙啓発の取り組みといたしまして、期日前投票立会人につきまして、石川工業高等専門学校の学生に協力していただけないか、お願いしているところでございます。引き続き、投票率向上と若年層を含む幅広い世代への選挙啓発の取り組みを着実に進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 前向きな御検討ありがとうございます。

石川高専、並びに津幡高校の生徒さんも津幡町の生徒がたくさんとは言えませんが、複数おいでると思います。また、若者が選挙に関心をもっていたいただき、ゆくゆくは議員のなり手不足にもつながっていけばいいなとは思っております。今後の取り組みに期待しております。

よろしくお願ひいたします。

以上、小町終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町実議員の一般質問を終わります。

次に、14番 道下政博議員。

[14番 道下政博議員 登壇]

○14番 道下政博議員 14番、道下政博です。

先ほどの、矢田富郎町長、4期16年の町長の活動にピリオドを打つ決意をされたことに最大の敬意を表し、一般質問を続けさせていただきます。

質問といたしまして、第1問目でございますが、物価高対策としての国の重点支援地方交付金の拡充を受け、どのような活用を考えているかを質問いたします。

政府は11月21日、物価高対応などを柱に、大型減税などを含めて21兆3,000億円規模の経済対策を閣議決定いたしました。

物価高対策として公明党が拡充を進めてきました、重点支援地方交付金については、2兆円が計上されました。

自治体が独自の物価高対策に柔軟に活用できる同交付金は、公明党が創設し拡充を一貫してリードしてまいりました。

これまで、学校給食費の負担軽減やプレミアム付き商品券、L P ガスやプロパンガスの支援など自治体の実情に応じた幅広い支援策に活用してきました。

今回の重点地方交付金の推奨メニューには、米など食料品の高騰による負担を和らげるため、電子クーポンや、いわゆる、お米券のほか公明党が提案してまいりました、水道料金の減免など家計支援を後押しする政策が盛り込まれました。中小企業の賃上げに向けた生産性向上への補助や金融支援なども挙げています。

そこで、推奨メニュー2兆円の重点支援地方交付金・推奨事業メニューの10項目を確認、そして紹介をさせていただきます。

1番目としまして、食料品の物価高に対する特別加算で、米など、食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付するための支援。

2番目といたしまして、物価高騰に伴う低所得者世帯高齢者世帯支援で、低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（L P ガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援。

3番目といたしまして、物価高騰に伴う子育て世帯支援で、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費の支援。詳細といたしましては、低所得者のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する給食支援等も可能となっております。

4番目といたしまして、消費下支え等を通じた生活者支援で、物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して、消費を下支えする取り組みやL P ガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援。詳細といたしましては、物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能となっております。

5番目といたしまして、省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援で、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い替えなどの支援。

以上の5項目については、生活者支援の項目となります。

この後の5項目については、事業者支援となりますので、詳細については省略をして、5点の大項目のみを紹介させていただきます。

6番目としては、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備。

7番目としては、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援。

8番目として、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援。

9番目として、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援。

10番目として、地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援。

以上の10点の重点支援地方交付金のメニューを紹介いたしましたが、政府としては、この10項目の中から、具体的な重点支援を要請しているものと考えますので今後、町としてのスピード感をもって推し進めていただきたいと思います。

どうか、物価高で苦しんでいる多くの町民から喜ばれる物価高対策につなげるよう、知恵を絞って決定をしていただきたいと思いますので、矢田町長の思いをお聞かせいただきたいと思いま

す。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 道下議員の重点支援地方交付金の拡充を受け、どのような活用を考えるかとの御質問にお答えいたします。

先月21日、強い経済を実現する総合経済対策が閣議決定され、そして明くる週の28日には総額約18兆3,000億円にも及ぶ補正予算案が閣議決定されました。その中で、2兆円が重点支援地方交付金として地方へ交付されることとなり、その対象事業となる推奨メニューも示されております。国はこの補正予算の年内成立を目指しており、あわせて地方においてもできる限り早期の予算化、そして執行を求められているところでございます。

この総合経済対策の中には、重点支援地方交付金のほか、エネルギーコスト等の負担軽減対策や、子供1人当たり2万円を交付する予算なども盛り込まれております。

また、石川県におきましても、水道の基本料金を2ヶ月間無償化する予算を12月補正予算案に組み込むことを発表しております。

本町におきましても、ここ数年、国の交付金を活用しながらプレミアム付き商品券の発行や学校給食材料費の補助、中小事業者や福祉事業者に対するエネルギー価格高騰に対する補助金の交付などを実施してまいりました。先ほども申し上げましたが、今回の交付金対象となる事業につきましては、推奨メニューが提示されておりますが、制度の詳細に不明な点もまだございます。また、過去に実施されました、ほかの自治体の優良事例も今後提供される予定となっておりますので、現在は、過去に実施しました事業を参考に、今、どのような支援が町民に必要とされ、望まれているか、思案を重ねているところでございます。

いずれにいたしましても、制度の詳細が示され次第、速やかに予算計上し、事業を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひをいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 町民から喜ばれるような物価高対策につなげていただきますよう、またひとつお願ひをいたします。

それでは、2番目の質間に移ります。

多胎児家庭の負担軽減を図るためのサポーター派遣で家事育児支援をということで質問いたします。

双子や三つ子など多胎児を育てる家族の負担軽減策として、多胎児産婦の方たちに、サポーターを派遣してはどうかと提案いたします。

愛知県新居浜市で、今年度から実施しているもので、対象は市内在住で多胎児を妊娠している、または3歳までの多胎児を育てている家庭に支援をするものであります。

通院支援を10回程度。出産後は年間20回くらいまで利用でき、食事の準備や掃除、洗濯などの家事支援に加え、授乳やおむつ交換、沐浴などの育児支援ができるものであります。

近年は多胎児出産が多いようにも思います。新しい子育て支援策の一環として提案をさせていただきます。

矢田町長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長　登壇〕

○矢田富郎町長　多胎児家庭の負担軽減を図るためのサポーター派遣で家事育児支援をとの御質問にお答えいたします。

本町では、平成29年度から、ヘルパー派遣事業を実施しており、令和7年度からは制度改正により、子育て世帯訪問支援事業として、家事や育児に対する不安や負担を抱える子育て家庭や妊娠婦、不適切な養育状態にある家庭等に、安心して出産や子育てができる目的に、必要な支援を行っております。

支援内容といたしましては、食事の準備、洗濯、掃除等の家事支援、授乳、おむつ交換、着替え、沐浴等の育児サポート、また子育てに関する不安や悩みを聞くなどの育児支援があります。研修を受講した訪問支援員が、家庭を訪問し、支援を提供しております。利用時間は、1日1回当たり2時間以内、年間利用時間は1世帯当たり48時間までとなっており、今年度11月末現在において、3件、延べ37時間の利用がありました。その中では多胎児の家庭での利用はありませんでした。

また、金沢市を中心とした4市2町で構成される石川中央都市圏では、産後ケア事業を実施しており、産後1年未満の母子を対象に、日帰りで利用するデイサービス型、宿泊で利用する宿泊型、助産師が利用者宅に出向く訪問型から選択できます。これにより、母子の健康管理、休息、授乳・育児相談等のサービスを提供しております。今年度11月末現在において、9人、延べ28件の利用があり、多胎児の妊娠婦が訪問型を利用されました。助産師が家庭を訪問し、妊娠婦が家事をスムーズに行えるよう、乳児の授乳や見守り、不安の相談、情報提供等を行い、育児負担の軽減につながっております。

さらに、今年度からは、妊娠婦タクシー支援事業を実施しており、妊娠婦が健康診査や出産に伴う通院時のタクシー利用料金の一部を助成しております。対象は出産前後2ヶ月の妊娠婦で、11月末現在で48件の申請があり、うち16件、延べ35回の利用がありました。その中で多胎児の家庭での利用はありませんでした。

加えて、多胎児を妊娠している妊娠婦は、通常14回の妊娠健診よりも多く受診することが国から推奨されており、本町では令和6年度から多胎妊娠婦に対して、自己負担で受診した健康診査費用の助成も行っております。

今後も引き続き、妊娠届け出時や乳幼児健診等で子育てに関する情報提供を行い、多胎児を育てる家庭や、支援が必要な妊娠婦への負担を軽減し、安心して出産・子育てできる環境整備に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長　道下政博議員。

○14番　道下政博議員　今ほど御報告いただきました。ありがとうございます。

多胎児に限らずということで施策はね、いっぱいしていただいております。

多胎児の方の家庭環境を考えると、津幡町も他地域から引っ越して来られて、そして津幡町で出産をされる方も結構多い地域でございます。そういう意味ではニーズがまだまだ少ないのでもしかせんけれども、特に多胎児の方の苦労を考えると、やっぱり少しでも応援できる体制を今後もまた持続的に続けていただければというふうに思っております。

それでは、3番目の質問に移らさせていただきます。

耳のフレイル予防のため、定期的な聴力検査の開催をということで質問をいたします。

聴覚機能の衰えを早期発見するため、ヒアリングフレイル（耳の虚弱）チェック体験会を定期的に開催してはどうかということについて質問をいたします。

いよいよ私も今月で70歳を迎える年齢となり、私自身はまだ耳の不自由は感じてはいないのですが、私の周囲には70歳前後の人が多く、時々感じるのですが、なかなか1回の話では会話の内容が通じなくなって、聞き直しをされることが多くなっているなど、よく感じるようになっております。

少しでも早い気づきが大切であり、ともに早い治療が大切であることは言うまでもありません。ですが、一般的に聴力検査をする機会がなかなかないように思います。

そんなことから、聴力の低下に一早く気づくためにも、折に触れて自然に検査を受けることができる機会の必要性を感じた次第であります。

聴覚機能の衰えを早期発見するため、愛知県小牧市では、本年7月からヒアリングフレイル（耳の虚弱）チェック体験会を月1回開いているそうであります。

会場は、3カ所ある老人福祉センターの持ち回りで、60歳以上に発行される同センター利用証を持つ人は無料で受けられるそうであります。

検査は、みんなの聴能力チェックアプリを使用し、「ま」や「ぱ」などの20個の単音を聞きとるもので、検査時間は約5分程度とのことであります。

検査の結果、点数が悪い場合は、医療機関での受診や補聴器の購入などの提案ができ、耳のフレイル対策には有効と考えますので定期的な聴力検査の提案をさせていただきます。

健康福祉部長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 耳のフレイル予防のため、定期的な聴力検査の開催をとの御質問にお答えいたします。

本町では、令和3年度より、ふれあい・いきいきサロンに地区担当の保健師や管理栄養士等が出向き、フレイル予防の健康教室を実施しています。教室では、生活習慣病や認知症予防の講話に加え、握力・体組成などの測定を行い、高齢者の質問票によりフレイル度の把握を行っています。令和5年度からは口腔分野の内容も強化し、高齢者の健康づくりの普及啓発を進めています。

ヒアリングフレイルは、聴力低下を契機に活動性や交流が低下し、孤立・認知機能の低下・抑うつのリスクが高まる状態のことで、早期発見と予防が重要と認識しております。まずは、町広報やホームページ等で、聴覚機能の自己チェックの周知を行ってまいります。

また、みんなの聴能力チェックアプリの活用についてですが、パンフレットの配布等で、アプリの紹介は検討してまいりますが、ふれあい・いきいきサロン等の健康教室で、集団で実施することは難しいと考えます。ヒアリングフレイルを自己チェックできる機会を設けるなどの体制整備を検討してまいります。

あわせて、医療機関の受診を進めるなど、必要な支援につなげ、ヒアリングフレイルの予防に努めてまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 今ほど答弁にありましたとおり、いろんな形で健康チェックが進んでいくわけでございます。ただ、この聴能力については一定期間を超えると回復が難しいという話をよく聞きます。そういう意味では、この聴能力チェックを少しずつでも機会を多くもっていただいて、そして早期の発見につながっていくように努めてまいりたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひをいたします。

それでは、14番、道下政博の質問を以上で終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、1番 池野翔吾議員。

[1番 池野翔吾議員 登壇]

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾です。

先ほどから窓の外には大きな虹がかかりまして、まさに町長の長年にわたる功績を冬の寒空もたたえているのではないか、そのように感じているところでございます。

それでは通告の順番にしたがいまして質問をさせていただきます。

保育士の待遇改善を。

近年、全国的な保育士不足が叫ばれる中、各自治体は工夫を凝らした待遇改善を行っております。津幡町でも家賃補助などの政策を打って保育士確保に努めているわけでございます。

保育士確保は、移住定住者の子供の受け皿となる保育園、こども園の児童預かり枠を左右するため、子育てに魅力あるまちづくり、町の持続的な発展にとって重要なテーマでございます。

少し見方を変えますと、行政職員のノルマとは何でしょうか。国や自治体というのは住民がいて初めて必要とされ、公共サービスを税収によって提供し成り立っているものでございます。人口が減少し、消失の懸念のある自治体のリストが話題になることもありますし、夕張などの現状を見れば、いかに行政というのが人口によって成り立っているのかというのが、よくわかります。

ですから、私は首長をはじめとする特別職や行政職員のノルマは人口維持と人口誘致にあると考えております。それは私たち議員も同じであると思います。

では、人口流出を防ぎ移住者を誘致し、税金を納めていただける生産人口をふやすためにはどの世代に刺さる政策を打てばよいのか。これは簡単なことです。結婚し今から所帯を持つとする若い夫婦、幼児を抱え小学校に上がるまでに定住先を決めたいと考える親子です。これらの世帯に我が町へ魅力をもってもらって移住定住をしてもらうことが本町の持続的な発展に欠かせないと考えております。しかし、そのような層は日本全体の人口減少によりどんどん少なくなっています。我がふるさと津幡町を、子供や孫の顔が近くに見え生きがいを感じる。高齢の親の顔が近くに見え、時には頼ったり頼られたりする。そんな生きがいと安心を持って暮らせる、町長も掲げられる、安全で安心な津幡町。魅力と活気に満ちた持続可能な町にするためには、他の市町がやっていることと同じことをしていても遅いと私は考えております。

ですが、わが町の財政も度重なる災害などで苦しいことも重々承知しております。そこで予算のかからない子供・子育て政策はどんどん打っていくべきだと思い、今回の提案をさせていただくわけでございます。

話を戻しまして、働く保育士の年齢層に注目してみると、2020年の厚生労働省の発表によれば、30代未満が32.9%、30代が25.6%、40代が20.5%、50代が14.4%であるというデータがございます。働き盛りの30代、40代が、30台未満の年齢層より少ない理由には、保育士に占める女性

の割合が95.8%である状況を鑑みれば、結婚や子育てを機に離職しているとも見てとれます。

少し古いですけれども、平成29年に厚生労働省より、保育所等における保育士の子供の優先入所等に係る取り扱いについて、自治体へ文書が通達されてございます。

保育士の子供を優先して預かることで、保育士の妊娠、出産による離職を防ぐとともに、子育てのために離職した潜在保育士の掘り起こしを行い、保育士の職場復帰を促し、預かり枠の拡大による待機児童の解消や、保育士確保による保育の充実、また希望する保育園の入所などが可能となると思います。

そこで質問です。我が町では保育士の産後育休後の保育士の子供の預かりに関して、保育士確保、待遇改善の一環として、どのような取り組みを行っているか、保育士の子供の優先的な預かりは可能か、健康福祉部長にお伺いをさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 池野議員の保育士の待遇改善をとの御質問にお答えいたします。

保育士の子供の保育施設の利用に関して、本町では、地域の保育提供体制を安定的に維持・拡充するための人材確保策として、議員の御質問にある、国の保育士等の子供の優先入所に係る取り扱いについての通知に基づき、保育士の子供が保育施設を利用するに当たり、保育士の子供の優先度を上げる取り扱いを実施しております。具体的には、町内の保育施設の利用申込みを行う子供の保護者が、町内外の保育施設に保育士として勤務、または勤務予定の場合に、入所利用調整において、調整指数を加点しております。

これにより、保育士の勤務する保育施設が、子供の入園決定を把握した上で、当該保育士が職場に復帰することで、利用定員をふやすことを可能にし、保育の受け入れ枠の増加に大きく寄与しております。また、保育士が妊娠・出産後、円滑に職場復帰できる環境を整えることにより、仕事と家庭の両立を実現しながら、将来にわたって活躍することが可能となり、保育士の待遇改善にも大きな効果が見込まれるなど、地域の子育て基盤を守る公共性・合理性の高い施策でございます。

今後も、保育士の子供が優先入所できるよう、必要に応じて取り扱いを見直しながら、保育士の待遇改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 再質問をさせていただきます。

いま答弁にございましたとおり、優先的な入所についてお取り計らいをいただいているということはよくわかりました。ちなみに、この優先的な入所においてですね、申し込みの期間等についてはどのような形になっているでしょうか。一般の保育園・こども園の入所者と同じタイミングでの申し込みになるのか、それとも、そこに特別な優先を設けているのかお答えいただければお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 ただいまの再質問にお答えいたしたいと思います。

申し込み期間については、一般の保護者の方と同じ扱いとしております。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 今ほど御答弁いただきました、申し込み期間については、一般の保護者と同じということで、やはり保育園・こども園にとっては、緊急に保育園・こども園の先生をふやしたい、ふやさなければいけないということもあると思います。また、早め早めの職場復帰が利用枠の確保につながると思いますので、この期間についてもぜひ優先順位を上げていただけるようにお願いを申し上げたいと思っております。以上です。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。学校でのA Iに関する指導状況はということで質問をさせていただきます。

近年、A Iに関する技術は日進月歩で、簡単なプロンプト、つまり言葉による指示などで実際の映像と見分けのつかない動画や画像を製作したり、調べごとや原稿作成など、人間がやったのと見分けがつかないような、原稿用紙何枚分にもなるような文章をたった2、3秒でつくれてしまします。町の業務においても原稿作成、保育園、こども園の入園調整などにA Iが活用され、社会に普及していることは皆様も体感をしているところだと思います。

もちろん、A Iを活用して調べごとや創作活動をすることは、児童生徒にとって将来に向けた技術習得の観点から大変有意義ではあると思いますが、宿題をA Iに読み込ませて回答させたり、作文や工作などを考えるプロセスや個人の感性が生きてくる学習をA Iにさせてしまっては、個人が持つ能力や感性の醸成に悪影響を与えかねないとも思います。各家庭の考え方で、宿題などにA Iを使わせてしまう家庭も今後出てくるのではないかと思います。

文部科学省において、令和6年12月に初等中等教育段階における生成A I利活用に関するガイドラインを発表し、教育現場でのA Iの活用と注意点についてガイドラインをつくってございます。

津幡町の学校教育としてA Iを今後どのように授業などで活用していくのか、また、宿題など、家庭での勉強へのA Iの使用に関して児童生徒への倫理的な指導はどのようにしていくのか。町独自のガイドラインを作成する予定はあるのか。

教育長にお伺いをさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 学校でのA Iに関する指導状況はとの御質問にお答えいたします。

文部科学省の現行の学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として位置づけ、情報を主体的に捉え活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性が強調されており、各学校では、教科等横断的な視点で教育課程を編成し、各教科等の学習の過程で情報活用能力の育成に取り組むこととされています。

全国的には、A Iの活用を急速に進めている学校もありますが、本町の小中学校においては、現時点で授業の中でA Iの活用を積極的に進めるという状況にはありません。

生成A Iの活用には、個別最適な学びの充実、創造的表現の拡大、即時フィードバック等の利点があり、児童生徒主体の授業の一層の促進が期待されています。

一方で、誤った活用や依存的な利用により、思考力や読解力の低下、コミュニケーション能力の不足など、人としての成長に不可欠な能力が低下してしまうことが懸念されます。また、情報リテラシーやモラルの欠如によるトラブルや、事実とは異なる情報やもつともらしい嘘を生成す

るいわゆるハルシネーションの発生などのリスクもあわせ持っております。

文部科学省から出された、初等中等教育段階における生成AI利活用ガイドラインでは、生成AIは、人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げる有用な道具としつつ、生成AIの出力はあくまでも参考の一つである、最適解とは限らないことを認識し、最終的な判断と責任は人間が持つことが重要であるとされています。生成AIは、あくまで人間の判断を補助する道具であり、リスクや懸念を踏まえつつ、人間中心の利活用を行うことという基本姿勢が示されています。

本町では、この基本姿勢に沿い、まずは教職員の校務負担の軽減や、教材づくりの効率化など、内容の適切性を判断できる範囲での活用を進めていきます。児童生徒の学習場面で活用する際には、安全性を考慮した適正利用、セキュリティ対策及び個人情報や著作権の保護、情報モラルや倫理観の大切さ等に関する基本的な考え方の指導を徹底します。宿題などの家庭学習で利用する場合においても、同様の指導を行うとともに、保護者の理解と協力のもとでの適切な利用を呼びかけていきます。

最後に、本町独自のガイドライン作成についてですが、まずは昨年12月に文部科学省より示された、初等中等教育段階における生成AI利活用ガイドラインVer. 2.0に基づき、学校の実情に応じて適切な運用を進めてまいりたいと考えております。その上で、必要に応じて、町教育委員会としての留意事項や校務や学習上での使い方など、町としての手引きや指針の整備についても検討してまいります。

今後も、学びの質の向上と児童生徒の健全な発達の両立に向け、ICT環境やルールの整備、教職員研修を計画的に推進していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございました。

まずは、教職員からということで、やはりですね自分が使って、教職員自身が使って、そのAIというものに慣れて、どういう危険が潜んでいるのか、どのようなところに役に立つかということを、まず御自身たちが身をもって体験していただくことによって、子供たちにその経験を踏まえた上での指導ができると思いますので、いま教育長がおっしゃられた流れについては非常に賛同できるところでございます。また、今後そうやって学校の中で利活用していく中で課題が出てくると思います。お話の中にもありました、今後も指針の検討もあるということで、ぜひですね、津幡町が科学のまちでもございます。AIをフルに活用していただきながらも、その危険性をしっかりと子供たちに教えていただいて、津幡町が科学のまちとして今後、発展していくように教育のほうもしていただければというふうに思っております。ありがとうございました。

続いての質問に移らさせていただきます。

猫のTNR補助を増額せよという質問をさせていただきます。

さきの一般質問で、ふるさと納税を活用しTNR補助の拡充をとのことで質問させていただきました。本町では飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の増加、集団化による諸問題が各地で聞かれるようになっております。これは喫緊の課題でございますから、増額を提案させていただくものでございます。

おさらいをいたしますと、2022年的一般質問において、酒井義光議員が提案し創設された、津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金を活用し、各区の有志や、登録団体つばた猫の会らが成果を上げていることは、6月の一般質問でも述べさせていただきました。

清水地区では、1年半で25匹程度の不妊、去勢を行い、2025年現在では、確認できる猫の数は10匹以下に減ったそうでございます。また、SNSを見ておりますと、つばた猫の会の皆様が捕獲した野良猫に去勢を施し、譲渡活動を行って成果を上げている情報も目にすることござります。

町の公衆衛生に尽力してくださっている皆様には大変頭が下がります。現在、補助事業の内容ですけれども、現在は不妊去勢に対し雌1匹につき6,000円、雄1匹につき4,000円が補助されております。

獣医師による手術代金の相場は、通常、雌の不妊手術で2万円から、雄の去勢手術で1万5,000円前後となっており、野良猫のTNR活動を支援する病院では、もう少し安価にしているだいている場合もあるようですが、だいたい3分の1程度から半分弱の補助となっていると考えることができます。

さきの事例のように、TNRに取りかかりますと、やはり猫の問題が顕著化するのは、頭数がふえてからになりますので、差額を負担する区や登録団体に大きく費用負担がかかっておるところでございます。そして、この補助金との差額分の費用負担の捻出に大変御苦労をされていることも聞きます。

今後、温暖化や雪不足などにより、町内各地で野良猫の増加による問題がさらに増加する前に、補助額の増額を行い、野良猫問題の未然防止を図っていくべきではないでしょうか。特に他の雄猫を誘引する、集団化の一因にもなる雌猫の不妊補助を手術費用も雄に比べ高額であることから、増額をできないか。これを町長のほうにお伺をさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 猫のTNR補助を増額せよとの御質問にお答えいたします。

本町では、飼い主のいない猫のみだりな繁殖を防止し、環境被害の軽減や猫の適正な飼育を推進するため、津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金を設け、不妊や去勢手術に要した費用の一部の助成を行っております。

この補助金制度は、令和5年1月から施行しており、令和5年度には35匹分、令和6年度には25匹分の申請があり、今年度も11月末現在で2匹の申請を受け付けております。今後も申請が見込まれるだろうと思われております。制度開始から3年弱という短い期間ではありますが、関係する愛護団体や地域の方への周知が進んでおり、効果的に活用されていると認識しております。

また、議員の御質問にありますように、補助制度を活用した手術の実績に加え、譲渡活動などの取り組みにより、成果が上がっていることも伺っております。

本町の補助金の額につきましては、雌の不妊手術に6,000円、雄の去勢手術に4,000円となっております。県内の他の自治体と比較しますと、補助制度がない自治体もありますが、平均をやや下回る金額であると認識しております。地域の愛護団体からも増額の要望は継続して伺っております。

地域猫活動による環境保全は、住民の安全安心な生活には大変重要と認識しておりますので、補助金額につきましては、他自治体の支援状況や手術にかかる費用の実情把握を行いながら、前向きに増額の検討を行ってまいります。

地域猫活動にはボランティア団体や地域住民との協働が不可欠でありますので、今後とも密に連携を取りながら環境改善に取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願いいいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 前向きな増額検討をいただけるということで、町としても、この野良猫問題に非常に真摯に向き合っていただいているなというふうな思いを受けました。これからもですね保護団体・各区の有志の皆様には補助金を活用していただいて、ぜひこの安心安全なまちづくりに御協力いただければと思います。

それでは質問のほうは全て終わったんですけれども、先ほど矢田町長のほうから重大な発表がございました。私も議員になりました、矢田町長の働く後ろ姿、そしてまた時には目をかけていただいて、アドバイスをいただいたこともあったかとも思います。私もこの生まれ育ったふるさとこの津幡のために、矢田町長の思いを引き継いで一生懸命頑張っていきたいと思いますので、これからもまた皆様には御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、11番 塩谷道子議員。

[11番 塩谷道子議員 登壇]

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。

きょうは2つの質問をさせていただきます。

まず最初に、災害時、福祉避難所は機能できるのかということでお伺いいたします。

地震や水害などで大きな損害をこうむろうとしたとき、障害のある方は福祉避難所に身を寄せるようになっているかと思います。しかし、今の福祉関係の事業所は手いっぱいではないでしょうか。

北陸中日新聞11月16日の新聞に、要支援情報共有が大事と題した記事が載っていました。宝達志水町の岩根さんの息子さんは、けいれんが繰り返し起きる難病、ドラベ症候群と診断されました。能登半島地震の時から数日後、福祉避難所に指定されている施設を訪ねると、祭りかと思うほどのぎゅうぎゅう詰めだったと言います。職員の手が全く足りていない様子を目の当たりにしました。これが北陸中日新聞に掲載されていた記事の要約です。

障害を持ってらっしゃる方にとって、福祉関係の事業所がいいというのは、災害時の長期避難生活による病気や筋力低下などを防ぐため、医師や作業療法士らがリハビリを支援する体制が取りやすいというメリットがあるからではないかと思います。ぎゅうぎゅう詰めでは、それらの活動が十分にはできないでしょう。

2021年に改正された災害対策基本法では、一人での避難が難しい障害者ら一人一人を対象に、どこに誰と非難するかの計画作成が、市町村の努力義務となっています。津幡町では、もう計画は策定されましたでしょうか。

私の知っている一人暮らしの高齢者は、能登半島地震の時は自分がお世話になっている福祉施設で、数日間お世話になりました。しかしその後、福祉施設は昼間だけのデイサービスになり、夜は預かってもらえないようになりました。こういうところはほかにもあるのではないかでしょうか。平時に預かっている人でいっぱいになっていて、災害時にさらに預かる人をふやすことは難しいのではないかでしょうか。介護施設で働いている人が少なくなっていることが大きな問題なのではないかと思います。

今度また大きな災害が起きた時に、障害がある方を受け入れる施設をどうすればいいのかを町はどうのように考えておられるのでしょうか。

福祉課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 長福祉課長。

〔長陽子福祉課長 登壇〕

○長陽子福祉課長 塩谷議員の災害時、福祉避難所は機能できるのかとの御質問にお答えいたします。

現在、本町では、災害発生時に一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害のある方など、特別な配慮が必要な方を受け入れるため、町内13の事業者と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しています。福祉避難所として受け入れできる施設は、介護サービス提供事業所17カ所、障害福祉サービス事業所6カ所となっています。

御質問の避難計画の策定につきましては、本町では、令和3年度に避難行動要支援者名簿の登録内容の見直しを行い、個別避難計画として運用しています。

福祉避難所は、一般避難所での生活が困難な要配慮者の二次的な受け入れとなります。避難所の生活において支援が必要とされる場合は、入院や施設入所などにより、サービスを利用するこことなります。

災害時において、障害がある方を受け入れる福祉避難所の確保につきましては、福祉事業所との協力関係が不可欠と考えています。今後も引き続き、各事業所との平常時からの連携のもと、福祉避難所の受け入れ体制の整備を進めてまいります。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 福祉事業所にどうすればいいかということを考えておられるということで、それはそれで安心したんですが、他の市町からも避難者が来られます。そこが難しいのではないかでしょうか。

それも考慮して計画が立てられているのなら、それはそれで安心ですので、どうかまたよろしくお願ひいたします。

では、2つ目の質問に入ります。

生活保護家庭、高齢者だけの家庭にエアコンの補助制度をということで質問をいたします。

ことしの夏は本当に暑い夏でした。期間も長かったように思います。夜もエアコンがなかったら眠れなかつたのではないでしょうか。エアコンがない方は、昼間も公共の施設が使えばいいほうで、足が悪かったり、近くにそういう場所がなかつたら公共の場所も使えなかつたのではないかでしょうか。こういう暑さを乗り切るには、エアコンがどうしても必要になります。

エアコンがない方への補助制度をつくっていただけませんか。特に生活保護家庭への支援が必要ではないかと思います。お年よりだけの家庭への支援も必要ではないでしょうか。

まず必要なことは、生活保護家庭と高齢者だけの家庭にエアコンが入っているのか調査することです。エアコンがあつてもスイッチを入れてみて動くのか冷房されるのかも確かめてみることが必要です。調査が終わって初めてその家にエアコンがないかどうかがわかります。

エアコンがないとわかつたら、支援金をもらうかどうかを尋ねますが、この時も高齢者だけの家庭には寄り添ってエアコンが必要なことを話します。

実際に買う相談にも乗ってあげてほしいと思います。どの部屋に付ければいいのか、どのくらいの大きさが必要なのか一緒に考えます。

こうしてエアコンが設置されれば、暑い夏でも快適に過ごせると思います。

どうか生活保護家庭と高齢者だけの家庭に、エアコン購入の助成金を出していただきたいと思います。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 生活保護家庭、高齢者だけの家庭にエアコンの補助制度をとの御質問にお答えいたします。

本町では、高齢者等の暑さ対策として、町の広報や民生児童委員が啓発チラシを持参して訪問するなど、熱中症予防を含めた暑さ対策に取り組んでおります。

また、令和6年度に気候変動適応法が一部改正されたことから、クーリングシェルターの指定制度が創設されております。令和7年度は、町内9カ所の施設をクーリングシェルターとして、町民の皆様に気軽に集い、涼むことができる居場所として御利用いただいたところでございます。

初めに、御質問のまず必要なことは、生活保護家庭と高齢者だけの世帯にエアコンが入っているのか調査することとのことでございますが、本町におきましては、一斉に調査を行うのではなく、関係機関との日常の関わりから、暑さ対策も含めて相談支援につなげて対応してまいりたいと考えております。

次に、御質問のエアコンの補助制度をにつきましては、生活保護家庭と高齢者だけの家庭と、分けてお答えさせていただきます。

生活保護家庭では、県が担っている生活保護制度においてエアコンの購入費の扶助があります。生活保護法に基づき、生活保護の受給が始まって最初の夏の時点で、エアコンをお持ちでなく御本人が購入を希望すれば、生活保護費から扶助されるものでございます。

次に、高齢者だけの家庭につきましては、エアコン購入の補助制度を創設する予定はございません。今後も引き続き、暑さ対策の普及啓発に努めるとともに関係各所との連携を初め、地域との協力体制の強化を図ってまいります。

高齢者等の皆様が、健康で安全な生活が送れますよう環境整備に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 ありがとうございました。

クーリングシェルターっていうのがあるということをお聞きしまして、お昼はそこで過ごせると思うんですけど、夜とかはやっぱりクーラーがなかつたら大変じゃないかなと思います。

だから生活保護の方は、エアコンは希望したら生活保護費から出るということをお聞きしまして、それはそれでいいなと思います。

ただ高齢者だけの家庭でも、購入助成金を出してもらえないとなると、暑い中で暮らすのは大変じゃないかなと思います。またときどき見に行ってあげてほしいと思います。

これで、私からの一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、2番 柴田洋一議員。

[2番 柴田洋一議員 登壇]

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

まず、さきほど、町長の進退について町長のお考えを確認いたしました。

以前から今期限りという、うわさも聞いておりましたので、ある程度覚悟はしておりましたが、実際に直接お話を聞いて非常に寂しい思いもございます。

執行部の中にも涙しておられる方がいたことを考えると、それだけやはり町民皆さんに愛された町長であり、そういったことも感じられましたので、そんなですね町長の意思を尊重し、受け入れた上で、これから津幡町の発展、繁栄に向けて協力を最後までしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、今回も通告に従い2点質問をさせていただきます。

1つ目は、部活動の地域展開における活動場所の確保についてです。

部活動の地域展開については、これまで何度も何度か質問をさせていただきました。

主に、地域展開の現状や今後の計画、また地域展開を行う上で想定される課題などについて伺ってまいりましたが、実際に地域展開が進み始め、関係する団体の方やこれから地域展開を考えている方々から直接御意見をいただく機会もふえてまいりました。

今回は、そうした現場から寄せられた声の中から、特に大きな課題と思われる活動場所の確保について質問をさせていただきたいと思います。

現在、町では相撲とバドミントンの2つの競技が地域展開を始めており、そのほかにも幾つかの競技で準備を進めている、または検討していると聞いております。

一方で、実際に地域展開を進めていく中で、活動場所の確保が難しいという声も幾つか寄せられています。

当町の体育施設の利用申請は、3ヶ月ごとに行うようになっていると聞いておりますが、実質的には、年間を通して、継続的・優先的に予約できるようなシステムになっていると理解しております。

このため、既存の団体が地域展開を担う場合には、従前どおり活動場所を継続して利用できるため大きな支障にはならないものの、新たに参入を検討している団体にとっては、固定の曜日や時間帯、場所が確保しづらい、予約枠が既に埋まっており利用が難しい。結果、活動時間や場所が毎回変わり、生徒にとっても参加しにくくなるなどといった問題が生じてしまいます。

また、屋外競技の団体が、雨天時や冬季に備えて屋内施設を抑えている場合もあると聞いており、結果としては普段は使われていない枠が形式上は埋まってしまうといったことも起きてしまっています。

これらの状況が積み重なると、せっかく地域展開に協力したいと申し出してくれる団体が、場所の問題で活動を断念せざるを得ないケースも出てくるのではないかと危惧しております。

地域活動は、行政と地域が協力して初めて成り立つものと思っております。

町が積極的に支援していただくことで、地域の皆さんもより安心して取り組むことができ、結果として生徒の学びの場も確保されるのではないかと思っております。

こうした問題の中で課題の解消に向け、雨天時や冬季利用を想定した予約についての運用の工夫を検討する、一定のルールで開放するなど。また地域展開のための利用枠を確保する。相談・調整の窓口を設ける。活動場所が重なる場合には、年に数回程度、協議の場を設け、調整を行うなどといった、町としても地域団体が活動を継続できる環境を整えていくことが重要になってく

ると考えています。

もちろん、既存団体がこれまで使用してきた曜日・時間・場所を大きく変更することは、活動の継続に影響を与えかねません。

そうした点にも十分配慮しながら、互いが気持ちよく利用できる仕組みづくりを進めるとともに、町として地域展開を推進するという方針を示すと同時に最後まで責任を持って支えていく体制を整えていただきたい。

そこで、次の点についてお伺いします。

現在の予約制度について、町としてどのように現状を受け止めているか。また、課題があるとすればどのように認識しているか。

2つ目、新規参入団体が活動場所の確保に苦慮している現状について、町としてどのように考えているか。

3つ目、地域展開を担う団体が安定して活動できるよう、年間予約制度の運用改善や優先枠の設定など、何らかの支援を検討する考えはあるか。

最後に、地域展開の担い手が安心して活動できるよう、今後、町としてどのように寄り添い支援をしていただけなのか。

以上、吉田教育長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 柴田議員の部活動地域展開における活動場所の確保についての御質問にお答えいたします。

現在、スポーツ庁では、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめを踏まえ、令和8年度からを改革実行期間とし令和13年度までには、原則として休日については全ての部活動で地域展開の実現を目指すとしています。

本町でも、スポーツ庁の方針に基づき令和8年度から令和10年度までを改革実行期間の前期、令和11年度から13年度までを後期として部活動の地域展開を推進しております。

令和6年度から、相撲が休日の地域移行による活動を開始し、令和7年度からはバドミントン男子が休日・平日ともに地域クラブとして活動を開始しており、現在は令和8年度から地域展開を予定している団体との協議を進めているところです。

部活動地域展開に当たっては、指導者や活動場所の確保などさまざまな課題があります。体育館を利用して活動する競技団体やジュニアスポーツクラブ等では、総合体育館、運動公園体育館に加え、町立小中学校の11の体育館を学校開放で利用しております。現在、これらの体育館を約130の団体で活動の曜日や時間を工夫しながら利用いただいており、新規の活動団体が、決まった曜日・時間を継続して予約することは難しい状況となっております。町教育委員会やスポーツ協会では、活動場所の確保のため、体育館の空き時間の確認や学校・各団体との調整を行っておりますが、利用団体が希望されている活動時間を十分に確保することが難しい状況にあります。

これまで、既存団体の活動時間を強制的に制限するような調整は行っておりませんが、活動できる体育館の数は限られていることから、今後、地域展開の進行に伴い、各競技団体やジュニアスポーツクラブ等に、活動日や時間の調整をお願いしていくことも必要になってくると考えております。

また、年間予約の仕組みの見直しとともに、雨天時の利用や冬季の利用につきましても、一定の基準を設けて開放するなど検討していく必要があると考えております。

今後の活動場所の確保につきましては、既存団体、新たな活動団体ともに現状を御理解いただき、御協力をいただきたいと思います。

今後も各団体の活動が安定して継続できるよう改善を図りながら調整に努めるとともに、地域展開の担い手となる団体との定期的な情報共有や学校との必要な連絡調整も行いながら、部活動の地域展開を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございました。

130以上の団体の調整をしていただいているということで、かなり大変なことだと思っております。ただですね、せっかく地域展開に協力しようとしてくれている団体が、私も直接聞いた話では、指導者はいるんだけど場所が確保できないというようなことも聞いておりますので、やはりそういったことで、断念せざるを得ないということにならないようにですね、これまでにも十分、直接お話を聞いていただいたり、相談にものっていただいておりますので、重々対応してくれているのはわかるんですが、これからもですね、そういったことのないよう引き続き、御支援、御協力をお願いしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 質問の途中でございますが、この際残時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

[休憩] 午前11時39分

[再開] 午後1時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

2番 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

午前中に引き続き、質問をさせていただきます。

早速、矢田町長引退のニュースが、テレビやネットで流れておりました。それだけ注目されていたということで、改めて関心の高さを実感するとともに、町長の偉大きさを知ることとなった昼休みでした。

それでは、質間に移らさせていただきます。

2問目は、民生児童委員のなり手不足をどう考えるかについてです。

近年、さまざまな分野でなり手不足が問題となっています。教員のなり手不足、PTAや我々にとって身近なものとしては、議員のなり手不足などもあります。

そんな中から、今回、民生児童委員のなり手不足について町としてどのように考え、どのような対策を講じていくのか、私からの提案も交えて質問をさせていただきたいと思います。

まず、民生委員について整理をすると、民生委員は厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職公務員であり、児童委員を兼ねる任期は3年で再任可、無報酬のボランティアとして、地域住民の立場から暮らしの支援を行う役割を担うとなっており、高齢者の見守りや子育て世帯の相談、生活困窮者への支援、地域のつなぎ役など、行政では対応しきれない地域福祉の最前線を担っていただいております。

しかし近年、民生委員の高齢化と後継者不足が急速に進行しており、私の住む地区でも、委員の高齢化や新たな担い手の確保が難しく、何とか人数を確保したものの、今後欠員が生じてくる可能性は高いと感じております。

前回の改選期である、令和4年9月会議でも民生委員の負担軽減をということで質問が行われております。ことしひちようど、3年に一度の改選期でありましたが、依然としてなり手不足の解消には至っておらず、各地区で人選に大変苦労をされたと伺っております。

なり手不足の背景には、地域コミュニティの弱体化など、特に新興住宅地では顕著で推薦体制として区長の人選のみでは対応が難しく、制度自体の見直しも必要ではないかと考えております。

実際に今回の改選でも候補者がそろわざ、町に相談をしたところ、欠員は困る、区のほうで何とかしてほしいとの回答でもあり、結果、担い手が見つからない場合には、前任者が長期にわたって続投をしたり、最悪の場合はくじ引きや名前だけの委員が発生するケースもあり、これでは制度の本来の意義が損なわれかねません。

そこで、なり手不足の主な原因として考えられるものを幾つか上げてみました。

1つ、業務が多岐にわたり、負担が大きいこと。行政からの調査依頼や見守り活動など、広範囲の業務を無償で担うことに限界が生じている。

1つ、時間的・心理的負担に比べ、報酬がないことへの理解が得られにくいこと。無償であるだけでなく、活動にかかる交通費や通信費などの自己負担が手当てに対して大きいとの声もあります。

1つ、役割や意義が十分に周知されていないこと。大変そう、時間が取られるといったイメージが独り歩きし、踏み出しにくい状況がある。なり手がいないため、一人の方で多くの役を引き受けている例もあり、こういったことが要因の一つとなる悪循環もあります。

これらを踏まえて、町としての現状認識と取り組みについて伺いたいと思います。

1．民生委員の欠員状況と今後の見通しについて、現状の地区別の欠員数、そして次期改選に向けどどのような課題を認識しているのか。

2つ目、推薦体制の強化について。地域の推薦母体や自治会との連携状況、そして若い世代の担い手発掘に向けた取り組みなど。

3つ目として、活動負担の軽減策について。調査依頼や事務作業の見直し、ＩＣＴの活用や電子機器の導入など、また交通費や通信費などの実費負担へのさらなる支援について、もちろん各地区においても検討していく必要があるとは思いますが、町としてどのように対応していくか、現状の取り組みや考え方をお聞かせください。

なお、前回の改選期に行われた一般質問の答弁では、候補者の推薦に当たっては、地域の実情に精通した各区の区長に依頼、人材確保に尽力をいただいている。委員の増員に対する要望など、これからも委員からの要望を聞きながら対応したいとのことで、町として主体的な改善策があまり講じられていないのではないかという印象も正直受けた次第です。

そして加えて、今後の改善と新たな支援策について、以下のようなことは考えられるのではないかと、私なりにまとめてみました。

1つ目、就労世代が担える仕組みづくりということで、働きながらも役割を果たせるよう、分担制やチーム制の導入。地域の企業や団体などと協力し、勤務時間内での活動を許可するなど、地域貢献として委員活動を支援する企業パートナー制度の創設など、現代のライフスタイルに合

わせた制度の見直し。

2つ目、負担軽減のための行政支援の拡充ということで、担当世帯数増による委員の増員や、町独自の任期や役割分担を柔軟にすることで、重責を感じず参加しやすい形を検討。例えば、民生委員と児童委員の役割を分けるなど。また、委員だけに負担が偏らないような仕組み。町や自治会、ボランティアグループとの協働や体制整備など、そして交通費や通信費などの実費負担の補助だけでなく、町独自の手当、活動費などの支給。今後、完全ボランティアでお願いし続けるのは困難ではないかという観点からです。などなど、行政からの直接的支援をさらに拡充できないか。この民生委員の制度は、地域の困りごとを早期に把握し、支援につなげるための不可欠な仕組みです。しかし、その担い手がいなければ制度自体が成り立ちません。

今回の質問では取り上げませんでしたが、民生委員だけではなく、人権擁護委員や保護司、防犯委員なども同じような状況、境遇で問題を抱えております。

地域福祉の基盤を守るためにも、負担の軽減と制度の持続性確保に向けた支援を最大限に講じていただきたい。

以上、町の今後の取り組みと対応について、前回の改選期でも答弁をされた長福祉課長に答弁をお願いしたいと思います。

○八十嶋孝司議長　長福祉課長。

〔長陽子福祉課長　登壇〕

○長陽子福祉課長　民生児童委員のなり手不足をどう考えるかとの御質問についてお答えいたします。

本町では、現在、民生児童委員、主任児童委員の合わせて88名が活動をしています。本年は3年に1度の改選の年であり、民生児童委員候補者を御推薦いただく際には、区長を初め、多方面の方の御苦労があったとお聞きしております。この場をお借りしまして、御尽力いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

御質問の民生委員の欠員状況と今後の見通しについてですが、本町の民生児童委員の定数は88名であり、現在のところ欠員はありません。

また、次期改選に向け、どのような課題を認識しているのかについてですが、民生児童委員の人材の確保が課題であると感じております。国からは、民生児童委員の候補者の選任には、自治会などからの推薦を得るなどして、人材確保に努めるようにとあることから、本町では地域の実情に精通した各区の区長からの推薦としています。今後は、さらに多方面から幅広く推薦を得ることが必要と感じています。

次に、推薦体制の強化についてですが、区長様方を初めとした地域との連携につきましては、民生児童委員の改選がある年には、2月に開催される町区長会総会において、次期民生児童委員の推薦をお願いしているところです。令和7年度におきましては、5月1日に各区長に改めて推薦を依頼し、推薦書の提出を6月30日までとし、お願いさせていただきました。実際に推薦活動に入っていたらまでの期間を設けることで、候補者選びにつなげられるのではないかと考えております。

次に、若い世代の担い手発掘に向けた取り組みにつきましては、毎年5月12日の民生委員・児童委員の日を広報で周知し、民生児童委員活動の普及啓発と理解促進を図っております。

次に、活動負担の軽減策についてですが、本来の民生児童委員活動に加え、町が委託している

社会福祉活動事業の内容を定期的に精査、見直しを図っております。また、交通費通信費など実費負担への支援につきましては、国からの活動交付金が支給されております。加えて、町からは社会福祉活動事業委託料を町民生児童委員協議会に支出しています。

議員から御提案いただきました、今後の改善と新たな支援策につきましては町民生児童委員協議会と協議を行い、本町の民生児童委員活動の実情に応じ実施可能かどうかも含めて検討してまいりたいと考えています。

今後も、民生児童委員が活動しやすい環境を構築することで、負担軽減につながる体制となるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございました。

非常に難しい問題ではないかなと思っております。改選というか、次の依頼者発掘に向けて十分に機会を置いているだとか、協議会のほうで引き続き協議、検討していただくというお言葉もいただきました。

ただですね、先日この中条地区で行われました、地域見守りの勉強会においても実際にこの民生委員だとか、防犯委員、地域見守り隊などの、なり手不足について、話題に上がっておりま

今のまま何も手を打たなければ、今後間違いなくこの民生委員の欠員、現状は、欠員はないということでしたが、今後必ず出てくるのではないかと思っております。

ただですね、一番怖いのは、欠員が生じてしまうということではなくて、欠員を出さないために、質問中も言いましたけども、名前だけの民生委員をつくり、次が見つからないから仕方なく民生委員を続けて、高齢化に伴って活動ができなくなっていくと、そういうことが一番、今後危惧されることなのかなというふうに感じております。

そういう意味ではですね、いま欠員がいないということですけど、この活動実態なども含めて今後ちょっと調査のほうをしていただければいいのかなと思っております。

それからですね、きのう保護司の安全対策や担い手確保策を盛り込んだ改正保護司法が、参院本会議で全会一致で可決、成立し、公布から1年以内に施行するという報道がありました。これは主な内容としては、任期を現行の2年から3年に延長する、人脈頼りであった人材確保を、保護観察所長の責任とする。民間企業や地方自治体による保護司や保護司会への協力を努力義務とし、休暇取得や活動場所の確保といった配慮を促すといったことのほか、保護司の経済的負担の軽減や実費弁償の充実や報酬制の導入に関しても、必要に応じた検討や予算措置を求める付帯決議を可決したことでした。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員、通告外の発言は控えてください。

○2番 柴田洋一議員 はい。私が提案されたことと同じような内容でしたので、紹介させていただきました。

やはり、ボランティアでこのまま今後進めていくというのは、いろんな観点から国のほうも厳しいと判断しているということで、町独自のですね、この民生児童委員については、そういう法的なものはないのかもしれません、町独自でそういう支援を重ねていくことで今後もですね、なり手不足の解消につなげていただきたいと思っておりますので、引き続きですね、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○八十嶋孝司議長 これで、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

次に、9番 西村稔議員。

[9番 西村稔議員 登壇]

○9番 西村稔議員 9番、西村稔です。

令和7年の最後の質問をいたします。

質問の前に、町長の進退を質問した議員に対しての矢田町長の答弁を、感無量で聞いておりました。奥様の支えに対して胸をつまらせておられ、言葉をつまらせたことは亡き偉大な父の後を引き継いで、津幡町民のために県政、町政、国政と政治家として、懸命に頑張ってこられたことからであると思います。人気度に関しても大の里の数倍、上あります。来春に向けて後継者が見つからないときは、再度出馬していただきたいと願っております。

さて、国政に関しては、高市内閣が掲げる17項目の重点総合経済対策に盛り込まれた戦略を、津幡町に最大限に取り入れるよう知恵を出して頑張っていただきたいと思います。また、日本の主権を守るということに関しても、しっかりと後押しをしていただきたいと願っております。

それでは、第1問目の質問に入ります。

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について、長福祉課長にお尋ねいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が公表して、日本の地域別将来推計人口を基準とした人口推計値との差が、津幡町では、令和7年8月時点で実際の人口と推計値ではどのような状態になっているのか、人口推計値とはどのようにして出すのか。令和9年度から令和11年度の計画をどのように改訂していくのか。また、地域包括ケアシステムの深化、推進、さらなる共生社会の実現となっていますが、具体的な中身はどういうことなのですか。

津幡町で7地区で分けてありますが、河合谷地区を例にすると、生活支援、介護予防はどのようにになっているのか、地域包括ケアシステムとは非常に奥が深いと思いますが、名前が一人歩きをしているのではないですか。

令和7年9月12日の北國新聞によると、厚生労働省は、人口減少が深刻な過疎集落で、高齢者の介護や子育て、障害福祉、生活困窮といった福祉サービスの相談支援体制を一体化する方針であるということですが、町としてどのように取り組んでいくのかを御答弁願います。

○八十嶋孝司議長 長福祉課長。

[長陽子福祉課長 登壇]

○長陽子福祉課長 西村議員の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画についてとの御質問にお答えいたします。

初めに、国立社会保障・人口問題研究所が公表している人口推計値と、本町の令和7年8月の人口とは、どのような状態になっているのかとの御質問についてですが、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値では、3万6,651人、本町の住民基本台帳による人口は、3万7,498人であり推計値を上回る人口になっていると言えます。

次に、人口推計値とはどのようにして出すのかについてですが、人口推計値は、出生数と死亡数、転入と転出等の人口集計から算出されます。

次に、令和9年度から令和11年度の計画をどのように改訂していくのかとの御質問についてですが、第9期計画の成果や取り組みを踏まえて、令和9年度からの第10期計画を立てています。

次に、地域包括ケアシステムの深化推進、さらなる共生社会の実現となっているが、具体的な中身はどういうことなのかについてですが、地域包括ケアシステムの深化推進とは、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できる社会の実現に向けて支援していく取り組みのことです。本町では、地域の実情に応じて支援していくことができるよう地域とのつながりを大切にしながら取り組んでいます。

また、共生社会の実現とは、年齢や障害の有無などにかかわらず支え合いながらともに生きていく社会を指します。本町では、高齢者が生きがいや役割を持ち人と人がつながる体制づくりに取り組んでいます。

次に、河合谷地区を例にすると、生活支援介護予防はどのようにになっているかについてですが、河合谷地区では、健康講座の開催や宅配弁当の取り組みが行われています。

次に、国の相談支援体制を1本化する方針に対し、町としてどのように取り組んでいくのかについてですが、本町では、現在、健康福祉部内の各課が連携し、どの世代においても一体的に相談支援が行えるよう相談体制を整えて対応しています。

今後も、町民の皆様のニーズに応じた支援を行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 長課長の、丁寧な説明でよくわかりました。

続きまして、第2問目を質問させていただきます。

津幡町の山間地区では、世帯数減並びに人口が減少しております。何らかの行政としての対策が必要と思います。

一つの提案ですが、過去に空襲を受けた都市が戦後75年あまりで復興を成し遂げております。津幡町にあっても町営住宅の建築や雇用促進住宅、県営住宅の誘致などを行い、町民が安全で安心して活躍を養っていくための努力をしてきたと思われます。

能登の震災、激甚豪雨災害に遭われた方々が寄り添って、助け合って、生きる喜びと希望を与えるため、震災住宅をつくって夢も希望も財産も与えております。親族、友人、近隣の人、知人などを失った方々に対して、まずは住まいの提供が必要であると懸命に努力しております。ある意味において、津幡町の山間地域においても、地震や豪雨災害のように一瞬に来ないけれど、じわじわゆっくりと似たような現象があらわれております。

11月2日の北國新聞に、石川県では、震災に遭われて家を失って住まわれる方々に夢と希望そして生きる実感を育んでもらうため、震災モデル住宅を来春までに完成させるとありました。

そこで、全国に先駆けて過疎集落に安全で安心に住める場所を選んでモデル住宅を建設して、地域の住民が助け合って楽しみながら生活できる住宅を、町として提供してはいかがなものかと思います。

将来的には、全集落に建築して、除雪、道路整備、救急医療、買い物、のるーと等、一貫したものとして、町民の活力を引き出す工夫をしてほしい。将来的には、高齢者ホームとしての活用も見いだせると思います。ぜひ率先して取り組んでいただきたいのですが、町長の過疎集落に対するビジョン、深刻な問題にどのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

参考の上で、水道管が引かれなかった時代、平地は井戸水に頼り、山間地では湧き水の出る場所で住宅を建てたため非常に危険な場所に家が建っておりますので、集合住宅は、安心安全な場

所に建てるということあります。

町長はいつも安心・安全を第一に捉えておられますが、もう一つのサービスのよい行政も追加していただけないかと思います。よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 過疎地にモデル住宅の設置をしてはいかがかという御質問にお答えいたします。

本町では、交通や買い物等の利便性の高い市街地において人口が増加する一方、山間部においては人口減少が著しい地区もあり、私としても農業など産業の衰退や地域のにぎわいが失われることを憂慮しており対策が必要であると認識しております。

しかしながら、議員が提案されておられます集落にモデル住宅を建設し、住民に提供するという施策につきましては、住宅整備に多額の財政負担が生じる上に、整備による移住や定住などの効果についても慎重な検討が必要であり、現状では到底実現できるものではないと考えております。

人口減少は長期的な課題であり特効薬はありませんが、引き続き、辺地債の活用などにより山間地の活性化に向けた取り組みを進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 何か国で助成してくれるような方法がないものか、また検討していただくようお願いいたします。

続きまして、第3問目に移ります。

教育長に質問いたします。

横浜にお住まいの中学生保護者より電話があり、津幡中学校南側の通学路が、最近では午後4時半ごろから真っ暗になり非常に危険であるため、防犯灯の設置ができるのかというお尋ねでした。

そこで、教育長も御存じのとおり、通学路は浅田地区になり、浅田区においては中学生が通る必要がないため、設置費や毎月の電気代を支払わなければならないので、積極的に検討されることもなかったのか、電柱が3本ほど立っているので3台取り付ければよいのですが、いまだ設置されておりません。学校のほうで設置や電気代を支払う方法がないかと思います。

何分、中学生が夜間でも安心して安全に通学できるような対策を検討していただきたいものです。

以前は、除雪に関しても質問いたしましたが、防犯灯と除雪に関して適切な対応をしていただきたいことを質問いたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 通学路の防犯灯設置についての御質問にお答えいたします。

本町では、小中学生の通学路の安全確保に向けた取り組みを推進するために、津幡町通学路交通安全プログラムを策定し、毎年、教育委員会とPTA、道路管理者、警察署等が合同して通学路の懸案箇所について現地調査を行い、安全な通学路確保に向け取り組んでおります。

議員御質問の津幡中学校南側の通学路への防犯灯の設置につきましては、令和元年度に開催し

た、通学路安全点検結果検討会において関係機関で検討した結果、当該道路沿いには民家が少なく人通りも多くないことから、防犯灯などは設置せず、生徒には県道や町道といった幹線道路の歩道を通って登下校するよう、中学校から指導することに決定しております。令和7年度の現在も、周辺の状況に大きな変化はないと認識しております。

また、除雪につきましては、令和3年12月会議での議員の御質問にお答えしたとおり、距離や時間に大きな違いがない別の除雪された道路がある場合には、除雪された道路を利用していただきたいとお答えしております。

以上のように、現時点では、当該道路に防犯灯を設置することは考えておりません。特に、夜間や降雪時には当該道路を通学路として使用せず、より安全な県道や町道を使用することを継続して生徒に指導するよう、改めて町教育委員会から津幡中学校へ通知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 再質問をいたします。

教育っていうのは、非常に大事なことで同じ教育を生徒にしておるんで、生徒全てが、同じようにならぬのがなるのか、その辺、疑問に思うんですけど、どれだけその指導してもそこを通る生徒がいるわけですから、やはりなんだか指導、指導と言わずに、具体的に除雪したり、街灯を3台設置すれば済むわけなんですから、指導と罰則ということでなくして、せっかくある道路を有効的に利用するようなことをしていただけないか再度質問いたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 西村議員の再質問にお答えいたします。

現在、横浜の津幡中学校南側の通学路として使用している生徒の数につきましては、令和元年度の状況とそれほど変わりがありません。

そして実際に、私も警察署前の通りから、その横浜に至る横断歩道の通学路と、それからグラウンド南側の通学路と実際に歩いてみたことがあります。その結果、時間的には1分から2分程度の違いでして、さほど大きな時間的なロスはないと認識しております。

そしてまた、生徒が指導しても歩く場合があるということですけれども、夏季の春から夏、秋の初めごろにかけては、明るい時間帯でさほど危険はないと認識しておりますが、やはり暗い時期というのは、やっぱり不安もあろうかと思いますし、実際、積雪が多くなれば用水路もありますので、危険も伴うかと思っております。

ですから、これに関しては、改めて中学校を通じて通知をし、生徒に指導を徹底してもらうとともに、保護者にも周知できるように努めてまいりたいと思っておりますので、また御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○9番 西村稔議員 再々質問をさせていただきます。

指導、指導とおっしゃれるけど、指導で済むものならば、警察も裁判所も何もいらないんで、やっぱり、そこを通る人のために、わずか数十万円もかからんとできるような仕事なんで、何か予算を捻出することを検討できないのか、そしてまた浅田区に行ってお願いをして、つけてもらうような方法はないのか、もっとその辺の努力はできないものなのか。

教育というのは大事なことはわかりますけど、同じことを同じように教えていれば、全ての国民は同じ考え方を持つんですけど、そうならないということを認識していただいて、必ず通る人がおるんだから、その人等のために何らかの働きをできないか、アクションを起こしていただきたいんですが、もう一度質問をよろしくお願ひします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 通学路に関しましては、各学校、各地域からいろいろな要望が出ております。公平性を担保するために、合同の通学路の安全点検を行っております。それで、その検討の結果、今の状態に至っているということでございます。

ですから、あくまでもさまざまな観点から総合的に判断をして、現在、最良の方法としては、子供たちへの指導を徹底するということだと考えております。

御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 学校、教育長のほうではできないことなんで、また浅田地区で検討していただけんか、またよろしくお願ひします。

続きまして、5問目なんですけども、これも同じような質問なんですけど。

区道と町道を区別して、町道の補修、新設に関しては、全額補助金や町税で賄うのに、区道に対しては……。

○八十嶋孝司議長 西村議員、4問目……。

○9番 西村稔議員 はい。今5番目です。

○八十嶋孝司議長 4番目言いましたか。

○9番 西村稔議員 5番目ですよ。

○八十嶋孝司議長 4番目ののるーと……。

○9番 西村稔議員 4番目と同じような質問ですけど、5番目を言います。

○八十嶋孝司議長 あの、4番目はちゃんと通告に出てますから、そのとおりおっしゃってください。

○9番 西村稔議員 うん。ほんで終わったんですよ。

○八十嶋孝司議長 いやいや、4番目ののるーと言つてないでしょ。

○9番 西村稔議員 ああ、のるーと、ちょっと……あの。

○八十嶋孝司議長 冷静にお願いしますね。

○9番 西村稔議員 はい。すいません。勘違いしまして、ちょっと興奮しました。すいません。じゃあ、4番目、生活環境課長にお尋ねいたします。

のるーとの停車位置の件であります、信号のある交差点近くにあると交通渋滞を起こしていて、非常に危険な状態になっている箇所が数箇所ありますので、早急な位置移動を行っていただきたい。

一例を示すと、津幡郵便局と加賀爪交差点であります。

また、のるーとは好評と聞いておりますが、時間帯別、利用年齢別、スマホを持った人、持たない人、出勤時間や回数など、次にどこをどのような改善をしたらよいか、データを作成していただきたい。

結果的に、路線バスにしたほうが効率もコストも改善すると思います。また利用者もふえ、町の出費も少なくなると思いますので、御答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 のるーとの乗降停車についての御質問にお答えいたします。

現在使用している、のるーとを含むバスの停留所は、道路管理者の占用許可などをいただいて設置をしております。御指摘にあります津幡郵便局前の停留所は、現在は、のるーとの停留所として使用していますが、以前は町営路線バスの停留所として使用していたもので、のるーとになって状況が変わったものではありません。

交差点に近いとの御指摘ですが、道路交通法では交差点及びその側端から5メートル以内は駐停車禁止とされておりますが、津幡郵便局前はそれ以上離れております。しかしながら、停留所設置から長年が経過し周囲の状況や交通量の変化もあることから、区域拡大など停留所再編時に合わせて、必要に応じて停留所の設置場所の確認を検討したいと思います。

次に、時間帯別や年齢層別の利用状況などのデータにつきましては、そのほかにも日々さまざまなデータが蓄積されており、運行状況の把握や今後の運営の基礎データとして活用しているところです。ちなみに、時間帯別では朝7時台、年齢別では19歳以下が最も多く利用されております。スマホアプリからの予約率は80%以上を維持していることから、利便性維持とコスト削減のためにも、引き続きアプリ利用の周知をしてまいります。

結果的に路線バスにした方が効率もコストも改善するとの御指摘につきましては、路線バスは乗車がなくても運行するのに対し、のるーとは予約に対してのみ運行することから、のるーとの方が効率的と考えています。コスト面では、路線バスになかったシステム関連費が必要となります、令和5年度に実施した地域公共交通におけるアンケート調査では、路線バスの利用者満足度は56%でしたが、のるーとの利用者満足度は、運行開始から95%以上をキープしていることから、利便性を向上させ公共交通を日常の移動手段として活用していただくために必要なものと考えております。

全国的にも問題となっている運転手不足が年々厳しさを増す中、公共交通の利用促進とバス事業の安定運営のために、普通二種免許でも運転が可能なのるーと津幡を令和5年12月に導入し、令和6年4月から11月までで2万2,585人だった乗客数は、令和7年4月から11月までで3万4,483人となり、昨年10月28日に区域拡大もあり単純比較はできませんが、約53%増と好調を維持していることから、引き続きのるーとを運営していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 のるーとが動かない時間帯があるように言われましたんで、その時は、路線バスを時間間隔をおいてすればいいんじゃないかとそういうふうに思います。

次に、5番目の質問をいたします。

区道と町道を区別して、町道の補修新設には全額補助金や町税で賄うのに対して、区道に対しては負担割合を設けたり、現物支給して労務費は払わないことに関して疑問に思います。いずれも町民が利用する道路であるため、町道のための基準に満たない区道を二次町道にして全額町で負担すべきだと思います。

また、集落や区を用水で分けている場合が多いいため道路をつける場合、隣接区が資金を出さなければならぬいため、用水に橋を掛けねば非常に効率よく都市計画ができるにもかかわらず分断されている場合が多いです。

こういった事例をなくするため、町が指導計画して便利な町づくりをしなければならないと思います。区の要望に関して、迅速に対応しなければならないと思います。

また、区の要望事項の優先順位を誰がどのように決めているかを、町長の方針の御答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 区間の用水に橋をかけることについての御質問にお答えいたします。

まず、町道と区道の取扱いの違いについてでございますが、町道は町内における安全かつ円滑な交通の確保と公共の福祉増進を目的として、幅員や構造などの基準を満たす路線で、道路法の規定に基づき議会の議決を経て町が認定した道路であり、町が直接管理し整備・修繕費につきましても全額公費で対応しております。

一方、区道は、町道の基準を満たさない、主として地域住民の生活道路として位置付けられるものであり、その整備や維持管理につきましては、地域の自主性を尊重しつつ町からは必要な範囲で材料支給や一部補助を行うことが、負担の公平性や町の財政健全性の観点から妥当であり、今後も全額町の負担で行う考えはございません。

次に、用水をまたぐ道路整備についてでございますが、本町ではこれまで町民全体の福祉や交通利便性向上のため、水路への架橋も含め、計画的に道路ネットワークの整備を行ってまいりました。新規の道路整備につきましては、費用対効果や公平性、財源などあらゆる観点から実施について慎重に検討する必要がありますことを御理解をお願いいたします。

最後に、各区からの要望につきましては、交通量や緊急性、安全性の確保の必要性、地域の利用状況、ほかの区とのバランスといった観点から、担当課にて現地確認を行い、対応の可否や優先順位を総合的に判断しております。

今後とも、住民の皆様の安全・安心の確保を第一に、必要な道路整備につきまして適切に対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 ちょっと再質問をさせていただきます。

各区から、例えば要望、ここに橋をかけてほしいって要望が出ていると思いますので、そういったことを町の都市計画として、真剣に区の要望ですから区が必要だと、ぜひしてほしいっていうことで要望を出していることなんで、区民、区長の意思をもっと重視というか、配慮していただけないものかと、町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 西村議員の再質問にお答えいたします。さきほども申し上げましたけれども、いろんな区からの要望等は上がってまいります。

それにつきましては、さきほども申しましたとおり、担当課の職員が現地調査も行いながら交

通量や緊急性、安全性の確保の必要性、地域の利用状況、ほかの区とのバランスといった観点から優先順位を決め総合的に判断しているところでございます。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 やっぱり都市計画の面から見ても、やはりここに道路を貫通させたほうが町の発展のためにいいっていうこともあると思いますので、その辺をぜひ検討していただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村稔議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 議席番号5番、小倉一郎です。

今回は3間にわたって、質問のほうをいたします。

まず初めに、町営バスに大の里関と欧勝海関のラッピングをということで、町長に質問をいたします。

津幡町出身の大の里関は、昨年の新入幕以来、破竹の勢いで番付を上げ、今や大相撲最高位である横綱に、また同じく本町出身の欧勝海関は、大けがを乗り越え、幕内力士となられました。本町出身の二人の関取は、私たち町民にとっても大きな誇りであります。津幡町の名を全国に広めてくれている存在であります。

さきの九州場所では、両力士とも悔しい思いをされたことと推察しておりますけれども、来年初場所での奮起を期待したいと思っております。

さて、先日、町内を走る町営バスを見ながら、このバスに二人の姿があれば、町の元気がもっと広がるのではないかと感じました。

本町では、東京オリンピック女子レスリング競技において、姉妹で金メダルを獲得いたしました、金城梨紗子さんと妹の恒村友香子さんの写真が、町営バスにラッピングされ話題となりました。

この12月会議におきましては、大の里関が優勝した際に、町営バスなどにお祝いメッセージが書かれたマグネットパネルを張り付けるという補正予算が計上されております。

今回、私が提案するのは、今大相撲で町全体が盛り上がっている中、大の里関と欧勝海関の姿を町営バスと一緒に走らせられないかというものであります。

ただ、写真のラッピングに関しましては、日本相撲協会や所属部屋などの手続きや調整などに加え、費用についてもかなりの額が必要になるとも聞いております。その額が幾らくらいなのかは見当もつきませんが、スポンサー協賛や町民寄付など町ぐるみの応援プロジェクトとして取り組むことは考えられないでしょうか。

また、両力士の今の姿のラッピングがどうしても難しいのであれば、小学生時代、二人が切磋琢磨して稽古に励み、津幡少年相撲教室時代に活躍した姿のラッピングも面白いと思います。

町営バスが単なる移動手段にとどまらず、走る広告塔として町の魅力を発信できれば、町外から訪れる方々への印象づくりにも効果的であり、子供たちにとって郷土の誇りを感じられるシンボルになるとも思っております。

加えて、大相撲界で活躍する二人の姿がバスの車体に描かれれば、町民にとっても大きな励み

になると思いますし、今後も郷土力士を応援する機運を広げ、津幡町全体でふるさと津幡の元気を発信していく取り組みが必要ではないでしょうか。

以上、大の里関と欧勝海関の二人の姿をラッピングした町営バスを、町内で走らせるべきないか、矢田町長の答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 小倉議員の町営バスに大の里関と欧勝海関のラッピングをとの御質問にお答えいたします。

本町出身である横綱大の里関と欧勝海関の2人の力士の活躍は、子供達を初め、多くの町民に夢と希望を与えており、その存在は本町の大きな財産であります。

議員御提案の町営バスのラッピングについてでありますが、まず2人の力士の今の姿、または小学生時代の画像の利用につきましては、本人や所属部屋、日本相撲協会などの関係先の御意向や、権利関係の確認など、適正な手続きを確実に進める必要がございます。

しかしながら、議員の言われるように、東京オリンピック女子レスリング競技において、当時の川井姉妹が金メダルを獲得した際は、お二人の写真を使用した町営バスへのラッピングが話題となり、町全体を盛り上げることができ大変意義深い取り組みであったと考えております。

そのため、今後の取り組みといたしまして、横綱大の里関が幕内最高優勝を果たした際に、町全体で祝意をあらわすため、公用車に張りつけるマグネットシートや、庁舎・公共施設に設置するのぼり旗の製作を進めてまいります。これらに係る経費につきましては、本12月会議の補正予算で計上し、議会の御審議をお願いしているものでございます。

また、スポンサー協賛や町民寄附、クラウドファンディングなど町を挙げて応援できないか、あわせて検討してまいります。

今後も、本町から2人の幕内力士を輩出したという話題性を生かした多面的な施策を展開し、ラッピングに限らず町全体で両力士を盛り上げ、地域の活力と交流人口の拡大、さらには次代を担う子供たちの育成へつなげてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 なかなか肖像権の問題とかありまして、ハードルの高い提案だったかなと思うんですけども、またいろいろな形で、両力士の応援も含めて、町全体を盛り上げる形でのプロジェクトを、また検討していただきたいと思います。

続きまして、公民館のコミュニティセンター化で地域担当職員制度の導入をということで質問をいたします。

現在、本町では地域コミュニティの活性化や住民同士の支え合いを目的に、公民館の機能をより多様に活用するコミュニティセンター化が課題となっております。

しかしながら、地域運営の中心となる人材の不足や、行政との連携体制が十分でないといったような課題も見られます。

こうした中、昨年、本町議会の総務産業建設常任委員会で視察いたしました、福井県勝山市が取り組む、地域担当職員制度は、公民館の機能強化や地域自治を推進する上で非常に参考になると感じました。

勝山市では、公民館の名称をまちづくり会館としコミュニティセンター化を図り、全ての地区に地域担当職員を配置しました。

市長から辞令を交付されました職員は、それぞれの地域の課題や特性を把握しながら、公民館や自治会、各種団体と連携して地域活動を支援しております。

地域担当職員は、管理職を含め各地区に3人が配置されており、通常は市役所でおのおのが行政業務を行い、必要に応じて担当の地域に出向いているといった形でございます。

この制度の大きな特徴は、職員が現場に入り地域住民と共に考え、行動すること。管理職もいることで、地域の課題を行政内部にフィードバックし、施策に反映させる仕組みを持っていることなどでございます。

勝山市では、これにより行政と地域の双方向の関係づくりが進み、地域の実情に即した事業展開が可能になったそうでございます。

公民館のコミュニティセンター移行を目指す本町におきましても、地域課題を共有し、解決策を共に考える地域の拠点として位置づけるには、行政と住民の橋渡し役となる担当職員の配置が重要だと考えます。

今後、コミュニティセンターに移行された場合、地区での実務は現在の公民館主事が中心となって行うことになると思いますけれども、地域の課題や要望を町の施策に反映させたり、町の方針や考え方などを伝えるには、正規の行政職員の支援が必要と考えます。

そこで提案いたしますけれども、本町におきましても特定の地区を選定し、地域担当職員制度を試行的に導入し、公民館を核とした地域連携モデルを構築してはいかがでしょうか。

導入に当たりましては、勝山市の事例を参考に、職員の役割や配置方法を整理する。公民館長や地域団体との連携体制を明確にする。効果検証を行い、町全体への展開を検討するといったおうな段階的な進め方が現実的かと思います。

地域のつながりを再生し、持続可能なまちづくりを進めるためには、行政が一歩地域に踏み込み、住民と共に課題を解決していく姿勢が不可欠です。

その第一歩として、公民館のコミュニティセンター化に伴い、地域担当職員制度の導入をぜひ検討していただきたいと考えます。

そこで、まず中嶋企画課長に質問いたします。課長は、昨年の総務産業建設常任委員会における視察研修で、我々と一緒に勝山市の取り組みについて説明を聞かれたかと思います。

勝山市の地域担当職員制度について、どのようにそこで感じられましたか、担当課長としての率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、酒井総務部長に質問します。

本町において地域担当職員制度を導入する場合、組織機構の改編や人事及び条例等、さまざまな点に影響を及ぼすこととなります。

しかしながら、この先、地域において組織されるまちづくり協議会において地域課題の解決や地域資源を活用したまちづくりを目指すには、やはり行政と緊密な連携を図りながら行っていくことが大切かと思います。

ぜひ、先ほど提案したように公民館のコミュニティセンター化を進める上でも、モデル地区を選定し、地域担当職員制度の試行的導入を具体的に検討できないかお聞きします。

よろしくお願ひします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 私からは、公民館のコミュニティセンター化で地域担当職員制度の導入をの御質問2つ目の、モデル地区を選定し、試行的に導入できなかついてお答えいたします。

今後設立される、まちづくり協議会が地域課題の解決や地域の魅力づくりを主体的に進めていくためには、行政と地域が緊密に情報を共有し、必要な支援を途切れなく行うことが重要だと認識しております。職員が直接地域に入ることで住民との接点がふえ、地域の状況や課題を把握しやすくなるほか、地域の声を庁内へ迅速に共有でき、施策の改善にもつながります。また、公民館や地域団体との連携が深まり、地域活動の支援体制の強化にも寄与するものと考えております。

一方で議員御指摘のとおり、地域担当職員制度を本町で導入する場合には、担当部署の整理や職員配置、職務権限の明確化、条例・規則との整合など、組織運営上の検討すべき事項が多く、簡単に導入できる制度ではないとも考えております。

地域担当職員制度は、地域の実情把握や地域活動の支援、課題解決に向けた協働を促す仕組みとして機能する半面、行政が地域に深く関わることで住民の行政依存が過度に高まる懸念があります。担当職員に相談や要望が集中し、地域本来の自主性が弱まる可能性があるほか、会議やイベントが平日夜間や休日に開催されることが多く、担当職員の負担増につながることが想定されます。また、担当職員は通常業務との両立を求められるため、休暇取得や長時間労働の管理、個々の心理的負担が高まることも懸念されます。

このように、地域担当職員制度の導入には、運用面で多くの課題と現場負担が伴うことが想定されます。

本町では現在、福祉部局において町内7地区8カ所に保健師を初めとする専門職が地区担当制を導入しており、地区社会福祉協議会やくらし安心ネットワークと連携しながら、保健、福祉、子育て世帯の支援を包括的に行う体制を整えており、さらに福祉以外の相談についても関係各課と連携し対応しているところです。この既存体制を生かしつつ、本町独自のあり方を検討することも必要であると考えております。

今後は、勝山市を初めとした先行事例や運用上の課題を精査しながら本町の実情に照らし、導入の可能性について調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中嶋企画課長。

〔中嶋徹郎企画課長 登壇〕

○中嶋徹郎企画課長 私からは、御質問1つ目の勝山市の地域担当職員制度について担当課長としての率直な感想についてお答えいたします。

令和6年10月24日から25日にかけて行われた、議会総務産業建設常任委員会の視察研修に私も同行いたしました。勝山市の研修では、10年ほど前に旧の町村単位でそれぞれまちづくり協議会が設立され、地域のことは地域でという意識が早くから醸成されていたこと、令和4年に公民館を市長部局のまちづくり会館に移管した際、10年間の運営費として、にこにこ地域づくり基金2億5,000万円余りを積み立て、その使途や年次計画は各まちづくり会館が決定すること、そして地域担当職員制度というものがあることを学びました。

地域担当職員制度については、持続可能な地域づくりのため、課長級、主査級、主事級の職員、

各1名を10地区に配置し、地域と行政の相互の橋渡し役として活動を支援することが役割であるとお聞きしました。

人口減少が著しいことも影響しているのかもしれません、地域の活動に対しかなり手厚い支援だなという印象がありました。反面、職員の負担増や、先ほど酒井総務部長の答弁にもありましたように、行政が地域に深く関わることで、住民の行政依存が高まらないか、地域の自主性が損なわれないかという懸念をいたしましたことが率直な感想でございます。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 住民の行政依存、そういったようなことが一番心配されることなんですが、先ほど酒井総務部長がおっしゃったように、今後ですね、先進自治体の事例等を参考に、また勝山市では実際にそういったような状況になっているのかっていうようなことも含めて、また調査研究等をよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問です。民生委員活動にタブレット端末の導入の検討をということで質問いたします。

民生委員・児童委員、以下、民生委員と言わせてもらいます、は、地域福祉の最前線で活動し高齢者や子育て世帯など、さまざまな住民の相談に応じる重要な役割を担っております。

本年は、民生委員・児童委員の一斉改選期であり、今月1日から3年間の任期で、民生委員・児童委員及び主任児童委員、88人の方々が委嘱されました。

しかし、近年、民生委員のなり手不足や業務負担の増大が深刻化しており、全国的にも課題となっています。これは先ほど柴田議員もおっしゃっていた内容でございます。本町でも同様の傾向が見られ、委員の高齢化や事務作業の煩雑さが大きな要因となっています。

そのため、委員候補者を探すために各区では大変御苦労なさっている話も聞いております。

こうした中、他自治体ではタブレット端末を活用した業務の効率化により、民生委員の負担軽減と情報共有の迅速化を図る取り組みが進んでおります。

タブレットを導入した自治体では、訪問記録や報告書の作成をデジタル化することで、記録の簡素化や情報漏えい防止にも効果を上げていると報告されています。

また、担当課との連絡をオンラインで行うことで従来の紙資料のやり取りや、仕事を持つ委員の会議出席の負担も軽減されているそうです。

そこで、本町におきましても高齢者見守りや子育て支援など、民生委員活動の幅が広がる中で、ＩＣＴを活用した新しい支援体制の構築が必要と考えます。

特に、訪問記録や報告書をデジタル入力することにより、事務作業の簡素化が図られると思います。緊急時や災害時における迅速な情報共有も可能となるかなと思います。そして、新任委員がスムーズに活動に参加できるマニュアルや研修資料の電子化、そういう点で大きな効果が期待されると思っております。

つきましては、本町におきましても、財源等の確保も含め他自治体の先進事例を参考に民生委員の負担軽減・業務効率化に向けて、タブレット端末などＩＣＴの導入をぜひ検討していただきたいと思います。

民生委員が安心して長く活動を続けられる環境を整えることは、地域福祉の充実に直結します。町としても、アノログに頼らない新しい支援体制づくりを積極的に進めていただきたいと考えて

います。

以上、山嶋健康福祉部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

[山嶋克幸健康福祉部長 登壇]

○山嶋克幸健康福祉部長 民生委員活動にタブレット端末導入の検討をとの御質問にお答えいたします。

本年は、民生委員、児童委員の一斉改選があり、12月1日、新たに88名の方が委嘱されたところでございます。

御質問にありますように、本町におきましても、民生児童委員のなり手不足を初め、高齢化が進んでいます。

県内において、現在、タブレット端末を導入している自治体は、野々市市と能美市の2自治体となっています。導入後は、資料のペーパレス化により、経費削減につながったこと、またオンラインによる定例会の参加が可能となり、民生児童委員にとっては、時間の融通が利き、活動しやすくなったとのことです。また、情報の管理もしやすくなったなどの効果がみられたということでした。

一方で、検討したもの導入に至っていない自治体が県内3自治体あり、その主な理由としましては、民生児童委員の高齢化により、タブレットを使いこなせないことや担当職員にとっては、タブレットのシステム管理の業務量が多く、負担が大きいことなどが挙げられています。

町民生児童委員協議会の事務局である町社会福祉協議会では、会議開催や研修会などに必要な紙媒体の印刷を初め、研修資料の作成など事務量が多く、負担になっているとのことでした。また、民生児童委員の活動報告書の作成や提出なども煩雑であることから、課題として挙げられており、タブレット導入について賛成の意見もあると聞いております。

今後は、緊急時の連絡やセキュリティを含め、実際に活動をする民生児童委員の意見を聞くことから取り組んでいきたいと思います。また、先進地事例の課題や費用対効果などを考慮し、よりよい活動につながるよう、慎重に検討をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 タブレット端末の導入には、一長一短があるというようなことでございますけれども、いま高齢者の方も、かなりスマートフォンのほうも使いこなしている方もたくさんおいでます。そういうようなことも含め、将来的にそういうタブレット端末、今すぐどうこうということではございませんが、将来的には、タブレット端末が必ず必要かなと思っておりますので、また導入への検討について、よろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

次に、13番 向正則議員。

[13番 向正則議員 登壇]

○13番 向正則議員 13番、向でございます。

久しぶりにこの場に立ち、本当に緊張しております。

午前中の小町議員の質問で、町長さんが答弁なされた、来年は出馬しないというお話をしたが、

私自身は本当に残念に思っております。私自身、矢田町長さんには、4年、8年と頑張っていただきたいと思っておりました。自分自身も同志会、佑山会に所属し、矢田町長さんを応援していました。これからも本当は残ってほしいんですけど、もう出馬しないと聞きましたので、大所高所から、また御指導、御弁達をよろしくお願ひいたします。

すいません。聞きづらいですけど、よろしくお願ひします。

2問について質問していきたいと思います。

1点目は、ふるさとつみき事業の実施についてです。

津幡町では令和5年7月豪雨、令和6年能登半島地震からの復興を進める中で、心の支えとなる、人づくり、まちづくりの取り組みが極めて重要であると思っております。そこで私は、未来の津幡町を支える人材の新生児祝品として、ふるさとつみきを贈呈する事業を、ぜひ実現していただきたいと思っております。

この事業は、津幡町で生まれた全ての子供たちに、地元産の木材である河合谷地区の杉や能登ヒバを用いた木製の積み木を贈呈するものです。

積み木には、新生児の名前と誕生日を刻印し、さらに本町の大河ドラマ誘致推進キャラクターを焼印することで、家庭での記念品としての価値を高めると思っております。赤ちゃんが最初に触れる手ざわりを、つばたの森のぬくもりで包み込む体験は、親子の記憶に残り津幡で生まれてよかったですと思える郷土愛を育んでくれるのではないかでしょうか。

ことしは、河合谷地区が禁酒を決意し学校建設を成し遂げた歴史から100周年の節目に当たります。10月には禁酒関連資料が町指定文化財に指定されました。地域の子供たちに託すという精神を今受け継ぐ上でも、このふるさとつみき事業は象徴的であると思っております。さらに、被災地材の活用により林業再生、森林環境譲与税の浸透性のある活用モデルの提示、木育を通じた非認知能力や感性教育の推進、そして大河ドラマ誘致の森林公园との連携による観光・地域ブランド強化など多面的な効果が期待できます。

単なる出産祝いにとどまらず、名前入り積み木とキャラクターの焼印に組み合わせることで、町と家庭、森林と子供たちの未来をつなぐ、復興と希望の象徴として、津幡町の子育て支援の柱に位置づけていただきたいと思っております。

前向きに御検討をいただきたいと思います。

以上、矢田町長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 向議員には、長年にわたりまして、ありがとうございました。お世話になりました。今後ともまたよろしくお願ひいたします。

向議員のふるさとつみき事業の実施についてとの御質問にお答えいたします。

現在、津幡町に住所を置く新生児に対しては、次代の社会を担う新生児の健やかな成長を願うことを目的に、出生祝品としてドレミファ商品券をお渡ししております。

何かと入用となる子育て世帯には好評をいただいておりますが、何分、商品券は使い切りの性質ですので、祝品と言いながらも手元には残らないものとなっております。

一方、地元産木材を活用し、大河ドラマ誘致推進キャラクターの焼印を施した品を贈呈することとした場合、形に残る記念品となるとともに、ふるさと津幡町とのつながりを意識し郷土愛を

育むきっかけとなるという御提案には共感できる部分がございます。また、祝品に新生児のお名前や誕生日を刻印することで、唯一無二の品となり、より記念品として価値の高いものをお贈りできることは、出生祝品の趣旨と合致することにもなると考えております。

そこで、今年度、商工観光課で制作いたしました大河ドラマ誘致推進キャラクターぬいぐるみ、火牛のカーくんか火牛のもーちゃんを出生祝品として、ドレミファ商品券とあわせ贈呈したいと検討していたところでございます。

なお、木製玩具に関しては、御提案の積み木を初め、さまざまな物がございます。木製玩具には、木のぬくもりが感じられる、手ざわりや嗅覚など五感を刺激する、耐久性が高く壊れにくい、舐めても危なくないなどといった特徴があります。記念品としての趣旨に加え、こうした特徴やどういった品が喜ばれるのかといったことなどを総合的に勘案し、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○八十嶋孝司議長 向正則議員。

○13番 向正則議員 すいません。ありがとうございます。

手元に残る記念品ということで、またいろんなものを考えていただければと思っております。

次に、2点目の質問に入りたいと思います。

キャラクターマンホールふた設置事業の実施についてでございます。

令和5年7月豪雨、そして令和6年能登半島地震からの復興に向け、町民の生活再建とともに地域経済の再生と観光振興が重要な課題となっております。特に、今回は地震での下水道管も被災し、生活基盤の早期回復が求められております。下水道復旧事業は単なる修繕にとどまらず、住民の安心と衛生環境を守る社会資本整備であり、復興の基盤となるものであります。

そこで、私は復旧工事とあわせて観光資源の活用や経済活性化の取り組みを進めることで、生活の安定と地域の魅力発信を同時に図ができると考えます。

その具体策として、キャラクターマンホールふた設置事業を提案いたします。俱利迦羅不動寺で開催された、皆さん覚えておいでるでしょうか、目で観る刀の教科書展には、全国から刀剣乱舞ファンが訪れ、宿泊・飲食など大きな経済効果を生みました。津幡町の歴史文化が強力な観光資源となることを示した事例であったと思います。

これを踏まえて、大河ドラマ誘致推進キャラクター、ポケモン、刀剣乱舞大俱利伽羅などをデザインに活用し、津幡駅前、道の駅、中条公園、あがた公園、商店街などにマンホールを配置することで、町全体の回遊性向上が期待できると思っております。AR機能を搭載した、スマートフォンをかざすと観光PR動画や歴史解説が流れる仕組みを導入すれば、滞在時間の延伸や周遊促進にもつながります。また、マンホールカードを配付することでリピーターの獲得も見込めると思っております。

さらに、PokémonGOとの連携により、公式観光ルートを設定すれば、家族連れや若年層、インバウンドにとっても魅力的な町歩きを提供できると思います。企業広告機能を組み込めば新たな財源確保にもなると思っております。

重要なのは、下水道復旧とこうした観光施策を並行して進めることで、復興全体の相乗効果が期待できる点です。生活基盤の回復と観光施策の展開を同時に進めることで、町民の安心と地域経済の再生を一体的に実現できます。

津幡町には、俱利迦羅不動寺の刀展で示されたように、全国から人を呼び込める力があります。

この潜在力を復興の歩みに結びつけ、未来を見据えたまちづくりにつなげていくべきだと思っております。

下水道復旧と観光施策を統合した復興戦略として、キャラクターマンホール事業の推進を前向きに検討をお願いいたします。

以上、矢田町長に答弁をよろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 キャラクターマンホールふた設置事業の実施についてとの御質問にお答えいたします。

現在、令和6年能登半島地震災害の復興に向けて、被災した下水道管の復旧を進めているところでございます。災害復旧事業は国の補助を受けて施工しており、原形復旧を原則とし、対象となるマンホールふたは標準仕様のものとなります。キャラクターデザイン化に伴う追加費用が生じる場合は、町単独の費用として財源の確保を検討しなければなりません。

キャラクターマンホールふたの設置につきましては、観光名所や歩行者の通行量が多くPR効果が見込める地点の歩道部がよい設置条件となります。下水道管の被災箇所は町内全域にあります、復旧箇所とキャラクターマンホール設置箇所が重なる好条件となる候補箇所は皆無であり、従いまして、下水道災害復旧と観光施策を併行してキャラクターマンホールふたを設置することは困難であると考えております。

しかしながら、全国の多くの自治体においてキャラクターを使ったデザインマンホールふたの設置が進んでおり、観光資源として注目を集めています。都市景観の一部として役割を果たし、観光名所に設置すれば新たなフォトスポットにもなり、地域の特色を表現する手段としても非常に有意義であります。

町の公式キャラクターだけではなく、ポケモンなどのエンターテイメントコンテンツや、大相撲で活躍している町出身の大の里関、欧勝海関などの地域の特色を生かしたデザインを検討し、設置箇所についても津幡駅、町役場、文化会館シグナス周辺や道の駅などを候補として、町内の周遊の促進を図ることを考えてみたいと思います。また、マンホールカードを配布することにより、キャラクターマンホールを全国に周知することができ、観光スポットのひとつとなり観光資源につながっていくものと考えております。

下水道災害復旧と観光施策を統合した復興戦略は難しいですが、観光施策として前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 向正則議員。

○13番 向正則議員 いろいろ詳しく御答弁いただき、本当にありがとうございます。

ぜひ、前向きに取り組んでいただきたい、また津幡の名所をふやしていただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、13番 向正則議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後2時50分から一般質問を再開いたしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

[休憩] 午後 2 時40分

[再開] 午後 2 時50分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

4番 中島敏勝議員。

[4番 中島敏勝議員登壇]

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝、質問させていただきます。

矢田町長におかれましては、長い間、本当に大変な最後の地震のことも含めまして、大きく時代が変わる中、津幡町を守っていただき、私も町民としてお世話になりました。本当にありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、質問させていただきます。

最初は、地域ポイント制度と町の施設の利用促進についてでございます。

私は、昨年6月に河北中央病院の町民利用率が低いことについて当事者意識を高めることが必要であると質問をさせていただきました。町の施設は自分たちのものという意識を持つこと、そして地域ポイント制度を導入すること、子供たちへの経済教育を含めた政策について質問させていただきます。

津幡町には、河北中央病院、俱利伽羅塾、キンシユーレ、ウェルピア倉見、体育施設、シグナスなど、多くの公共施設が整備されております。どれも町民の暮らしを支える重要な拠点であり、健康、教育、交流、防災など多くの役割を担っております。

また今後、本町で新たな施設整備の計画も予定されております。しかし、施設をつくっただけでは利用率は上がりません。観光に頼らずに町民がリピーターとなって利用する当事者意識が必要と考えます。

指定管理者制度などの公設民営方式も任せるだけでなく、行政、住民、民間が協働で施設を育てなければならぬと考えます。最終的に町民に関係してくるからです。そしてそのための工夫というか仕掛けも必要です。それが地域ポイント制度、地域通貨の一つと考えます。

公共施設の利用促進、地域の助け合い、健康づくり、町内の経済循環をつなぐ仕組みとして、地域ポイント制度の導入を提案します。

具体的には、ボランティア参加、草刈り、手伝い、見守り、学習指導、健康づくり、体操や健康講座への参加などで、ポイントが貯まり、使う場合は、例えば、ウェルピアの入浴料をポイントで支払える。体育館の利用、シグナスでの講座、もし体験交流公園ができるれば、そのメニューもポイントで支払い、河北中央病院の医療外サービス、健康教室なども利用できる。

このような仕組みは、全国でも導入されており、公共施設の利用促進、地域コミュニティ形成、健康増進、高齢者支援、子ども支援、地域経済の循環の効果があるとされております。

最初の質問でございます。地域ポイント制度について、行政として研究、導入の検討をどのように考えておられますか。町長にお聞きします。

私は、この制度にはもう一つ価値があると考えております。それは、津幡町の子供たちへの経済教育としての価値です。経済とは本来、世を治め、民を救う、経世済民という意味であり、お金が地域で循環することで民を救い、自分も救われる。地域内でお金や価値が回れば回るほど、回転数がふえて、地域のGDPは向上します。

これは、地域経済の基本的な原理ですが、学校だけでなく、ポイントで公共施設を使う、ボランティアで貯める、イベントに参加するという行動が、そのまま地域の経済を回していることに気づきます。子供たちにとってお金とは何か、地域が豊かになるとはどういうことか、助け合いが巡って自分を豊かにするという価値観を育てる教材になります。公共施設を軸に地域でお金を取り、地域で助け合うという感覚を自然に学ぶことになります。

2番目の質問でございます。地域ポイント制度のこのような教育的価値について、行政としてどのように評価をされておりますか。町長にお聞きします。

本町が今後示していく総合計画や方針においても、町民参加、公共施設の有効活用、地域活性化、健康と福祉などの視点は欠かせません。地域ポイント制度や住民参加型の運営は、これらの方向性と一致するものであり、今後の津幡町の具体的な施策となると考えます。

3番目の質問でございます。行政として、地域ポイント制度や住民参加型の運営について将来ビジョンにおいて有効なのか、町長にお考えを伺います。よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中島議員の地域ポイント制度と町の施設の利用促進の御質問にお答えいたします。

まず、御質問の1点目、地域ポイント制度の研究、導入の検討につきましては、議員御提案のとおり、公共施設の利用促進や地域の助け合い、健康づくり、地域経済の循環促進など、多方面にわたる効果が期待できるものと認識しております。

特に、現在町内で個別に存在しておりますボランティア活動や健康診査受診などに対して付与されているアナログのポイントやスタンプ制度を、デジタルにより一元管理することで紙のスタンプや個別管理では把握しづらかったポイントの付与・利用がデータとして蓄積されボランティア活動や施設利用の動きが可視化されます。これにより、活動量の把握、事務負担の軽減、活用実績に基づく施策改善が可能となることは、デジタル化の合理的な利点であると考えております。

一方で、このような仕組みを導入するためには、ポイント付与の基準設定、既存制度との整理、個人情報管理のルール整備、利用者サポート、特に高齢者やデジタルに不慣れな方への対応が必要となります。制度を急いで導入した結果、町民が使いづらい、あるいはサービス格差が生じることは避けなければならず、そのため現在は、複数ある民間のポイント管理システムの比較・検討をしている段階でございます。

次に、御質問の2番目、地域ポイント制度の教育的価値についてでございますが、子供たちが地域での活動を通じて価値が巡る仕組みを体験的に学ぶことは、金融・消費者教育や公民・主権者教育、キャリア教育にも資するものであり、意義あることだと考えます。ただし、教育的な効果を実際に地域ポイント制度に盛り込むためには、学校教育との整合や児童生徒の利用管理、家庭への負担など多くの課題があると考えます。

最後に、地域ポイント制度や住民参加型運営は、将来ビジョンに有効かについてお答えいたします。

現在策定中の第6次津幡町総合計画で、目指すまちづくりの将来像、元気あり、住んでよし、誰もが輝くまちつばたでは、町民の主体的な参加、公共施設の有効活用、健康増進、地域福祉、地域経済の活性化は、いずれも重要な視点であります。地域ポイント制度はこれらの方向性に合

致する可能性があると考えております。

ただし、制度が継続的に機能するためには、単にポイントを付与・利用するだけでなく、地域活動の実態に即した仕組み、利用者の理解と納得、運営体制の確保、財政的な持続性、関係施設や事業者との調整が不可欠であります。導入ありきではなく、まずは既存の取り組みの整理、公民連携の可能性、自治会・ボランティア団体等との連携のあり方を丁寧に検討する必要があると考えているところでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 ありがとうございます。

幾つか私も日本全国使わせてもらって、ポイントを人にあげたりすることができます。で、自治体以外の人も使って、またあげていくっていうことで、非常に便利なので、急がなくてもいいと思うんですけども、また検討をお願いをしたいと思います。

では、2番目にいきたいと思います。

不登校の現状と対策についてでございます。

不登校は大きな社会課題であり、毎年、質問させていただきましたので、ことしも津幡町の不登校の現状と対策についてお聞きします。

令和7年10月29日発表の文科省の令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要では、不登校児童生徒数は、小・中学校全体で35万3,970人と過去最多となりました。そのうち、新規不登校数や全体の増加率は前年度より低下したものの、不登校数が減少する水準には至っていないとあります。津幡町も例外ではなく、ここ数年の不登校児童生徒数は79人ぐらいから100人規模とお聞きしました。

最初の質問でございます。不登校の現状把握と要因分析について、教育長に伺います。

1. 令和7年12月時点の不登校児童生徒数（小・中別）。

2. 過去3年間の推移。

3. 学校の取り組みとして、実際の行動として、定期的な家庭訪問や電話を行っているとのことでしたが、頻度はどれくらいなのか。

4番、児童生徒本人や保護者の思い・要望等の意識調査、アンケート調査などはされていますか。

5番目、町としてのこの現状の分析、要因等の見解をお聞かせください。

2番目の質問でございます。教育支援センター・パイン教室に関して伺います。利用状況について、昨年11月にお聞きしたところ、小中学生合わせて、通室人数7人、見学体験29人、相談47件、臨床土との面談が20件とのことでした。

1. 昨年からのそれぞれの推移を教えてください。

2. 正式通室数が、現在の人数にとどまる理由の分析について見解をお聞かせください。

次に、移ります。

国のCOCOLOプランでは、学校外の学びの場・居場所の整備が示されております。昨年の御答弁では、図書館、文化会館、体育施設等、町の公共施設全てが居場所であるというお答えがありました。しかし、実際には、子供が安心な気持ちで通える継続的な居場所にはなっておりません。学校、教育支援センター以外の第3の居場所を町としてつくる必要があるのではないかと考えて

おります。

昨年までの一般質問の御答弁では、必要に応じて民間フリースクールの情報提供はしていること、しかし、町として、補助制度等の検討はまだ示されていないという状態が続いております。一方、全国では、東京都各区、富山県、上越市、長野市、滋賀県守山市、多賀町ほか、既に多くの自治体がフリースクールの利用に関する家庭への支援に踏み込んでおります。

フリースクールは、学校と連携し出席扱いをしたり、学業への不安をサポートすることも可能です。子供と親にとって救いの場となっている方もたくさんおられ、社会的に重要な機能を果たしております、また全国的な潮流でもあります。

津幡町としても、教育支援センターのほかにも第3の選択肢として、他自治体の事例を参考に、フリースクールを利用する家庭への支援として、学費、体験費用、交通費、入学準備金の補助等について、段階的な制度設計を行うことは可能であり、踏み込む時期だと考えております。

3番目の質問でございます。本町として、フリースクールを利用する児童生徒の家庭への経済的支援について、段階的でも制度設計の検討を来年度予算編成の中で進めるお考えはありますか。町長の御所見を伺います。

次は、公民館の地域コミュニティセンター化していく方針と、不登校児童生徒の新たな居場所づくりについてです。教育支援センターパイン教室だけでは支援が届かない児童生徒をどう支えるか。パイン教室は、一定の機能を果たしていると考えますが、一方で敷居が高い、行きづらいというところもあるのではないかでしょうか。

そこで、公民館、今後の地域コミュニティセンターですけれども、これを活用し町内に通いやすい第3の居場所として設置する意義について述べます。

1. フリースクールの補助制度があったとしても送迎負担が大きい家庭も多いことから、自分で歩いて行ける、敷居の低い地域の居場所となること。

2. 学習に不安のある児童生徒へは、地域の学習支援者やボランティアが教えたり、相談にのったりする環境となり得ること。

3. N P Oや個人でフリースクールや居場所づくり事業を始めたい方には、物件賃借の負担が重いという課題があり、町が公民館、コミュニティセンターの一部を安価に貸し出す仕組みを設けると始めやすいこと。

これらは、津幡町が進めていく公民館の地域コミュニティセンター化構想とも整合し、町の規模に合った実効性の高い取り組みになると考えます。

4番目の質問でございます。町長に伺います。

1. 公民館、地域コミュニティセンターを、不登校児童生徒の第3の学び場として位置づけ、敷居の低い居場所として整備するお考えはありますか。

2. フリースクール、居場所づくりを志す方への支援、安価な貸し出し等について、町として検討する余地はありますか。

以上、お伺いしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 不登校についての質問にお答えいたします。

本町における児童生徒の不登校の状況につきましては、全国と同様に増加傾向にあるとの報告

を教育委員会から受けております。こうした状況に対応するため、本町では令和5年度に教育支援センターパイン教室を設置し、学校や福祉部局と連携しながら、児童生徒の社会的自立につながる支援を行っております。

さらに、今年度より新たに健康福祉部内に、こども家庭センターを設置し、児童福祉機能を一体化させることで、子育て家庭への相談支援を早期から切れ目なく、包括的かつ継続的に実施しているところでございます。学校・教育支援センター・こども家庭センターが連携することにより多面的な支援体制を構築し、不登校児童生徒を含めた、子供と家庭を総合的に支える仕組みを進めております。

まず、フリースクールを利用する児童生徒の家庭への経済的支援についてですが、令和6年12月会議で、議員から同様の御質問があり、町外の私的機関であるフリースクールに通った場合の通学費補助等は行っていない旨、お答えいたしました。本町といたしましては、まずは既存の教育支援体制をしっかりと運用し、学校や教育支援センターが行う支援を丁寧に進めていくことが重要であると考えており、現時点では新たな経済的支援制度を設けることは考えておりません。

次に、公民館を不登校児童生徒の第3の居場所として整備することについてありますが、不登校の児童生徒には、安心して過ごせる環境と専門的な支援が必要であり、現時点では、これらの支援は教育支援センターで行うことが適切であると考えております。そのため、公民館に新たな役割を加えることは考えておりません。

次に、フリースクールや居場所づくりを志す方への支援についてですが、繰り返しになりますが、本町としては、まず既存の教育支援体制を生かして子供と家庭を支え、必要な支援が適切に届くよう取り組んでまいりたいと考えております。そのため、公民館の低料金での貸し出しなど新たな制度を設けることは現時点では考えておりません。

私からは、以上となります。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 私からは、本町の学校における不登校の現状把握とその要因分析についてお答えいたします。

初めに、不登校の児童生徒数については、直近で取得できるデータになりますが、令和7年10月末時点での本年度の不登校児童生徒数は64人で、その内訳は小学生が24人、中学生が40人となっています。過去3年間の推移ですが、令和4年度は96人、うち小学生が27人、中学生が69人でした。令和5年度は102人で、小学生が34人、中学生が68人でした。令和6年度には96人と減少し、小学生が42人、中学生が54人でした。

家庭訪問や電話での対応については、各家庭の御要望に応じて、週に1回から月に1回程度実施しております。また、本人や保護者の思いや要望等に関しましては、意識調査という形では行っておりませんが、家庭訪問や電話連絡を通じて把握をしております。

町としての現状分析としては、全国的に不登校児童生徒数が過去最高となる中、本町では小学校での増加が見られますが、中学校ではやや減少傾向にあり、全体としてはおおむね横ばいの状況となっていると言えます。小学校の増加要因としては、新型コロナウィルスの影響による生活リズムの乱れ、ストレスによる心身の不調、人間関係づくりの苦手な子の増加、家庭環境の変化などが考えられます。また、社会の認識や保護者の意識の変化も一因と考えられます。逆に中学

校での減少要因としては、スクールカウンセラーの活用、教育支援センターとの連携強化、教員研修等による組織的対応力の向上など、これらが相乗して効果を上げていると考えております。

次に、教育支援センターパイン教室についてですが、今年度の利用状況は、10月末現在で通室生が22人、見学体験者が26人、相談件数は190件、臨床心理士との面談は59件となっています。前年度末と比較すると、通室生の数は約2倍に増加しており、特に相談については、学校から保護者への紹介によるものだけでなく、保護者からの直接的な相談がふえております。

正式通室生の数が大きく増加していることや、保護者からの相談件数も増加していることから、パイン教室の認知度や、居場所としての理解や信頼が高まっている結果であると考えております。

通室生の中には、部分的ではあっても、学校に登校できるようになった児童生徒もあり、引き続き学校との連携を強化していきたいと思います。不登校の背景や要因、状況は一人一人異なるため、学校や保護者、関係福祉部局とも連携し、一歩ずつ社会的自立へのステップを歩めるよう、きめ細かく支援していきたいと思います。

今後も、現行の取り組みの質の向上を図り、子どもたち一人一人が安心して成長できるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 わかりやすい御答弁、ありがとうございます。

実績としてよくなっているということがよくわかりました。学校に戻すことだけが、よいとは限らないとは思うのですが、町としての取り組みが着実に進んでいる途中という認識で引き続きよろしくお願ひをしたいと思います。

学校だけのことではなくて、これは家庭も含めた社会全体の問題なので別に学校のせいとか、そういうことではないと私はまた考えておりますが、引き続き大変ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

3番目の質問に行きたいと思います。

乳幼児と親を支える子育て支援の推進についてです。

本町では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の制度設計が進んでおります。この制度は、保育所に通っていない6ヶ月から3歳未満が対象で、就労要件を問わず、月10時間の枠で柔軟に保育園を利用できる新たな制度です。現代の子育て家庭を支える重要な仕組みであり、必要な家庭には活用していただきたいと考えております。

しかし、乳幼児期の育ちを丁寧に支えるためには、子供の周りに安心できる大人をどうふやすか重要と考えております。そこで、保育園、地域、家庭、これは親の育ちのことですが、3つの観点から質問させていただきます。

私ごとですが、昔、私が小さいころは、農繁期にも母親が忙しく、村の地主さんの家に幼なじみと一緒に預けられていた記憶があります。母親が忙しくても、祖父母、姉妹兄弟、近所のおばさん、親戚の人、地域の大人など、多くの人が自然に子供を見守ってくれていました。ゆるやかな共同の子育てが成り立っていた時代だと思います。しかし、今は核家族化が進み、母親が孤立し、近くに頼れる大人が極端に少なくなりました。こうした環境の違いを踏まえると、町として安心できる大人をどうふやすかが子育て支援の鍵になると考えます。

まず、保育園です。ゼロから3歳児のための町独自での手厚い保育士の配置についてです。ゼロから3歳児が安心して過ごすには、そばに安心できる大人がいることが何より重要です。しか

し、保育園の現場では、通常は国の配置基準で運営されることが多く、もう一人いればもっと丁寧に見られるのにといった声もあります。

全国では、自治体が自主的に基準を上回る配置を行う例があります。下関市では、国基準を満たした上で3歳未満児クラスに保育士を独自加配した場合に、市が補助金を交付しています。京都市では、独自の配置基準を設け、1から2歳児クラスを中心に、より手厚い職員配置を市独自で補助しています。こうした取り組みは、保育の質の向上だけでなく、結果的に子育て世代に選ばれるまちづくりにもつながっていくと考えます。津幡町は園数も多くなく、また金沢市のベッドタウンとして子育て世帯が多い町です。ゼロから3歳児クラスに保育士をもう1名手厚く配置する独自支援は、本町にとっても大きな魅力になると考えます。

最初の質問でございます。

国基準を上回る形で、津幡町としても、ゼロから3歳児クラスの保育士配置を手厚くする独自の加配制度を検討できないでしょうか。町長に伺います。

次に、地域の力についてです。例えば、津幡町にもファミリーサポートセンターがありますが、登録人数が少ない、特に乳幼児を安心して預けられる人材が不足しているなど、地域の大人が少ないと課題があり、ファミリーサポートの枠組みだけでは解決しきれません。そこで必要なのは、町が意図的に子育て経験豊富な大人、子育て支援員資格を持つ人、保育補助の経験がある人などを地域の子育てサポーターとして認証、育成し、家庭とつなぐ仕組みです。これは、かつて地域に存在した近所のおばさん、地域の見守りの現代版と言えます。

2番目の質問です。ファミリーサポートの課題を踏まえ、乳幼児を安心して任せられる地域子育てサポーター制度をもっと推進できないでしょうか。町長に伺います。

次に、家庭、親の育ち、気づきについてでございます。全国では、丸一日、保護者が保育に参加する1日保育体験が行われているところがあります。この取り組みは、親の育児理解の向上、父親の育児参加促進、母親の負担軽減、子供の安心感向上など多くの成果を生んでおります。

元埼玉県教育委員長の松居和さんという方のママがいいという著作の中で、父親が1日保育体験に入り、昼寝で背中をさするお父さんに、子供がお父さんありがとうと言うところで、父親が涙を流す場面があります。父親が本当の意味で親になる瞬間として語られています。乳幼児には、お父さんお母さんを本当の親にする偉大な力があるのです。

丸1日を通して保育に参加する1日保育体験を3年間で3日以上行う。費用はほぼかからず、家庭と園の信頼関係を深める効果も大きいと考えます。

3番目の質問でございます。当町としても、父親の1日保育体験を正式な町事業として導入できないでしょうか。町長に伺います。よろしくお願ひします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 乳幼児と親を支える子育て支援についての御質問にお答えいたします。

まず、1つめの国基準を上回る形でゼロから3歳児クラスの保育士配置を手厚くする独自の加配制度を検討できないかとの御質問にお答えいたします。

国は、こども未来戦略のもと、令和6年度以降、保育士の負担軽減、保育の質向上、人材不足の解消と定着率の向上といった目的のもと、配置基準の改善を順次進めております。

令和6年度は、4歳、5歳児30人に対して保育士1人とされていた配置基準が、25人に対して

保育士1人と改善されました。また、3歳児20人に対して保育士1人とされていた配置基準も、15人に対して保育士1人となりました。令和7年度は1歳児の配置基準は、6人に対して保育士1人のまま変更はありませんが、1歳児5人に対して保育士1人以上に改善している施設には、新たな加算が設けられることになりました。保育士不足により人材の確保が難しいことから基準の改正ではなく、加算措置となったものであります。

さて、今年度の町内こども園の加配状況ですが、3歳児クラスの加配につきましては9割の保育事業者が実施しております。一方で、1歳児クラスの加配につきましては1割ほどの実施にとどまっており、保育士の確保が難しく、対応できていない状況にあります。

町としましては、まずは国の加算対応による保育士の配置改善を最優先とし、町独自の加配制度につきましては、その後に検討するべきであると考えております。

次に、2つ目の乳幼児を安心して任せられる地域子育てサポーター制度を推進できないかとの御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、地域で潜在している子育てや保育等の経験者の活躍が大変重要であることは認識しております。昨今の地域における子育て支援活動の現状として、ファミリーサポートセンター事業だけではなく、保育や教育経験のある方々が、主任児童委員としての活動、地区的公民館等で子育てサロンやこども食堂など、実際にはさまざまな形での取り組みがあると聞いております。地域の皆様には大変感謝している次第でございます。

御質問の地域の子育てサポーター制度の推進につきましては、それぞれの地域の現状も踏まえつつ、子育て世帯のニーズに応じた施策として反映することも重要であると考えております。町としましては、地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターや児童センターなどとの連携や機能強化とともに、地域資源の発掘、活用も視野に入れ検討してまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の父親の1日保育体験を町事業として導入できないかとの御質問にお答えいたします。

町では、妊娠期からの育児支援としてプレパパ・プレママの交流会の実施や、こども園等では保育参観及び参加・運動会・表現会等の各行事への参加を通して、子育ての意義を学ぶ機会を設け、子供の発達に応じた育児支援を行っており、父親の育児参加促進は家庭の育児能力向上にとって大切な課題であると認識しております。

父親の一日保育体験につきましては、町が主体となり保育事業者と協働し、働く父親が育児参加しやすい方法により、実施できるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 丁寧な回答ありがとうございました。

私たちの時代は、じいちゃん、ばあちゃんとか、大人がたくさんいたんですけども、今のこの社会状況では、みんなで行政だけじゃなくて、子育てに関わってお父さんもしっかり一緒になるような体制で、子供たちをまたサポートしていただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に行きます。

部活動の地域移行の見直しについてでございます。

中学校の部活動の地域移行について伺います。

国は、令和5年度から7年度を改革推進期間と位置づけ、休日の部活動を段階的に地域クラブに移行する方針を示し、津幡町でも少しづつ進められています。地域移行を考える前に、そもそも部活動とは何かという原点に立ち返って今考える必要があるのではないかという観点で、質問させていただきます。

また、私たちの時代についてなんですが、私たちの時代との違いについて、親のかかわり方があると考えます。私たちのときは、親が中学生の部活動に関わることは、ほとんどありませんでした。最後の公式試合にも来るか来ないかのレベルでした。練習試合は、生徒たちで、電車、徒步、自転車で行っておりました。親が土日に年に何回も送迎するということはあり得ませんでした。親は仕事や農作業で忙しく、一切ほぼかかわりませんでした。

学校週5日制となり土曜の試合が出てきて勝利至上主義というのもあり、また安全意識の高まりで送迎が多くなっていったのかもしれません。

今も親は仕事で忙しいのは同じです。土日がメインの仕事の親もいますし、さらにシングルマザー、シングルファザーの家庭もふえております。親からは、送迎負担が大きく、子供が部活をやりたくても参加させられないという状況があるとの声が届いております。

部活動とは、本来は放課後など学校で完結し、親の職業や家庭の経済状況に左右されず誰でも参加できる教育活動だったのではないでしょうか。しかし、現在は、試合や遠征などの活動の増加により、家庭事情によって参加できない生徒が生まれております。

もし部活動の地域移行化が進むなら、送迎が必須、費用の増加、活動場所が学校外となると、今以上に参加できる子とできない子の格差が広がる懸念があります。参加できない子の放課後の居場所はなくなり、部活動が担っていた学習以外の多くの成長の機会を体験できないおそれがあります。

日本の学校教育は、授業だけでなく、清掃、給食、委員会、部活動といった学校生活全体で育つ全人教育が特徴と言われております。教育基本法第1条では、教育の目的を、人格の完成、心身ともに健康な国民の育成と定めております。さらに中学校学習指導要領（総則）では、部活動について、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することと明記されています。これは、文部科学省自身が、部活動は学校教育に含まれると明確に位置づけている重要な一文と考えます。

つまり、部活動は、人格形成に資する教育であり、心身の健康を育む教育であり、学校教育の一環として認められた教育活動であり、学校から切り離してよい性質のものではないということが制度的にも確認できます。

部活動は、教室だけでは得られない学びを提供しております。仲間と共に努力する体験、自己肯定感を高める成長体験、放課後の安心して活動できる居場所、信頼できる仲間、友人との出会いなど人間関係の形成、心身の健康、忍耐力、生活リズム、これらは全て、教育基本法が目指す人格の完成を体現するものであり、部活動は子供の成長に不可欠な教育の一部であります。教室だけでは得られない成長を支える場であり、特に中学生にとって欠かせない機会をなくしてはいけないと考えます。

また、部活動は、初心者でもやってみたいという気持ちで挑戦できる場と考えます。普通の子がやってみて体験して、その道のプロフェッショナルになる可能性もあります。部活動が縮小すると、初心者、未経験の子供がスポーツ、文化活動に挑戦する機会そのものが失われます。

国の方針を見ますと、文科省スポーツ庁のガイドラインは、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すとしており、地域の事情に応じて柔軟に進めることを認めております。

つまり、指導者不足、生徒数の規模、地域クラブの不足といった課題を抱える自治体では、無理に急ぐ必要はありません。ここで、参考となる先進事例として熊本市の取り組みを紹介させていただきます。

熊本市は、国の方針を踏まえながらも地域移行は行わず、部活動を維持していく方針を明確に打ち出しております。熊本市モデルの特徴は、

1. 指導は希望する教職員のみ。強制はしない。
2. 顧問は時給1,600円、副顧問1,000円を支給。
3. 指導時間は月44時間以内。
4. 複数指導体制、2から4名で負担を分散する。
5. 地域人材バンクを設置。退職教員・大学生・住民・市職員等を確保する。
6. 活動場所は学校を基本とし、放課後の居場所を確保する。
7. 受益者負担は月約3,000円程度に抑え、体験格差を生まない工夫をする。

つまり熊本市は、子供の活動機会、公平性、教職員の働き方改革のバランスを取り、学校部活動を地域で支える新しい形を選択しております。

以下、質問でございます。

1. 津幡町において、送迎負担や家庭事情により、参加したくてもできない生徒の実態を把握しておりますか。
2. 部活動が初心者、誰でも挑戦できる受け皿になっているという認識を、教育委員会としてどう評価しておりますか。
3. 熊本市が、希望する教職員への報酬支払い、部活動を継続していくということは、津幡町でも検討可能なのでしょうか。

4番、国のガイドラインは地域の実情に応じた柔軟な進め方を認めております。津幡町として、地域移行を急ぐのではなく、子供の参加機会の平等性、保護者負担、人材確保の方法を一度立ち止まって、再度見直す考えはありませんか。

以上、4点お聞きをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 部活動の地域移行の見直しについての御質問にお答えいたします。

御質問1つ目の、送迎負担や家庭事情により、参加したくてもできない生徒の実態を把握しているかについてです。令和5年7月に、部活動の地域移行を進めるに当たり、町教育委員会として、当時の小学4年生から中学2年生の保護者や町内小中学校に勤務する教職員を対象に、部活動地域移行に関するアンケート調査を実施いたしました。任意回答ではありますが、保護者アンケートでは858人から回答をいただいております。回答の中には、活動場所によっては送迎ができない、月謝等の負担がふえないようにしてほしいなどの心配の声があり、配慮が必要と判断しております。今のところ、これ以外に個別の御家庭の事情を把握することはしてはおりません。

御質問2つ目の、部活動が初心者など誰でも挑戦できるものであることについて、どう評価しているかについてです。

学校における部活動は、心身の健全な育成、人間性や社会性の向上に資するものであり、学級や学年を越えた人間関係の広がりや、自主的・自発的な活動から得られる達成感や喜びを味わうことのできるなど、大変意義のあるものだと考えております。

そのような部活動の意義は、地域に移行した後も継承されることが望ましいと考えております。

それゆえ、これまでの学校部活動の意義を継承・発展させつつ、より豊かで幅広い活動を展開していくよう進めていきたいと考えております。

御質問3つ目の、教職員への報酬支払いにより、部活動を継続していくことについてです。教職員が地域移行後のクラブで指導者となることは可能であり、その際は、兼職兼業届を所属長承認の上、県教育委員会に提出する必要があります。この場合、町の規定にのっとり、指導者謝金をお支払いすることになっております。

御質問4つ目の、部活動地域移行の見直しについてです。先ほどの柴田議員へのお答えの中にもございましたが、スポーツ庁及び文化庁では、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめを踏まえ、令和8年度からの6年間を改革実行期間とし、令和13年度までには原則として休日については全ての部活動で地域展開の実現を目指すとしています。現在は、地域移行の文言を改め、地域展開という言葉が使われておりますので、この後は地域展開という言葉を使用します。

本町でも、この方針に基づき、令和8年度から13年度までを改革実行期間として部活動の地域展開を着実に進めていく方針です。

しかしながら、部活動の地域展開には、指導者や活動場所の確保、受益者負担や保護者の御理解と協力など多くの課題があり、本町においては短期間に、一斉に地域展開を進めることが難しいとも考えております。各競技や活動によって地域展開の課題は異なりますので、それぞれの課題を一つ一つ丁寧に解決しながら進めていく必要があると考えております。御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 部活動を一生懸命にされてきた、実績のある教育長でございますから、この私の質問の意義を十分理解されて御回答いただきました。どうもありがとうございます。

引き続き、子供たち全ての参加機会と、そして心身の健康と、あと保護者のことも考えて、進めていっていただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

最後の質問になります。

学校給食の品質維持と牛乳についてでございます。

津幡中学校の給食だより11月号で、11月24日の和食の日にちなんで、和食の意義が紹介されています。和食とは、料理そのものだけでなく自然をとうとぶという日本人の精神に基づく文化であり、ユネスコ無形文化遺産にも登録され、人類共通の財産として守り継いでいくべきものであると記されています。紙面には、御飯と味噌汁のイラストが描かれ、和食の基本が示されています。

しかし、実際の学校給食では、和食の日であっても主食の御飯に必ず牛乳がセットでつくという和食文化とは異なる組み合わせが続いております。また、給食だより10月号では、食品ロスについて書かれ、残さず食べましょうと強調されています。

一方で現場からは、牛乳の飲み残しも発生しているという声もあり、和食文化への理解、食品

ロス削減、栄養バランス、そして子供の公平性という観点を踏まえ、学校給食における牛乳について質問させていただきます。

まずは、給食費の中で牛乳代が占める割合について、物価高騰により、米、野菜、肉等の食材費が上昇しており、町からの高騰分の補助があっても調理の現場では献立調整に御苦労されているのではないかと察します。牛乳も飼料価格、電気代、燃料費の高騰、円安、国際情勢の変化により、価格が上昇し値上げが続いており、給食に毎日提供されるため、牛乳の価格の上昇がそのまま給食費全体に跳ね返りやすく、給食費に占める牛乳代の割合が年々高くなっていると言われております。

以下、教育長にお聞きします。

最初の質問でございます。本町の学校給食費の中で、現在、牛乳代は幾らで給食費の中での割合はどれほどでしょうか。また、近年どのように推移しているかお聞かせください。

次に、食材費高騰の中での給食品質の確保について。給食無償化を早期に導入した一部の自治体では、予算が固定化された結果、食材の質が下がったとの報道があります。無償化して品質を下げたのでは、給食の目的である子供の健康と成長にはよくありません。品質の確保は、無償化と両輪で進める必要があります。

2番目の質問です。食材高騰の中、本町の学校給食の品質をどのように維持していくのか、今後、無償化が予定されている中、品質低下を防ぐための方針をお聞きします。

次に、牛乳を飲めない子供への対応について、牛乳はカルシウムの供給源として重要とされていますが、一方、乳糖不耐症、医師の指示などで、牛乳が体質的に飲めない子もいます。この牛乳について、本町では、医師の診断書を提出すれば牛乳提供停止はできるとのことです、牛乳が毎回、ロスになっているのか、また飲めない子は給食費から減額されているのか。本町の現状と、もし制度がないならこの牛乳についての改善される予定があるか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 学校給食の品質維持と牛乳についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、町立小中学校の学校給食における牛乳価格について御説明いたします。

令和7年度の牛乳価格は、1本当たり64.7円で、中学校の1食当たりの給食単価404円の16%を占めています。小学校については、1食当たりの給食単価が347円から357円と学校によって多少異なりますが、給食費に占める牛乳の割合は、約18.4%となっています。牛乳価格は年々上昇しており、令和4年度は56.89円、令和5年度は58.52円、令和6年度は61.99円となっています。

次に、食材費高騰の中での学校給食の品質確保についてです。

牛乳以外の米、肉、野菜等の食材についても価格上昇が続いており、令和4年度以降は、保護者の負担をふやすことがないよう、保護者集金額と実際の食材費との差額を公費で助成し、給食の品質維持に努めてまいりました。また、本年9月からは中学校、来年の4月からは小学校において学校給食費の無償化及び公会計化を実施し、調味料等の一括購入によるコストの見直し、献立の工夫などを行いながら、適正な単価設定に努め、品質を下げることなく、安全でおいしい給食の提供を継続してまいりたいと思います。

最後に、牛乳を飲めない子供への対応についてです。

食物アレルギーや乳糖不耐症などにより、医師の指示で牛乳を飲むことができない児童生徒に対しては、保護者からの申し出により事前に牛乳の注文を停止しており、廃棄が発生することはございません。小学校では、あらかじめ停止している牛乳分の金額を保護者へ返金しております。また、中学校でも無償化する前までは、小学校と同様に返金をしております。なお、牛乳の代替食の提供は行っておりません。

今後も、和食文化への理解や食品ロスの削減、栄養バランスや公平性の観点も踏まえ、物価高騰下においても品質を維持しながら、児童生徒の心身の健康に配慮した学校給食の提供に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 ありがとうございました。

牛乳代の件もまた周知をしたいと思っております。これ以上牛乳代が上がっていくと、牛乳のかわりに味噌汁を出して、一品おかげをふやして、カルシウムが多いごまなんかを取ったらいなというような思いです。どうもありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

次に、3番 東克彦議員。

[3番 東克彦議員 登壇]

○3番 東克彦議員 3番、東克彦です。

外は非常にちょっと暗くなってきておりますが、昨年度の卒業生の中には若干照明が暗い中で卒業式を行って、親御さんの中では、ちょっと暗いなと言っておりましたが、来年の1月からは、本格的に小学校の体育館の照明も明るくなるという工事のほうも入るというふうに聞いておりますので、明るいようなお話を聞けるように頑張って質問させていただきたいと思います。

まずは、通告どおり4つ質問させていただきますが、1つ目の質問からいきます。

地区ごとのまちづくりで見えてきた課題を問うということで、5年12月会議での小倉議員と私の一般質問に続きまして、今議会の一般質問でも公民館のコミュニティセンター化と、まちづくりにつきまして、小倉議員からまた、一般質問のほうがありました。私のほうもですね、同じような内容ですが、少し観点が違いますので、そのまんま一般質問を続けさせていただくことにさせていただきました。

町が進めている公民館のコミュニティセンター化に並行して、まちづくり協議会発足を目指しまして、各地区では、設立準備委員会などの動きを見せてはいるものの、決して順調に進んでいくとは思えない状況かと思われます。

当初は、令和8年度よりスタートという感じでしたが、そのスタートも見送られ、今後2年をめどにスタートを検討していくという形で、設立準備委員会などの動きがちょっと鈍ってきたのではないかというふうにも感じられております。

この原因としまして、まちづくり協議会が、地域の特性を生かし構築していくがゆえに、それぞれの地区での目標が共通ではないために、目標が具現化しづらいというところがあるのではないかでしょうか。

また、コミュニティセンター化と同時ではなく、事前に発足しても構わないというような、そういう先立って発足する意義もうまく伝わっていない状況なのではないかと考えられます。

そんな中でも、地区では前に進もうと一生懸命しているのですが、やはり問題となるのは人と

場所、これが一番の問題ではないかと考えております。まちづくり協議会の話を進めていくにも、事務方の事務量を考慮しますと、無償ボランティアの域を超えているのでないかと思われます。かといって人件費を確保するにも、公民館もしくは地区のくらし安心ネットワークの限られた運営費の中から捻出すればよいのだろうか。そして特に、公民館では物価高騰で公民館主事が非常に苦慮して、日ごろの一品一品、何を買おうかというところまで創意工夫をしている状況下でもあります。

もしもこんな中、捻出できたとしても、目的外使用となるようなまちづくりの事務局員の人件費として使うことに、なかなか気持ちよく活用することができない、違和感を持つような方もいらっしゃるのではないかでしょうか。また、手狭な公民館の事務所ではありますが、まちづくり協議会設立準備委員会と公民館が事務所を共有し、業務を可能な限り互助できていけるような、そんな条例整備が必要なのではないかと思われます。

実際、金沢のほうの公民館では、事務所の中に地区社協の事務局員と公民館の主事が、実際に机を合わせて業務を進めています。

そこで、3つの質問を町長にお聞きしたいと思います。

1つ目、地区のまちづくり推進のために、町として人的補助なのか、それとも人件費として経済的補助は考えていらっしゃるのでしょうか。

2つ目、設立準備委員会事務局として、公民館の事務室に備品などの整備は、今後考えていらっしゃるのでしょうか。

3番目、公民館主事並びに設立準備委員会事務局員が業務遂行しやすい条例整備を、一度でなくともかまいません、段階的に計画しているのか。

この3つについて、町長にお聞きしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 東議員の地区ごとのまちづくりで見えてきた課題を問うとの御質問にお答えいたします。

本町では、公民館のコミュニティセンター化に並行し、地区社会福祉協議会やくらし安心ネットワークなど、既存の地域組織と協働しながら、住民主体のまちづくり協議会設立を支援しているところでございます。

御指摘の、まちづくり協議会が地域の特性を生かし構築していくがゆえに、目標が具現化しづらく、コミュニティセンター化前に発足する意義が伝わりにくいとの点についてでございますが、コミュニティセンター化とまちづくり協議会の設立は、別の取り組みでございます。

コミュニティセンター化は、公民館の所管を教育委員会から町長部局に移管することで、社会教育法の枠組みから外れ、事業の柔軟性や自由度が増すことに加え、福祉・防災・子育てなど他部局との連携も容易になるなど、多様な地域課題に一体的に対応できる環境が整うものであります。

一方、まちづくり協議会はこうした体制整備とは独立して、住民みずからが地域課題を整理し、将来の方向性を検討するための組織であり、先行して発足する意義は十分にございます。むしろ、まちづくり協議会が早期に立ち上げることで、地域の意向や課題が明確となり、それらがコミュニティセンター化の内容や機能設計に反映されるため、結果としてコミュニティセンターの活用

効果を高めることにつながるものと認識しております。

御質問1点目の人的補助・経済的補助及び、2点目の設立準備委員会事務局の事務室や備品整備についてお答えいたします。

現在、まちづくり協議会またはまちづくり協議会準備会を対象に、まちづくり組織支援補助金により、立ち上げ期の事務費や初期経費を支援しております。同補助金は、地域が主体的に組織を立ち上げていただく観点から人件費は対象外としておりますが、パソコンやプリンターなどの備品は対象としております。

今後のコミュニティセンター化に当たり、公民館管理費やイベント実施経費、くらし安心ネットワークへの委託料など、現在は別々に措置している予算を、地域運営を包括的に支える一括交付金として整理できないか、府内で調査・検討を進めさせていただきます。

また、公民館主事の業務量は、従来から学習・交流活動の運営や地域行事の支援などで多く、さらにコミュニティセンター化に伴い、地域主体による自由度の高いまちづくり活動や地域資源を活用した収益事業など、従来にない多様な取り組みが加わることで、職員一人体制では対応が難しい場面も想定されます。そのため、地域活動が安定して実施できますよう、補助人員の配置など、適正な人的体制についてもあわせて検討を指示しているところでございます。

御質問の3点目、主事ならびに設立準備委員会事務局員が業務を遂行しやすい条例の整備についてお答えいたします。

主事や事務局職員の業務内容を直接定めるような新たな条例等の整備は、現時点では予定しておりませんが、公民館の廃止及びコミュニティセンターの設置に伴い、公民館設置条例や各種規則、関連する補助金交付要綱等を廃止し、コミュニティセンター設置条例や使用料条例、一括交付金の交付要綱など、必要な条例・規則類の整備を計画的に進めてまいります。

現行の公民館が担う社会教育活動と、地区社会福祉協議会やくらし安心ネットワークが担う地域福祉活動などを一体的に進められるよう、組織体制や役割分担のあり方についても調査研究を進めており、コミュニティセンター化後の地域運営がより円滑となるよう財政面・組織面・制度面を含めた総合的な支援のあり方について、引き続き検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はありませんが、足並みがちょっと止まっているような、地区の方々にとっては、町長から直接このようにまちづくりをどんどん進めていってほしいということで、コミュニティセンターのほうの活用の効果が高まるんだよっていうことが、しっかりと伝わり、私らもそれを後押しできるように頑張っていきたいなというふうに思っております。

それでは、2つ目の質問に移らさせていただきます。

今年度の春、開設いたしましたこども家庭センターにつきまして、こども家庭センターを総括せよという質問をさせていただきます。

今年度より、津幡町子ども家庭総合支援室は、バージョンアップしまして、津幡町こども家庭センターということで、歩みを始めております。

このこども家庭センターは、母子保険と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、そして子供に対して、出産前から子育て期に係る切れ目のない支援

を行うとともに、新たな支援を要する子供、妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための、地域資源の開拓などを担うとされております。

そこで、4つの質問を健康福祉部長にさせていただきます。

1つ目、今年度より開設されました、こども家庭センターを周知するリーフレットや津幡町子育て便利帳の配布状況は、どのようになっていますでしょうか、教えてください。また、こども家庭センターは、子育て世帯には浸透をしているのでしょうか。

2つ目、開設して8ヶ月のこども家庭センターを総括してください。来年度以降のためにも、成果や課題があれば、あげていただければと思います。

3つ目、こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭センターを初め、児童養護施設などの福祉施設なども含めて、現時点で津幡町内に何名か資格取得、もしくは資格を取得見込みなのか教えてください。

4番目、他の自治体では、こども家庭ソーシャルワーカーの要請のために、自治体の職員や社会福祉協議会などで、補助を出しているところもあるようでございます。我が津幡町では、子供たちの笑顔を守るために、子ども家庭ソーシャルワーカーの要請を支援していくことを計画しておりますか。

以上、4点を質問させていただきます。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 今年度開設したこども家庭センターを総括せよとの御質問にお答えいたします。

こども家庭センターは、本年4月の開設以降、地域の子育て支援機関と連携の促進や乳児期の保護者を対象とした子育て講座の開催をふやすなど活動の幅を広げているところです。

最初の御質問の、こども家庭センターの周知についてですが、リーフレットや子育て便利帳は、出生届や転入などの手続き時に全員へ配付するとともに、認定こども園、学校、児童センターなどを初めとする、子育て世帯が利用する施設に配布しています。さらに、つばた子育てアプリにも情報を掲載しており、県内の産科病院やクリニック、妊娠届の提出時、乳幼児健診、相談、教室など、全ての母子保健事業の機会を捉えて積極的に周知を進めています。

こども家庭センターには、関係機関からの紹介やインターネットで知ったという相談者がふえており、徐々に浸透していると実感しています。

次に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得状況及び養成についてですが、同資格は令和6年度に創設された認定資格で、虐待対応を含む、子供とその家庭への支援を専門的に担います。資格要件は、社会福祉士や保育士等が市町・児童相談所・児童養護施設などで児童福祉の相談援助実務を経験し、指定研修を受講の上、資格認定試験に合格することとされています。

子供の権利が守られ、子供や家庭を支える支援に力を入れるため、専門性の高い人材は不可欠であるとの考え方のもと、県内の他市町に先駆け、本町では令和6年度に職員1名が同資格を取得しています。今後は、要件を満たす職員から順次取得を促し、公費負担も含め計画的な人材育成を一層強化してまいります。

最後に、こども家庭センターの成果と課題ですが、母子保健と児童福祉の一体運営により、妊娠期から乳幼児期、学齢期へと切れ目のない支援・相談を実現できたことは大きな成果となって

います。子育ては乳幼児期で終わらず、成長・発達に応じた困難は成人まで続きます。妊娠・出産から成人期まで安心して子育てできる体制の整備を引き続き強化してまいります。

一方、社会全体で子供や子育てを応援する社会の実現には課題が残ります。行政のみならず、地域・民間団体と連携をさらに深め、支援の裾野を広げてまいりますので、今後とも皆様の御理解と御協力をお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問をお願いいたします。

大変成果が感じられるというお話でございました。最初のほうのリーフレット等々の配付のほうで出生児のほうには全員というふうに答弁いただきまして、認定こども園等々の施設ほうでは、町内では配付しますよ、ということですが、町外に通園している子供とか小学生も含めていると思うんですが、そういう方々に対しては、本当に手元に渡っているのかどうなのが、ちょっと心配だったので再質問させてください。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 今ほどの再質問にお答えいたします。

町外へのお子さまへの周知ということでございますが、現在のところホームページを活用して周知をしているということでございます。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再々質問はありませんが、町外へ通っているお子さまの世帯にもちゃんと手元にいくように、今後は創意工夫していただけるとよろしいかなと思います。ホームページだけでは、まだまだ物足りないのでなのかなというふうに感じております。

続いて、3問目のほうの質問へ移らさせていただきます。

糖尿病予備群に、糖負荷試験をもっと啓蒙啓発せよということで。

津幡町では、平成26年度より住民の糖尿病の発症・重症化予防を目指して、金沢医科大学病院・河北都市医師会等と一緒に、河北地区糖尿病発症・重症化予防ネットワーク協議会を立ち上げ、新しい協力体制のもと重点的な取り組みを進めている。

地区担当職員による特定保健指導の際に、糖尿病予備群に該当する方には、糖尿病の発症を予防するために、かかりつけ医を受診して糖負荷試験を受けるよう促しております。ここで言う、かかりつけ医というのは、石川県で認定している糖尿病治療の定期医療を担う医療機関をしておりまして、町内では河北中央病院とおおたクリニックの2つでございました。

この糖負荷試験により、経口ブドウ糖を液体で飲料後に血糖値の推移から隠れ糖尿病や将来的なリスクが発見されるものであります。

また、町内の歯科医や健康まつりの保健指導では、歯茎の炎症によって血糖コントロールが悪化するという糖尿病と歯周病の相互関係について教えていただいたことが、私、あります。歯周病を治療することで、血糖コントロールを改善するという効果もあるそうでございます。

6年3月に策定されました、第3次健康づくり基本計画、つばた健康づくり21、つばた食育推進計画の中で、第2次基本計画の最終評価の一部に、特定健康診査の受診率の向上・特定保健指導の実施率の向上、こちらのほうは見られるとしておりますが、ともに目標値には達しておりません。さらなる向上を目指すには、病気にかかるからではなく、予防・早期発見、フレイルを

推進する必要があるのではないかと考えております。

そこで、3つ質問を、健康推進課長にさせていただきたいと思います。

1つ目、糖尿病を初めとする生活習慣病の発生予防・重症化予防の徹底を強化するためにも、特定保健指導実施率の向上のために、地区担当者は足りているのでしょうか。足りなければ増員を求めるべきではないでしょうか。

2つ目、町内での糖負荷試験実施の実績推移を示してください。また、糖尿病予備群の減少につなげるために、糖負荷試験をもっと啓蒙啓発せよということです。

3つ目、糖尿病治療の定期医療機関と歯科医との連携を模索せよ。

この3つについて、健康推進課長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 長田健康推進課長。

〔長田奈巳健康推進課長 登壇〕

○長田奈巳健康推進課長 糖尿病予備群に糖負荷試験をもっと啓蒙啓発せよとの御質問にお答えいたします。

本町では、町民の健康寿命の延伸を目指し、町健康づくり基本計画を策定し、生活習慣病発症予防・重症化予防に努めています。

1番目に御質問の、糖尿病を初めとする生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底を強化するためにも、特定保健指導率の向上のために地区担当者は足りているのかについて、本町の特定保健指導は優先順位を設定して実施しており、令和7年度11月末現在の保健指導対象者は329人です。

保健指導従事者は、保健師9人、管理栄養士4人の13人で対応しております、1人当たり25人の保健指導を実施することになります。対象者1名に対して、2回から3回の保健指導を目標に計画しておりますが、訪問時の不在や拒否される場合もあり、目標達成には難しい現状があります。

2番目に御質問の町内での糖負荷試験実施の実績推移を示せ。また、糖尿病予備群の減少につなげるため糖負荷試験をもっと啓蒙啓発せよについて、糖負荷試験の実施件数は、令和5年度は4件、令和6年度は1件、令和7年度は11月末現在で3件となっております。

糖負荷試験は、糖尿病の精密検査の一つで、ブドウ糖入りの炭酸水を飲んだ後、約2時間の間に4回の採血を行い、血糖値の上がり下がりやインスリンの分泌の状態を調べる検査で、保険診療で行うものです。本町では河北地区糖尿病発症・重症化予防ネットワーク協議会の基準に基づき、該当者に対して保健指導の際に受診勧奨を行っています。食事や運動を見直してから糖負荷試験を受ける方や過去に受診した方もおり、実績件数は少ないものの、自身のインスリン分泌や血糖値を知ることで生活習慣を見直し、血糖値の改善につながった事例もあります。協議会の基準に基づく対象者は糖尿病の診断基準では、令和7年度の対象者は49人です。引き続き対象者に対して保健指導時に糖負荷試験の受診を勧奨し、糖尿病の重症化予防に努めてまいります。また、自身の健康状態を知るためにには、まず健康診断を受診することが重要であるため、健診の受診についても周知してまいります。

3番目に御質問の糖尿病治療の定期医療機関と歯科医との連携を模索せよについて、本町では、町健康づくり基本計画の推進体制の中に、町内歯科医師や町健康づくり推進員等で構成される専門部会として歯科部会を設置し、町の健康状況や健康課題を共有し、歯や口腔の健康について取り組んでおります。糖尿病と歯周病は深い関連があることから、両者とも予防することが重

要であり、保健指導においても歯周病の予防について正しい知識を普及啓発し、歯科医との連携を進めてまいります。

今後も町民の皆様に、健診受診の重要性を周知し、糖尿病発症・重症化予防に取り組んでまいります。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はありません。ありませんが、対象者49人のうち3名が実施。実はそのうちの1人が私なんですが、その時に、実は進めていただいたときに担当の方からすると、なかなかこれを言うことで、次から相談を受けてくれなくなるんじゃないとか、いろんな心配があります。なので、ぜひアプローチブックみたいな物をつくってですね、もう常に広げてですね、目に入るようにして、それなんやいねって聞いてもらえるような、逆にですね、その対象者からこの糖負荷試験について聞いていただけるような創意工夫も今後は必要ではないかなということで、次の質問に行かせていただきます。

ことし最後の質問は、町長に質問をさせていただきます。

病院跡地の有効活用をということで、河北中央病院の移転・新築は、いま津幡町民にとって大変興味のある話題でございます。しかし、ほかにも重要なことがあるのではないかなど、当然考えてはおられると思うんですが、病院跡地における活用の方向性は定まっているのかという点でございます。

財源的なことを考えれば、解体して宅地として販売すると考えるというのが普通なんでございますが、解体せずに有効活用できないかというのも検討していただけるとよいのではないかと考えております。

現在、活用用途を募集している病院ではないんですが、廃校施設がございまして、大変ユニークな利活用を行っているものもございます。当然、津幡町内でも結婚写真の前取りということで撮影に利用されたり、廃校を活用した宿泊研修施設であるキンシューレということで、これは全国的にも、僕はもっともっと告知してもいいのかなというふうには思っております。

それ以外に、全国的には、レンタルスペースだけにはとどまらず、企業誘致を実現した例も当然ございます。例えば、兵庫県養父市では、食料品製造業者や通信制の高校などが進出しているそうでございます。企業誘致のための各種優遇策を講じるなどの工夫を行っての実現ということで、今後いろいろと検討しなきやいけない点は、我が町でもあるのではないかと思われます。あと、岐阜県瑞浪市の旧中学校では、サンヨーソリューションギャラリーというものがございまして、EV、いわゆる電気自動車の分解部品を一個一個並べまして、車両の仕組みや技術を学ぶ場となっているそうです。そこには専門の、今後、町工場としてこの部品をつくりたいというような工場の方や企業の方が見学に来られて、いろいろと学んでおられるそうでございます。当然、学校の廃校のような広い場所じゃないと一個ずつ並べて展示ができるという点で、非常に有効活用されているというふうにお聞きしております。

そしてですね、我が町には石川高専がございます。オープンキャンパスやサテライトスクールのような活用で、もっと町なかに若者を引っ張り込んでくる、そういうことも可能になってくるのではないでしょうか。また、津幡高校の運動部に県外から来ておられるような生徒さんの寄宿舎としても活用ができるのではないかでしょうか。

我が津幡町の一等地である、現在の河北中央病院、この跡地、この病院跡地を有効活用して、

にぎわい創出の一端を担わせるべきだと私は考えております。

町長に、跡地利用の方向性を示していただきたいと思います。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 病院跡地の有効活用をとの御質問にお答えいたします。

河北中央病院の跡地につきましては、現在、新病院建設に向けた基本構想を策定しており、移転後の土地利用を具体化する前段階にあります。

現病院施設は建設から30年以上が経過し、一部については50年近く経過する建物も存在するため、今後利活用する際には大規模な改修を前提とする必要があります。施設の老朽化は安全性や維持管理にも影響を及ぼすため、現状の建物をどう扱うかは慎重な判断が求められる状況でございます。

立地につきましては、町の中心部に位置し、交通利便性が高いことから、にぎわい創出の可能性がある場所であると認識しております。しかしながら、敷地の一部は私有地であり、本町が借用して病院を運営してきた経緯がございます。そのため、跡地を将来的に利用する場合も、地権者との協議を踏まえ、借り受けや取得を含めた多様な選択肢を検討する必要があると考えております。

今後は、新病院の建設スケジュールと合わせて跡地利用の方向性を明確化し、町にとって持続的な価値をもたらす活用を目指してまいります。にぎわいの創出は重要な視点でありつつも、財政負担や公共性、地域全体のバランスも考慮し、最適な利用方法を見きわめたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はありません。

地権者の問題もあります。ただ津幡町としては非常に一等地であるということですので、本当に最適な方向性を選択していただけるように、我々も一生懸命に勉強して支援させていただければと思っております。

以上、東克彦の一般質問を終了させていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東克彦議員の一般質問を終わります。

次に、7番 竹内竜也議員。

[7番 竹内竜也議員 登壇]

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

ことし一年の締めくくり、令和7年のしんがりを努めるということで、ことさら、緊張感を持って臨みたいと思います。

それでは、通告した順序に従い、2項目について質問いたします。

まずは、金利上昇による財政への影響についてです。

政策金利が上昇すると、基金運用益の利回りが改善することにより歳入増が期待できる反面、既発債の借りかえなどに当たっての地方債コストの増加や、一時借入金利息の上昇など、歳出面におけるデメリットも考えられます。

翻って、令和8年度津幡町当初予算編成要領についてを参考すると、6年度決算における実質公債費比率と将来負担比率の改善、経常収支比率の高率での推移、財政調整基金残高の見込みに

について触れた上で、決して財政構造に弾力性を取り戻したとは言えない状況であることから、引き続き財政健全化に向けた計画的な財政運営が必要であるとしています。

そこで、質問いたします。

日本銀行は、原則として1月、4月、7月、そして10月に開催される政策委員会・金融政策決定会合の後、金融政策運営の考え方について整理した、経済・物価情勢の展望を決定し、公表しています。

10月31日付で公表された経済・物価情勢の展望を読んでいくと、記述のとおり金融政策については、現在の実質金利がきわめて低い水準にあることを踏まえると、以上のような経済・物価の見通しが実現していくとすれば、経済・物価情勢の改善に応じて、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくことになると想っていることが理解できます。

また、日本銀行は先月20日に新潟市内で金融経済懇談会を開催しています。

そこでは、経済関係者らとの意見交換が行われたようですが、その後で記者会見を開き、そこでは審議委員から金融政策運営について金利の正常化を適切なペースで進めていくことが必要だと指摘がなされ、現在の実質金利は極めて低く、経済・物価情勢の改善に応じて利上げを行うことが適切である旨の認識が示されたとの報道もあります。

今後、段階的に政策金利が引き上げられていくものと考えられ、2027年度、令和9年度ということですね。そのころには、政策金利が1.5%程度に達するであろうとの予測もあるようですが、こうしたことを見ながら現況を見きわめ、慎重な財政運営に徹する必要があることは言うまでもありません。

政策金利が上昇傾向にある中で、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率など、当町の財政について今後どのような影響が考えられるのでしょうか。

以上、財政課長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 杉田財政課長。

[杉田純也財政課長 登壇]

○杉田純也財政課長 竹内議員の金利上昇による財政への影響についてとの御質問にお答えいたします。

政策金利の上昇は、議員のおっしゃるとおり、基金運用益による歳入増が見込まれる一方、新規地方債の借入利率や一時借入金の金利上昇によって歳出面の負担増も生じます。また、実質公債費比率をはじめとした主要財政指標につきましても、当然この影響により上振れするものと考えます。

しかし、財政指標については、一般的に予測される範囲内での金利上昇となったとしても、すぐさま大きく比率が悪化することはないと考えております。理由といたしまして、まず、これまでに借り入れた地方債のほとんどが、返済が終わるまで利率の変わらない固定金利であることが挙げられます。また、今後本町において1年間に発行するであろう地方債の利息に対して、各指標の分母となる額が非常に大きいということが挙げられます。

以上のことから、財政指標についてはそれほど心配しておりませんが、冒頭に申しました、新規地方債の借入利率や一時借入金の金利上昇による歳出面の負担増につきましては、若干の懸念がございます。本年度一般会計予算にも各種公共事業のほか、災害復旧事業の財源として多額の地方債予算が計上されており、令和6年度の地方債決算額約19億6,000万円に対しまして、本年

度は、前年度からの繰越分も含め、予算ベースではございますが、約30億円計上されております。直近の長期借入利率ですが、財政融資資金のものを参考にしますと、償還年数によってばらつきはございますが、前年同時期と比較し0.6%から0.9%上昇しております。基本的に交付税措置のある地方債を発行しているため、金利上昇分がそのまま負担増となるわけではございませんが、今後の財政運営に少なからず影響を及ぼすものと予想できます。

財政担当といたしまして、中期財政計画はこれまで、町総合計画の見直しに合わせておおむね3年に1度更新して参りましたが、今後は金利シナリオを織り込んだ計画を毎年度更新し、より一層の事業の選択と計画的な地方債発行を心がけ、健全で持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 金利の上昇についてシナリオを描きながらちゃんとシミュレーションしていくということだと理解をいたしました。

財政について、私もしっかりと理解を深め、私見を高め今後の議論に生かしていくかなければならぬと、答弁を聞いて新たにいたしました。

令和8年度予算については、まずは骨格予算ということになりますが、インフルエンザなどが流行する中での大詰め作業を迎えるということになろうかと思います。くれぐれも御自愛をいただきながら引き続き健全な財政運営に注力していただき、あわせて高品質の住民サービスの提供をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、2項目め。

基金運用についてです。

地方自治法は、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるべきことを要請しており、条例による設置が認められている基金については、確実かつ効率的な運用を求めていきます。

当然それらのことを踏まえ、安定した行政サービスが提供され、新たに発生する多様な行政需要にも的確に対応していくことによって、住民の福祉の増進を図っていかなければなりません。

利潤の追求が求められる民間事業者とは性質を異にするわけですが、総合行政主体たる基礎自治体として、戦略的な基金運用による歳入の確保、自主財源を創出していくことが求められているのではないでしょうか。

そこで、5点について質問いたします。

1点目です。当町では、財政調整基金、減債基金、そのほかの特定目的基金を合わせ16の基金を設置しているわけですが、それらの運用に当たり、預金と有価証券の保有比率についてはいかがでしょうか。

また、最も確実かつ有利な有価証券によって運用が行われているものと思いますが、保有している債券のうち、最も利金が多く利回りが高いものと、反対に最も利金が少なく利回りが低いものについて、それらの債券の名称、購入期日、購入価格、運用期間、満期日、受取利息の合計額、購入先はどのようにになっているのでしょうか。

次に、2点目です。基金運用の目的と必要性、特に債券を保有する意義をどのようにお考えでしょうか。

続いて、3点目です。津幡町公金運用方針では、基本原則として資金状況を把握し合理的な運用期間の設定や運用商品の選択を行うべきこと。安全性の確保のために、金融機関の経営情報の入手・分析や安全性の高い金融商品での運用に努めるべきこと。収益性の向上として、安全性を最優先とする運用を行う中で可能な限り利回りが最大化するよう努めるべきことが定められており、さらには公金運用の基本の方針として、運用商品の選択に当たっては、その時々の運用金額や運用期間、金利情勢や市場における対象商品の状況等を踏まえて決定すべきことも定められています。

運用商品の選択や債券の購入に当たっては、市場動向や金利の見通しなど、極めて高度な知識や時宜を得た情報が必要とされると思われますが、津幡町公金運用会議における審議に際し、そのような専門性を有する第三者機関・組織などの関与はあるのでしょうか。

続いて、4点目です。投資を通じた持続可能な社会形成に寄与すべく、環境問題の解決に資するグリーンプロジェクトに要する資金の調達を目的とする債券であるグリーンボンド。社会課題の解決に資するソーシャルプロジェクトに要する資金の調達を目的とする債券であるソーシャルボンド。調達資金の使途がグリーンボンドとソーシャルボンド双方の特性を持つ債券であるサステナビリティボンド。脱炭素社会への移行に関連する事業に要する資金調達を目的とする債券であるトランジションボンド。発行主体が定めるサステナビリティ目標の達成度合いに応じて、条件が変動する債券であるサステナビリティリンクボンドなどを購入することによって、基金運用に役立てる基礎自治体が現れています。

これらの、いわゆるSDGs債・ESG債に対し、どのような認識をお持ちでしょうか。

最後、5点目です。日本銀行は、昨年3月19日に開催した政策委員会・金融政策決定会合において、2%の物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、これまでの長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組み及びマイナス金利政策は、その役割を果たしたと考えているとして、17年ぶりとなる利上げに舵を切るに至っています。

いわゆる金利のある世界に、当面は置かれることになると思われますが、今後の基金運用に對しどのような考え方をお持ちでしょうか。

以上、津幡町公金運用会議の会長である副町長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 坂本副町長。

〔坂本守副町長 登壇〕

○坂本守副町長 基金運用についての御質問にお答えいたします。

初めに、基金の預金と有価証券の保有比率についてお答えいたします。

御質問の16の基金の令和7年5月末現在の残高は、36億2,049万5,569円でございます。そのうち有価証券での保有額は5億9,404万円で、保有率は16.4%となっております。残りは全て預金で保管しております。

保有する債券の中で、最も利率（クーポン）が高いものは、第76回利付国債で、令和4年12月12日に額面1億円を9,958万1,000円で購入したものでございます。これは30年満期の債券でクーポンは年1.4%でございます。その償還満期日は2052年9月20日となっており、その受取利息は年額140万円で、購入先はA証券とさせていただいて、企業名は控えさせてください。

反対に最もクーポンの低いものは、第51回利付国債で、令和元年9月19日に額面1億円を9,992万円で購入したものでございます。これは30年満期の債券で、クーポンは年0.3%です。そ

の償還満期日は2046年6月20日となっており、受取利息は年額30万円でB証券からの購入でございます。

次に、2番目の基金運用の目的と必要性、特に債券を保有する意義はとの御質問にお答えいたします。

御承知のとおり各基金にはそれぞれ目的があり、それを実行するための具体的な事業がまたございます。その具体的事業執行に寄与する、それとですね、もう1つ、事業執行するに当たって担保すると、そういう役割を基金を持っていると私は思っております。よって各基金条例には、それぞれの目的と管理も定められております。管理は各基金共通で、基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。そして、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとされております。このことを基本に、安全性を確保しながら、効率的かつ有利な運用保管のために債券運用があると思っております。そして、想定外の基金の取り崩しにも対応できる節度を持った運用が必要であるとも考えております。

一方で、低金利の状況が長く続いたことから、大半の基金については、わずかな利息を得るよりも、公金運用の安全性を重視し、いわゆるペイオフ解禁対策を含めた決済性預金として保管をしております。

次に、3番目の津幡町公金運用会議における審議に際し、専門性を有する第三者機関・組織などの関与はあるのかとの御質問にお答えします。

どのような機関・組織の関与を想定されているのかはわかりませんが、外の組織としてはございません。いわゆるこの公金運用会議がですね、その一部の役割を担い、果たしていると思っております。同会議の構成は、私を除き、それぞれ違った立場の関係部課にまたがって、その幹事会もまたあります。当然のことながら、指定金融機関や収納代理金融機関及び複数の証券会社からも情報収集するほか、担当者みずからも情報収集して対応をしております。

次に、4番目のSDGs債、ESG債に対しどのような認識をお持ちかとのことで、詳しく質問の中にはございました。そのほかにもですね、大きく言うとですね、呼び名としてはですね、ほかにもESG関連債とかですね、SRI債、トータルとしては、一般に社会貢献や環境改善に何らかの効果のある事業を資金使途とする債券で、ICMA、国際資本市場協会というのがあるんですが、ICMA原則等、一般的にスタンダードとして認められている原則に沿った債券、そして資金の使途に応じ、議員の言われるおおむね5つのボンド、債券ですね、ボンドに分類されます。一般の債券と異なり、資金使途、プロジェクトの選定、評価プロセス、資金管理などに関する情報を投資家に開示することが望ましいとされ、外部評価機関から認証を受けることもあるものでございます。外部評価機関はまだあるんですが、ここでは省略します。

調達資金が、環境問題や社会貢献事業に充てられる債券を保有し、持続可能な社会に貢献することは、地方自治体として意義のあることと考えており、本町においてもソーシャルボンドとされる、国際協力機構債券、いわゆるジャイカ債を保有しております。

最後に5つ目の、今後の基金運用に対してどのような考え方をお持ちかとの御質問にお答えいたします。基本的には公金運用の原則にのっとり対応することとなります。基金の運用に限定すれば、2番目の質問でですね一部お答えしたように、想定外の基金取り崩しにも対応できる節度を持った運用、この想定外と言うのは、やっぱり予測を超える災害対応の資金需要でございます。そこにもある程度対応できる節度を持った運用が必要であり、目先の運用益、利益だけっていう

のは公金としては、あるべき姿ではないと思っております。そのために基金の将来動向をしっかりと見据えることが大事となります。この基金の将来動向というのは、先ほど基金の活用と申しましたけれども、要は、基金はその後こういう事業のためにどういうふうに使っていって、どういうふうな残高になるかということをしっかりと見据えていることが大事になります。

なお、債券は償還日まで保有すれば、額面の金額が保証され、比較的安全性の高い資産として位置づけられます。よって本町では、いわゆる額面を超える額で購入した債権はございません。

ここは、ちょっと長くなるんで簡単に申しますけども、非常に利率の高い債券というのは、もしくは期間の短いものはですね、非常に人気があつて額面を超える債権で購入する必要が出てくるんですね。だからそうするとですね、もしも先ほど私が申しました満期まで持つていれば、絶対に減らないんだということが崩れてしまいます。そういうことなので、目先の利益を優先して額面よりも高くても買うというようなことは、今まで今もしておりません。

もしもですね、満期日前に売る必要が生じたとしたとしても、購入額から年内運用益を除いた額以上、要はマイナスにならない額での売却を基本としておりまして、過去には今持っているものにはありませんが、過去にはそういう運用もしております。

先ほど質問にありましたように預金利率が上がればですね、従来のように、預金での運用が基本となっていくと考えております。これは御承知のように簡単なことでですね、満期、いわゆる定期預金で運用していればですよ、急に入り用になって崩さなくちゃいけなくなつたとしてもですね、元本割れは起こしません。要は、定期預金の運用益が入らないだけで、元本割れは起こしません。しかし、有価証券はそんなわけにはいきません。その時に売ろうと思った時に幾らで売れるかってなると、いま預金があるとですね、逆にこれは下がって元本割れを起こす可能性があるので、そういうことを考えて、今のところ全くそういうことをする予定はございません。だから、冒頭に申しましたように、大きな中でも非常に低い、そういうことをいろんなことが想定される中でも、もしも元本割れするようなら、ずっとですね、満期まで持てるような額ということで、公金運用会議でも制限をして対応をしているところでございます。

そしてですね、いま新聞紙上でもですね債権の利回りの上昇っていうのも、非常に見込まれておりますが、先ほど財政課長からありましたように、今後の大型事業での基金の取り崩し、それから災害復旧の繰り越しとか大型事業がありますので、その裏でも基金の取り崩しなども一部予定もされておりますので、基本的にはいわゆる元本というのは、元本割れしないような安全を最優先とした運用に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

少し長くなりましたがけれども、もしもですね、これ非常に専門的なことが多くて、私、こういうことをやり始めてというか、元々債券運用が始まったのはですね、いわゆるペイオフということで、これは元々ペイオフしてたのを凍結を解除した、要は、ペイオフすることということですから、皆さん御承知ですかね、令和十何年ですかね、あんまり固有名詞も出しませんが、なんとかこんとか銀行、北海道の銀行が破綻してからですね、いわゆる大蔵省・財務省の護送船団方式がなくなって、全くそれは解除されない、定期預金でも1,000万円まで以外は、もしもそこに預金してあった銀行が破綻したら、全部ゼロになってしまいます。そういうことから、預金もペイオフ対策の預金もして、これは実は、そこにある債権、債務と相殺されるので、いわゆる市中機関での地方債の借り入れもしてですね、その債務の範囲内で定期預金もするというような運用もしておりましたけれども、そこからもう一つ超低金利時代になって、ちょっと前までもですね0.0002%、

これどういうことだと思います、1億円定期預金1年間して2,000円ですよ、1億円っていうのは、私たちの感覚でなくて、私たちの庶民感覚で100万円、定期預金1年間したら20円です。

そんな利益・利子を求めるよりも安全対策として、先ほどちょっと説明もしました通常の預金で完了してきたという経緯がございます。

本当は、もっともっと喋りたいんやけれども、最後の最後で、時間も5時になろうとしてるんで、これで失礼をします。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 すみません、1個だけ確認、再質問をお願いいたします。これ本当に確認です。

3つ目の質問をさせていただんだんですけど、副町長も何のこっちゃみたいに引っかかるなみたいなこと言われてたんですけども、この専門性を有する第三者機関組織などの関与っていうのは、御答弁の中でも証券会社とか金融機関とも情報収集しながらということだったかと思うんですけども、具体的な名前はいいんですけども、複数の別々の証券会社とか金融機関、複数の機関から、例えば同じような案件であっても、複数のところから情報収集をしっかりとされているという理解でよろしいでしょうか。お願いたします。

○八十嶋孝司議長 坂本副町長。

[坂本守副町長 登壇]

○坂本守副町長 再質問というか、再確認にお答えをさせていただきます。

今現在、保有している債権、いわゆる有価証券ですが、購入はですね、いろいろなところから情報収集もしてですね、中身的には皆さん御承知で大手3つの証券会社のものがありまして、これはもう聞いたら誰もがわかるような証券会社でございまして、そういう大手のところからも情報収集をして対応をしていると。あと、もうひとつ、関与がよくわからなかつたんですが、おおきなロッドを持ってですね、それを専門でやる時にはちょっと期間的にも専門家の集団でいろいろやる必要があるんですが、本町はそんなおおきなロットもありませんので、私どもの中でいろんな情報収集したり、直接に聞いたりですね、対応するので十分かなと。先ほども言ったように、額面以上のものは絶対買いませんので、だからそんなところすごい儲けようっていうよりも安全を第一にして考えておりますので、そういう機関を設けていないということで御理解をお願いします。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 副町長の御答弁が長かったので、ちょっと（タブレットの画面が）消えてしましましたけれども、いろいろと縷述をいただきました。

原資が公金ということで、超安全運転が求められるのは、ごもっともだなとも思っております。5点について縷述いただきましたが、元本保証は必然こととして求められる中で、最大限の運用効果・運用益を追求するという極めて高度な判断を要するような業務ではあると思います。

引き続き安全性・流動性、そして効率的な運用によって基金運用益を、小さなロッドとはおっしゃいますけど最大化させ、高品質の住民サービスの提供をお願い申し上げ、で終わるべきところですが、触れずに終わることは、礼を失するのではということで、少しだけひと語りお願いいい

たします。

朝一で町長が御自身の進退についてお話をなさいました。大変、重たい御決断だと思います。

町長の政治家デビューは町長のお話の中にもあったとおり、昭和58年の春の統一選挙、ちょうど県森林公園で全国植樹祭が開催されたタイミングだったと記憶しております。私は、ちなみに小学生でした。それ以来、間もなく43年、長きにわたる政治家人生を歩んでこられたわけですが、その間、津幡町民・石川県民の幸せを願い、労をいとわず尽くして来られた道のりだったのかなと思います。

軽々に申し上げるべきではありませんが、引き際を決断するということが一番難しいのかなと私も感じております。

しみじみとしたところで、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<散会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時56分

令和7年12月11日（木）

○出席議員（16名）

議長	八十嶋 孝司	副議長	小町 実
1番	池野 翔吾	2番	柴田 洋一
3番	東 克彦	4番	中島 敏勝
5番	小倉 一郎	7番	竹内 竜也
9番	西村 稔	10番	酒井 義光
11番	塩谷 道子	12番	多賀 吉一
13番	向 正則	14番	道下 政博
15番	谷口 正一	16番	河上 孝夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	矢田 富郎	副町長	坂本 守
総務部長	酒井 英志	総務課長	田中 圭
企画課長	中嶋 徹郎	財政課長	杉田 純也
市民生活部長	宮崎 寿	生活環境課長	由雄 宏一
健康福祉部長	山嶋 克幸	福祉課長	長陽子
産業建設部長	本多 延吉	都市建設課長	松岡 隆司
会計管理者 兼会計課長	田中 健一	消防長	高戸 勇一
消防次長	北嘉明	教育長	吉田 克也
教育部長	北山 ゆかり	教育総務課長	本多 克則
河北中央病院事務長 兼事務課長	細山 英明		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美和	議会事務局次長	山本 慎太郎
総務課担当課長	有沢 雅子	総務課副主幹	山下 雅裕
監理課副主幹	佃田 直史	企画課係長	上谷 武

○議事日程（第3号）

令和7年12月11日（木）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第68号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第6号）から

議案第88号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災4757号
町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）まで

請願第10号 町道認定編入方請願についてから

請願第12号 日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書を送付する請願まで
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第3 質問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求ることについて
(質疑・討論・採決)

日程第4 議員派遣の件

○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第3号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書
(質疑・討論・採決)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時30分

<開 議>

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。
以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案上程>

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第68号から議案第88号まで、及び請願第10号から請願第12号までを一括して議題といたします。

<委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。
向正則予算決算常任委員長。

[向正則予算決算常任委員長 登壇]

○向正則予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第68号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第6号）については、全会一致をもって、原案を妥当と認め可といたしました。

次に、議案第69号 令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって、原案を妥当と認め可といたしました。

次に、議案第70号 令和7年度津幡町病院事業会計補正予算（第3号）から議案第72号 令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）までの3件の事業会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 東克彦総務産業建設常任委員長。

〔東克彦総務産業建設常任委員長 登壇〕

○東克彦総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第73号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第79号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの7件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第80号 石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第85号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第87号 請負契約の締結についての議決の一部変更について（5災219号準用河川笠野川河川災害復旧工事）、議案第88号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）、2件の議決の一部変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第10号 町道認定編入方請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第12号 日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書を送付する請願については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎文教生活福祉常任委員長。

〔小倉一郎文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○小倉一郎文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第81号 津幡町高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例についてから議案第83号 津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの2件の条例の一部を改正する条例について、及び1件の基準を定める条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました

次に、議案第84号 指定管理者の指定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第86号 財産の取得については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第11号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

11番 塩谷道子議員。

[11番 塩谷道子議員 登壇]

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。

私は、議案第75号、津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第78号、津幡町総合交流型宿泊研修施設条例及び津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例の一部を改正する条例について、請願第12号、日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書を送付する請願に反対いたします。

議案第75号は、議員の報酬及び費用弁償に関するもので、それらを引き上げると言っています。しかし、私たちはたくさんいただいておりますから、額の多少にかかわらずこれ以上いただく必要はありません。よって、この議案には反対します。

議案第78号は、津幡町総合交流型宿泊研修施設及び河合谷宿泊体験交流施設の宿泊代を値上げする法案です。

俱利伽羅塾で、1人1泊大人で7,000円を8,000円に、子供で3,200円を4,000円に値上げします。シングルルームでは、大人も子供も6,000円が7,000円になります。

キンシューレでは、高校生以上7,000円が8,000円に、中学生以下は3,500円が4,000円に値上げとなります。2階の2段ベッドの部屋では、高校生以上で4,000円が5,000円に、中学生以下では2,000円が2,500円になります。入浴料のように50円の値上げならまあ仕方ないかなと思うのですが、1,000円、800円、500円の値上げになると、ちょっと痛いかなと思います。

いま食料品や日用品が値上げしており、それに加えて津幡町の宿泊費も値上げするとなると、便乗値上げみたいに感じられるのではないかでしょうか。実際に支払うのはこれより少ないと思想ですが、町で値上げ分は見てあげられないでしょうか。町の宿泊施設の値上げには反対します。

請願第12号は、日本の国旗を損壊した場合の罪を早期に制定することを求めるものです。日本の国旗を日の丸と認めておられる方は多いと思います。しかし、私のように戦争との関係で、日の丸と認めたくない方もおられるのではないかでしょうか。だからと言って、日の丸を損壊するようなことはありませんが、そのような方に刑罰のイメージで押さえつけるというのはどうかと思います。

国家の威信や尊厳は、国民の自由で自然な感情によって維持されるべきものだと思います。

よって、請願第12号には反対します。

これで、私からの意見は終わります。

○八十嶋孝司議長 次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。

請願第12号、日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書を送付する請願について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

なぜここで国旗の法律のことをやるのかということですが、地方自治法124条は、何人も、請願を議会に提出することができ、内容を制限する規定は存在しません。憲法16条、何人も、法律・命令・規則の制定・廃止・改正その他に関する事項について、平穏に請願する権利を持ち、そのために差別待遇を受けないと定めており、内容に制限を加えるほうが違憲のおそれがあると考えます。

地方自治法99条では、議会は、国会、内閣その他の関係行政庁に意見書を提出することができるとあり、外交・戦争・国政、何でも対象になります。憲法改正に関するもの、沖縄基地問題に関するもの、核兵器禁止条約の批准を求めるもの、北朝鮮拉致問題の早期解決を求めるもの。それぞれの政党の主張と関係することが多く出されます。外交や法律を含めて、国政で決められたことが、地方の現場で暮らす住民に全て影響が及ぶものであると私は考え、御理解のほうをお願いします。

また、委員会では、内容には賛同するというありがたいお声をいただきました。自民党と日本維新の会で同様の法案が、年明け通常国会に提出され、参政党も加えると法案が通る可能性があるのに、この時期にこだわる必要はないという声もいただきました。おっしゃるところはありますが、しかし、国会が確実に審議する保証はございません。高市総理の支持率は、かなり高く、いつ解散総選挙があってもおかしくないという報道があります。解散になれば、法案は全て廃案になり、審議すらされません。

国が動いているので、地方はいま動くときではないということが、以前にもあり、しかし、意見書は、国に早期の対応を促すために存在する制度と考えます。地方自治の精神では、地方は国と対等であり、国が動かないからこそ、町民のために市民のために地方が声を上げる、それが地方議会の役割と私は考えており、どうか討論を聞いていただきたく、御理解をお願いいたします。

この請願の要旨は、外国の国旗等を侮辱目的で損壊した場合には、刑法で処罰されるが、日本の国旗等を対象とした規定は存在していないため、日本の国旗についても外国の国旗と同様の規定を制定するよう求めるものです。

以下、7点について述べます。

まず、世界でも日本だけが、自国の国旗を守らない国となっています。

日本人が、外国国旗を侮辱目的で損壊した場合は処罰され、外国人の方が、日本の国旗を侮辱目的で損壊してもなにもない。

日本という国が、日本の法律で、自国民の象徴を守らないという自己否定状態にあります。国旗は、国民の象徴秩序と言われます。それは、私たち自身であり、先人たちであり、未来の子供たちです。全てを包むつまり、自然に一体となって感じていられる印です。オリンピックで、ワールドカップで、WBCで、日本代表や大谷選手が、日本の国旗に思いを込め、また外国の国旗にも敬意を払います。

ここに掲げられている津幡町の旗や学校の旗も同じです。卒業式の最中に、学校の校章を踏みつぶしたらどう感じるでしょうか。ほとんどの人は、それはやってはいけない、生徒全員の思い

出や誇りを踏みにじっていると感じるはずです。これが象徴秩序への侵害です。

こういう象徴秩序が壊れると、何が起きるのか。国旗を踏みつけ、国旗を燃やす、公然と繰り返されるようになり、そこに法的に一切の歯止めがなければ、象徴に対する最低限の敬意が失われ、一つに保つ心理的な接着剤が壊れ、この国というものが、はたして大切にされる存在なのかという不信も生じます。侮辱しても何も起こらないというメッセージが刷り込まれていきます。これが象徴秩序の崩壊です。社会の土台が壊れ、国民の共通意識が壊れる。外国国章損壊罪が守っているのも、実は同じ象徴の秩序です。外国の国旗を燃やす行為が処罰される理由は、その国の象徴秩序を破壊するからです。だから、外交問題、国際紛争に発展します。つまり、外国国章損壊罪は既に、国家象徴の秩序という目に見えない社会の基盤を刑法で守っています。日本の象徴秩序は守らなくてよいというのは、極めて例外的で、日本だけの異常な状態と考えます。

2番目、立法事実について。

この間、昨今、街頭演説において、国旗にバツ印を大きく付けたものが、幾つか派手に振られ、それを目の当たりにした聴衆が悲しみ、中には涙を流した人もいました。繰り返し起きました。立法事実とは、この法律が必要と言えるだけの現実に起きている問題のことです。立法事実には、社会的混乱、国民の不安、秩序の動搖といった目に見えにくいですけども、現実に存在するそういう被害も含まれます。放置すれば同様の行為が容認され、拡散する危険性があります。国の象徴が公の場で傷つけられ、それによって現実に悲しみや屈辱、不安を感じる人がいる。これが繰り返されました。ここに立法事実がございます。

3番目、表現の自由についてです。

国旗損壊を処罰するのは、表現の自由の侵害ではないかということで、表現の自由は、無制限に認められている権利ではございません。表現の自由よりも相手の生命や安全が優先され公共の福祉により制限される場合があります。

国旗損壊罪は、国に文句を言うことや政府を批判することを罰するものではありません。政府批判もデモも、表現の自由として認められています。問題としているのは、国を侮辱する目的で国家の象徴を物理的に破壊する行為です。日本代表が入場する際に、観客が日本の国旗を踏みつけた場合、思想の自由だから仕方がないと受け止める人は、どこにもいません。国際問題となり、警備対応が取られたりします。政府や行政やあるいは政党を批判するのは自由です。しかし、日本の国旗を公然と踏みつけたり燃やしたりするのは、一定の線引きがされるところと考えます。

4番目、内心の自由についてです。

国を嫌いだと思うことも、政府を強く批判することも、全て内心の自由であり、完全に守られるべきです。心の中を罰することは許されませんし、できません。問題にしているのは、外にあらわれた行為です。心の中でどう思っていようと、それは誰にも裁けません。しかし、この象徴を公然と踏みにじるという行為は内心ではなく、外側に出た社会に向けた明確な攻撃とも言えます。法律は、心を罰するのではなく、社会に現れた行為に対してだけ最小限の規制をかけるものです。

5番目、実効性について。

侮辱目的でないと言い張れば罪に問えない。その通りです。名誉毀損でも、そんなつもりじゃないと言うことは、いくらでもあり、裁判では、そのときの状況や態度や周囲の反応やいろいろな客観的事情を積み上げて、本当にどういう目的だったのかを裁判所が判断します。刑法の機能

には、抑止力があります。具体的な罪が実際に罰せられなくても抑止力があります。それを超えたら処罰されるという一線が、社会的に明確にあるからこそ、踏みとどまります。国の象徴を、公然と、侮辱目的で破壊する行為は、越えてはならない一線なのだということを、法律の言葉として示す必要があると考えます。

6番目、保護法益について。

この保護法益は、第1に、国家の象徴の秩序の保護です。第2に、社会秩序の保護です。国旗の損壊は、集団対立や衝突、過激なデモを起こしやすく、治安上のリスクもあります。ここで守られているのは、国民の生命、財産に関する治安の秩序もあります。

7番目、なぜこの法律に反対が起きるのかということです。

皆さんにお配りした資料に日弁連の反対の立場をお示しさせていただきました。日本がいまだ戦後の枠組みに縛られ続けるのか、そういう問題にもなります。

日本は敗戦とともに、連合国軍、GHQの占領を受け、政治、教育、メディア、法制度、そして憲法に至るまで、国家の根幹をなすシステム全てが、占領軍によって根底から書きかえられました。

憲法は、日本国民がみずからの手で制定したものではなく、占領下において、事実上GHQの主導でつくられたものです。これは当時の国際法の原則に照らしても、勝者が敗者の憲法をつくるという、本来あってはならないことです。

占領によって刷り込まれた、国家は危険な存在だ、誇りは持つべきではないという自己否定の構造があり、日本人に、日本の国は悪だったと思わせる。国家・歴史・先人への誇りを失わせる。公共心や共同体への帰属意識を弱める。国や旗への敬意を持つことに罪悪感を抱かせるといった徹底した心理操作がありました。教育、教科書、メディア、出版、映画、あらゆる領域で行われました。軍国主義体制はいけませんが、その中で、失ってはならない日本人が自然に持っていた精神性、公共性、自分たち、仲間たちを大切にする心も変わっていったと考えます。

世界の18歳の若者の調査で、いつも日本人の公共性、国に対する意識が、圧倒的に低くなっています。担い手不足とか、投票率が低くないとか、役をやりたがらないとか、行き過ぎた個人主義があると考えます。

仲間を大切にし、自分たちを誇りに思う心、先人が残してくれたものを敬う心、そういった自然な感情も弱くなっています。戦後の、その当たり前の心を危険な思想として封じ込められました。国旗に敬意を示す。国の歴史を語る。先人への感謝を表す。これらは本来、どの国でも自然な行為です。しかし戦後日本では、これらが全て、右翼とか、軍国主義と結びつけられ、普通の感情すらレッテルで押しつぶされてきました。いまだに閉ざされた言語空間にあると考えます。

この法律は、国家主義ではなく、最低限の尊厳を守る制度であり、国旗を敬えと強制する法律でもありません。国に忠誠を誓えと命じる法律でもなく、思想や信条を取り締まる法律でもありません。

超えてはならないその自然な感情の一線を、私たちみずからの手で引き、日本は他国と同じようにみずからの象徴を、みずからの法律で守る国家になるという、そういう意思表示とも考えます。いわゆる戦後レジームからの脱却の一つであると考えています。

また、私にとって国旗には、自分を育んでくれたもの全て、自然、大地、水、ふるさと、家族、幼ななじみの友人、仲間、先生、地域の人、会社の同僚、人間だけではなく、見えないもの、習

慣、知恵、伝統、道徳性、すばらしい治安、利他の精神、こういったこれまでの歴史と時間と空間の全てを温かくつなぐシンボルと考えます。

私にとっては、美しい日本を守る、取り戻すと、そういった思いのほうが強いのかもしれません。

本請願に、心から私は賛同し、また問題提起としても考えていただき、皆様の賛同をお願いし、討論を終わります。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり。]

○八十嶋孝司議長 1番 池野翔吾議員。

[1番 池野翔吾議員 登壇]

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾です。

私はですね、請願第12号、日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書を送付する請願に反対の立場で討論をさせていただきます。

ちょっと原稿をつくってきてないものでしてね、ちょっとお聞き苦しければ、申しわけないとも思っております。

私は、この請願についての内容は、9割方、賛成に思っております。

しかしながらですね、なぜ反対かと言いますと、タイミングということで反対をさせていただきたいなというふうに思います。

私はですね、議員になって以来、この胸にですね、議員バッヂと一緒に国旗のバッヂを付けまして活動をいたしております。

それは、なぜかと言いますと、津幡町町歌にございますように、この国土、我ら守りて。我々地方公共団体の関係者というのは、国からこの国土を預かり、そして国民たる住民を預かり、国土の保全、それから住民の幸福の成就を働いていくということで思っております。

ですから、この胸に国旗を背負い、そしてその気持ちを大切にしながら、議員活動を行っておるところでございます。

この国旗損壊罪につきましては、10月に自由民主党と日本維新の会が、2026年の通常国会、いわゆる国旗損壊罪、正式には日本国国章損壊罪でございますけれども、これを制定する法案を提出する方針をすでに明らかにいたしております。

こういう状況の中ですね、この早期制定を求める意見書を送付する請願を提出する必要はないというふうに考えております。

なぜならば、今、自民党の総裁、そして我々国民の総理大臣でございます、高市早苗総理大臣は、すごいスピードでこの国旗損壊罪の成立に向けて動き、与党内での調整、そして野党との擦り合わせをこれからしていくところでございます。すでに早いスピードで動いていることに対して、あえてこの意見書を我々議会から提出することはないと思っております。

それよりは、この法案の行方を我々は地方議会としてしっかりと見張り、そして地方公共団体に対して不利益がないか、しっかりとチェックをして、この法案の内容が明らかになってきたときに、もし我々のこの津幡町に不利益があるようなことがあれば、そこで意見書や請願を提出するという役目も大切なことなのではないでしょうか。

私としましては、この国旗損壊罪については、賛成の立場をとっておりますので、そこを強く推したいところではございますけれども、既に政府は動いておるところでございまして、あえてここでこの意見書を提出せず、我々は地方公共団体の議員という立場をもって、この法案の行方を見守り、そして然るべき対応をしていくことが、我々の役目、使命ではないかというふうに考えております。

ですから今回、この国旗損壊罪の早期制定を求める意見書を送付する請願については、反対の立場をとらせていただき、皆様の御賛同をお願いするところでございます。

以上で、終わります。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第68号から議案第74号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第74号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者14人 不起立者1人]

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号及び議案第77号を一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第76号及び議案第77号は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 津幡町総合交流型宿泊研修施設条例及び津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号から議案第88号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第88号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第10号 町道認定編入方請願についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第10号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、請願第10号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第11号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第11号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、請願第11号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第12号 日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書を送付する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第12号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者13人〕

○八十嶋孝司議長 起立少數であります。

よって、請願第12号は、不採択とすることに決定いたしました。

＜諮問上程＞

○八十嶋孝司議長　日程第3　本日、町長から提出のあった諮問第2号　人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長　登壇〕

○矢田富郎町長　議員各位におかれましては、12月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、今12月会議に提出させていただきました議案全てに御決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

諮問第2号　人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めるについて。

本諮問は、人権擁護委員8名のうち、高森良昭氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となります。引き続き、高森良昭氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして、御説明申し上げたところでございますが、何とぞ異議なき旨の答申を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○八十嶋孝司議長　お諮りいたします。

諮問第2号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長　異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採　　決＞

○八十嶋孝司議長　これより、議案採決に入ります。

諮問第2号　人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めるについてを採決いたします。
お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長　異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

＜議員派遣の件＞

○八十嶋孝司議長　日程第4　議員派遣の件を議題といたします。

本件については、配付したとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○八十嶋孝司議長　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願います。

ここで、暫時休憩いたします。

[休憩] 午後2時11分

[再開] 午後2時12分

○八十嶋孝司議長　会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第11号の採択に伴い、議会議案第3号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○八十嶋孝司議長　異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

<議会議案上程>

○八十嶋孝司議長　追加日程第1　多賀吉一議員ほか2名提出の議会議案第3号　脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書を議題といたします。

<提案理由・質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長　お諮りいたします。

議会議案第3号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○八十嶋孝司議長　異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

<採　　決>

○八十嶋孝司議長　これより議案採決に入ります。

議会議案第3号　脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

以上、本12月会議で可決されました議会議案第3号の提出先及び処理方法につきましては、議長に御一任願います。

＜閉議・散会＞

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本12月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

よって、令和7年津幡町議会12月会議を散会いたします。

午後2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 池野 翔吾

署名議員 河上 孝夫

参 考 资 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議會議案	3
1. 委員会審査付託表	4
1. 委員会審査結果表	8

令和7年津幡町議会12月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項		答弁者
1	6番 小町 実	1	町長選挙5期目の出馬を問う	町 長
		2	移動期日前投票所の導入の検討を	総務課長 (選挙管理委員会書記長)
2	14番 道下 政博	1	重点支援地方交付金の拡充を受けるどのような活用を考えるかを問う	町 長
		2	多胎児家庭の負担軽減を図るためのサポーター派遣で家事育児支援を	町 長
		3	耳のフレイル予防のため、定期的な聴力検査の開催を	健康福祉部長
3	1番 池野 翔吾	1	保育士の待遇改善を	健康福祉部長
		2	学校でのA.Iに関する指導状況は	教育長
		3	猫のT.N.R補助を増額せよ	町 長
4	11番 塩谷 道子	1	災害時、福祉避難所は機能できるのか	福祉課長
		2	生活保護家庭、高齢者だけの家庭にエアコンの補助制度を	町 長
5	2番 柴田 洋一	1	部活動地域展開における活動場所の確保について	教育長
		2	民生児童委員のなり手不足をどう考えるか	福祉課長
6	9番 西村 稔	1	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について	福祉課長
		2	過疎地にモデル住宅の設置について	町 長
		3	通学路の防犯灯設置について	教育長
		4	のるーとの乗降停車について	生活環境課長
		5	区間の用水に橋をかけることについて	町 長
7	5番 小倉 一郎	1	町営バスに大の里閑と欧勝海閑のラッピングを	町 長
		2	公民館のコミュニティセンター化で地域担当職員制度の導入を	総務部長 企画課長
		3	民生委員活動にタブレット端末導入の検討を	健康福祉部長
8	13番 向 正則	1	ふるさとつみき事業の実施について	町 長
		2	キャラクターマンホールふた設置事業の実施について	町 長
9	4番 中島 敏勝	1	地域ポイント制度と町の施設の利用促進	町 長
		2	不登校の現状と対策	町長 教育長
		3	乳幼児と親を支える子育て支援	町 長
		4	部活動の地域移行の見直し	教育長
		5	学校給食の品質維持と牛乳	教育長

番号	質問議員氏名	質問事項		答弁者
10	3番 東 克彦	1	地区ごとのまちづくりで見えてきた課題を問う	町 長
		2	今年度開設した、こども家庭センターを総括せよ	健康福祉部長
		3	糖尿病予備群に糖負荷試験をもっと啓蒙啓発せよ	健康推進課長
		4	病院跡地の有効活用を	町 長
11	7番 竹内 竜也	1	金利上昇による財政への影響について	財政課長
		2	基金運用について	副町長

令和7年12月11日

津幡町議会議長 八十嶋 孝司 様

提出者	津幡町議会議員 多賀 吉一
賛成者	津幡町議会議員 西村 稔
同	津幡町議会議員 塩谷 道子

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブレッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって政府におかれでは、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に發揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査付託表
予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第68号	令和7年度津幡町一般会計補正予算（第6号）
議案第69号	令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第70号	令和7年度津幡町病院事業会計補正予算（第3号）
議案第71号	令和7年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第72号	令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）

令和7年津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査付託表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第73号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第74号	津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第75号	津幡町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第76号	津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第77号	津幡町議會議員及び津幡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第78号	津幡町総合交流型宿泊研修施設条例及び津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例の一部を改正する条例について
議案第79号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第80号	石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置について
議案第85号	町道路線の認定について
議案第87号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（5災219号準用河川笠野川河川災害復旧工事）
議案第88号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）
請願第10号	町道認定編入方請願について
請願第12号	日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書を送付する請願

令和7年津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査付託表
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第81号	津幡町高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例について
議案第82号	津幡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
議案第83号	津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第84号	指定管理者の指定について
議案第86号	財産の取得について
請願第11号	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出を求める請願

令和7年津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査結果表
予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第68号	令和7年度津幡町一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第69号	令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）	"
議案第70号	令和7年度津幡町病院事業会計補正予算（第3号）	"
議案第71号	令和7年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）	"
議案第72号	令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第2号）	"

令和7年津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査結果表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第73号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第74号	津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第75号	津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第76号	津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第77号	津幡町議会議員及び津幡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	"
議案第78号	津幡町総合交流型宿泊研修施設条例及び津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例の一部を改正する条例について	"
議案第79号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	"
議案第80号	石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置について	"
議案第85号	町道路線の認定について	"
議案第87号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（5災219号準用河川笠野川河川災害復旧工事）	"
議案第88号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災4757号町道緑が丘17号線道路災害復旧工事）	"
請願第10号	町道認定編入方請願について	採 択
請願第12号	日本国国章損壊の罪の早期制定を求める意見書を送付する請願	不採択

令和7年津幡町議会12月会議

常任委員会議案審査結果表

文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第81号	津幡町高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第82号	津幡町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	"
議案第83号	津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	"
議案第84号	指定管理者の指定について	"
議案第86号	財産の取得について	"
請願第11号	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出を求める請願	採択